

山田爲正日記類

(神奈川県茅ヶ崎市山田三次氏所蔵)

(1) 嘉永四年島津齊彬下瀧巡見御供日記

嘉永四年亥十月下瀧 御巡見御供之日記

十月廿一日、晴、俄ニ今朝より寒氣甚敷相成、わた入小袖三ツ着用、野袴・縮緬丸羽織ニて暁七ツ半時頃より出勤、

一昨夜八ツ時過江戸より之中急飛脚着、

一聽徳院様より被進候御文、菊池藤助より廻る、

出勤之上差上候処、御文之内ニ下拙へ被下候御たはこ入一揃、御封込ニ相成居候由ニて、御直ニ御渡被下

頂戴、

一五ツ半頃御旅服被為 召、櫻之間御中門より御発駕、

御供相勤候、尤御納戸奉行御小納戸迄ハ引戸駕籠、其外は垂かこ之事、

一行列引戸駕籠 鍵一筋 両掛 一荷 家来一人川崎權之助

草り取 合羽籠 一荷、

一拙者ニは 御行列跡より付上、伊集院御仮屋江 御着之上、のしめ・麻上下ニ服を改め出勤、

御召替之上御のしめ 五本御道具御行列ニて御出、

橋口今彦と拙者御供相勤候、妙圓寺江御仏詣、山門前

ニて御下乗、夕七ツ半頃御帰殿、直ニ退出、旅宿町内質屋也、入湯相休ム、

一玉子一籠三十計永吉家より到来、役人園田仁左衛門使ニ来る、

一永吉郷土組頭高崎十右衛門入来、

一玉子一籠五十計加世田郷土年寄・組頭より到来、

十月廿二日、晴、六ツ半前出勤、御供前、

一五ツ半頃伊十院御立、日置領主仮屋江

御休、島津下總 御目見被仰附、御膳進上被致、下總へも於御前同様被下候、

御吸物御掛盃上り、御一献被召上、御盃台差上被召上

候て、御盃下總江被下、御挾肴差上之、御自手被下之、御返盃被申上、引統二汁五菜之御料理差上之、下總江も同様被下之、

御側役豎山武兵衛江も於詰席御下御膳被下之、

一御印籠一提上通り鐘櫃細工置上 御自手下總江拝領被仰付、外ニ御器物類ニても被下候 思召ゆへ、御帰城後奉伺候様

ニと承知仕、

一御機嫌能御立、諸所御小休、小松相馬領所御小休ニて

は 御目見被仰附候、被下物ハ無之、夕刻伊作飯屋江御着、進上之白餅等被召上候て、御側へも被下候、至て上品也、

一夜入退退出、宿は郷士組頭之由、御飯屋より一町計脇、酒肴其外段々知走有之、土産品取合せ遣候事、水夫、下女傭人、下男式人入居候由、

一玉子 一籠五十計加世田郷士年寄・組頭より到来、

十月廿三日、雨、六ツ時過御先江伊作出立、加世田江九ツ時前着、旅宿郷士之医者にて春山何某、入湯仕廻致し、為泊番出勤、

一五ツ時御供揃にて御立、調練場御休、御見分等有之、七時過加世田御飯屋江御着、

一諸所にて進上物有之、明日 御仏詣御供相勤、帰附いたし、当番頭初是迄之進上物之内差分為戴候様ニとの御沙汰にて、御先供書役等迄夫々被下候事、

一御着之上 御吸物・御銚子差上之、
一千肴一籠ツ、加世田并坊津郷士年寄・組頭より到来、

十月廿四日、晴、五ツ時御目覚御仕廻、

一四時御のしめ御長上下被為召、日新寺江御參詣、御膳下御頂戴被遊候、相濟五ヶ所御仏詣、昼前 御帰館、下拙ニは御留守相勤候事、

一昼後於御構敷〔様カ〕加世田土踊御覧、惣人数千六百四拾八人之由、いづれも帯刀・鉢巻・陣羽織着、児踊も有之、三拾五六人計、五六才より十三四才迄、木綿紋付之振袖・鉢巻、相濟て於御構敷前〔様カ〕、中小姓酌にて御通り頂戴〔様カ〕大器さし渡被仰付候、

一右相濟近辺御歩行、御禰らひ御出、今彦と下拙御供、御供目付式人、奥御小姓六人、奥医師傭人、奥御茶道兩人、御鳥見傭人、郷右衛門・総差等付上る、御中途江御馬参り、御乗馬にて御帰館、無程退出、

一酒・肴・飯等出、入湯休ム、江戸状少々認る、

十月廿五日、曇、六ツ時過旅服にて出勤、

一五時御供揃、三本御道具にて御出、大崎村之内調練場江御入、調練御覧、夫より近辺御さじき江御移座、馬寄 御覧、御二度御膳等上り、夜入過御帰館、下拙御供相勤候、

一はや馬等申物初て見物、凡馬場七拾間ばかり、巾三間

供相勤候、

計之馬場江、凡四五十騎一同ニ乗込、馳競候事にて、

其内ニは馬行当り落馬、またハ人馬共倒れ候も有之、
目を驚し候事、

一御帰殿後退出、酒食出、入湯休む、

十月廿六日、雨、六ツ半時頃御先江加世田出立、九時過坊津一乘院近辺旅宿江着、仕廻いたし、一乘院御旅館江出勤、泊番相勤候、七ツ時過御着、寺宝什物等御覽、一統拜見、和尚江沙綾式巻・金子貳百疋被下候、進上物諸所より有之、

十月廿七日、小雨、後止、

一五ツ半時御立、式ヶ所御休にて鹿籠飯屋江御着、

一御立後浜辺より乗船にて、湊外江乗出、双児石岩窟之自然石観音等見物、其内ニ風波強く相成、引返し上陸千代松殿・東養殿・靜甫殿同道、雨又降出候付駕籠にて通行、暫時御飯屋江罷出候て旅宿江退出、用聞之由旅宿江参り居る、

一千肴一籠ツ、当所役人并顯娃郷土役目より到来、

一江戸江被進候御書其外京都其外江之御用封・私状等、

鹿兒嶋江差廻候事、

十月廿八日、晴、六ツ半時旅服にて出勤、

一御滞在五ツ時御供揃にて御出、三丁計も行、御さじき出来有之、御入、近辺七ヶ郷之調練御覽、相済候て

当所金山江被為入、金掘之穴其外金ゆり方等御見物、御吸物・御銚子御二度御膳等上り、一統江御賄被下候て、七ツ半頃御帰館、

一金子五百疋ツ、御包物壹ツツ、金山奉行兩人江、其外金掘等江も金子等被下候、

一千肴 一籠顯娃役目より到来、九万引三枚坊ノ津役目より到来、

一からすみ一服ツ、代錢四百文つ、取入、覺府藥丸氏・伊木氏江幸便有之、差贈候事、

一指宿二月田より飛脚到着、老女園川より御用封相届、去ル廿六日大奥女中同人初一同無滞同所江着致候付、御届申上 御機嫌も奉伺候との事、即達 御聴候事、

一豊後殿旅宿江差越、承居候御内意事等申述候事、
一からすみ一服被下候との事にて、今彦殿江廻る、

一御肴式尾昨夜御獵之由にて頂戴、

一夕刻郷右衛門殿入来、

十月廿九日、晴またハ小雨、六ツ時比御先江鹿籠出立、

石垣御立場にて昼飯給り、九ツ過頭娃麓郷土宿江着、酒

・取肴四種・菓子出、食事等仕廻、入湯之上御飯屋江
出仕、泊番、

一千肴一籠ツ、当所役目并山川役目之者より到来、

一玉子一籠 鹿籠役目より到来、

一御着後進上物段々有之、

一かごしま御納戸奉行より御用封到着、長崎表より相届
候御用封御用物等相廻ル、

十一月朔日、六ツ半比御目覚、五時御立、泊番より御供

相勤る、花瀬江も御廻り御見物、爰より開門^四嶽江差越

候様御沙汰にて、重久玄碩殿同伴、案内者召連、嶽江

差掛り候処、難所にて、山中之樹木をくゞり攀上り、

岩石などニ取付、よふく半ふく迄上る、夫より上は

茅生茂り、分入、絶頂ニ宮あり、景色無類也、上り舌

里拾八町有之よし、山中にてむべと申某物など多く有

之、採得候て、持帰り差上候、いづれも俄之事故、弁

当等も無之、夕方よふく御休場にて給る、雨降出、

暮過ニ相成追付上候て、山川地頭飯屋江御着、直ニ退

出、開門江は村井東養殿も被差越候、六十才計之老人

ゆへ、付添候者三人程にてよふく引上げ押上げ候て

登山之由、帰り後達 御聴、御物笑ひニ相成ル、朝稻

三益殿も被参候由、

一旅宿町家、手広之宿なり、酒食等出ル、六才計之男子

江にしき絵等遣ス、

一酒 一樽・菓子一折・饅節十当所分限之郷土佐々木善

右衛門・河野覺兵衛より到来、

十一月二日、晴、六ツ半時山川御先江出立、指宿湊之濱

崎太平次所江着、

一五ツ半時山川御立、諸所台場御見分、九時前太平次所

江御着、昼御膳等差上ル、

一表通り御肴^{鯛三}一折・御樽一荷、御内証より純子^{純之}五本・

御菓子^{三重}物一折太平次より進上之、

一御先番御供之向江酒食段々地走^馳有之、

一当所にて御家老島津豊後殿・御側役山口直記其外三原

藤五郎・早川務・三原藤十郎・豎山八郎・鷲頭才次郎

・仁禮雪庵、御供目付三人其余被召連候者之内、多く御暇被下候て、一本御道具ニて指宿二月田御茶屋江御着、拙者ニは御行列跡より付上、同所御囲内十番御長屋江着、

一千肴一折ツ、当所并山川且谷山郷士年寄・組頭等より到来、一酒赤貝当所役目之者より到来、

一務事帰府ニ付、到来之干肴差贈候事、

一長崎より相届居候御用品差上ル、

一御着ニ付御酒被下之、酸・醬油・味噌・味噌〔味〕之類御膳所より為戴參候事、

十一月三日、晴、昨今度々入湯、四時出勤、泊番、

一昨夜より今朝ニ掛見廻、客段々入来、

一肴はら一尾拙者御長屋之受込、摺ケ濱之漁人より到来、

一長崎江御用封出ス、

一八時頃より近辺御步行御出、暮比

御帰館、御供郷兵衛殿、女中も大かた被召連、

一鯛式尾七ツ過取得候由にて、太平次より進上、

十一月四日、晴曇、四ツ後代合退出、

一今日も近辺御步行御出有之、

一八ツ後御長屋受込之名代四郎助と申者參候付、案内為致、平太郎下人要助召連、近辺見物として歩行いたし、摺ケ濱にて受込候宿江立寄、茶など給る、包物遣ス、

浜辺も步行、植木など見物いたす、浜之内町家ニ繁茂之蘇鉄一株あり、高サ六尺計、土涯より梢迄枝茂く見事也、此地ニ移して八十年計ニ相成よし、毎歳子茂ると云、先年より御用木ニ相成居候由、其外諸処ニも有之候得共、一通成株なり、万年青も数多見当る、いつも普通成都之城類也、暮前風寒く相成候付、帰宅、

一ひしやと云黒き平免成肴二尾・酒一樽太平次より贈り来る由にて差出ス、珍ら敷魚なれはいかゞして給る物欵と問へは、下人之金次郎例のさし出て云様、是ハ焼こしらへニして給るがいつちよふござると答ふ、さらハ其通りにてさし身ニせよと申付置、入湯して帰りたれば、頓て食事ニ右のひしやのさし身添て出す、酢味噌にて給る、おもひの外よろし、

飛車は角さし身ニなりて候と

香車な顔で金が出す

また当所御差入後、日々三四度ツ、入湯のみにて仕

業もなく日を送りければ

指宿の二月田デンでん大鼓笛

笙琴なくて遊ぶ気さんじ

一当所受持之者よりとて、毎朝小鯛之様成魚式尾位ツ、必ず贈り来る、あまり過分ゆへニ二日置位ニ持参せよと、平太郎を以申聞る、

一江戸菊池藤助殿方へ之御用封出す、

一到来之ぼら御納戸書役町田善八殿江、同酒一樽ハ御草り取・御小人等江遣ス、

十一月五日、晴曇、昨夜より風邪氣にて平臥出勤致さず

一今日も近辺御出之由、

十一月六日、雨、戸塚靜甫老申遣候薬用致ス、気分少々よろしく候ニ付、押て出勤、泊番迄も相勤る、一重留より鹿肉上り被召上、詰合之者江も被下候、其外御側にて汁粉等被下候、医師・女中等も同様、

十一月七日、晴、四ツ後代合退出、風邪漸快入湯も致ス、

一八ツ後員ノ浜辺御出、御供、暮過御帰館にて退出、

一今日御鷹三振駒ヶ峯・朝日山相廻ル、御鷹匠頭其外参上、

一山口直記より蕎麦進上、一統江も被下候、

一蕎麦粉式袋新宮社司より到来、

一家来之場にて召連候川崎伊之助、今日差帰候事、金子少々遣ス、

十一月八日、晴、昨夜中風強く、今朝止、六ツ過より野服にて出勤、

一五ツ半頃より御野服にて御出、諸所にて御放鷹、

御羽合七ノ戸 青鷲一羽 柏原彌太右衛門

同断 駒ヶ峯 真鴨一羽 中馬 十郎

右之通御投飼、二月田より半道計之処、御構鋪入来有之、御入、馬寄御覽、馬數十疋程 御牽せ候御馬も御覽、所之者共江も拜見被仰附候、跡にてはや馬有之、郷土馬引等打交り、其内落馬候者も有之候へ共、直ニ飛乗り、至て達者なり、暮前相済、御帰路御鷹被召連候得共鳥代無之、暮頃御帰館、今日御先番郷兵衛殿、其外御膳所向御構鋪江被差越、

一御酒鹿肉御鷹方并当所詰切郷土等江被下候、

十一月九日、晴、四時出勤、泊番、

一今日も四時頃より御出、御放鷹、昼比御帰りにて、御膳被召上、再び御出、夕暮御帰館、

一長崎表より大砲難形、其外絵圖書面等三原藤五郎殿より廻る、即入御覽差返ス、長崎御付人大迫源七殿よりも問合有之、返答出ス、

十一月十日、晴、四ツ後代合退出、

一当所新宮社祭礼ニ付被為入 御覽、

一赤飯取肴式種其外酒肴ひしゃ所役目之者より、酒一樽・

ひしや式尾太平次より到来、

一鹿肉味噌漬・鯛之切身・御酒御茶屋より頂戴、

一到来之肴町田善八殿其外御刺刀磨并小細工人・大工等

江差贈候事、

十一月十一日、晴、六ツ過より野服にて出勤、

一六半頃より御出、御放鷹、御供相勤、昼比暫時御帰り、御膳被召上、再御出、夕刻御帰館、大鷲式羽・小鷲式

羽・真鴨一羽・黒鴨式羽御投飼、尤御分鷹にて諸所にて投飼、下拙にも朝日山御放鷹にて、小鷲一羽投飼差

上ル、右鷲 御直ニ拝領被 仰付候、

一御用向有之、売上人嶋名萬次郎申遣置候処、到着、筑前侯より御所望之黒塗青貝、朱塗（丸）沉香等之御弁当箱

四組申付る、同人より糟平一箱・煙草一包到来、飯・酒など為給候て、からすみ干肴等遣し差帰候、

霜月十二日、晴、四ツ時出勤、泊番、

一六ツ半時前より御出、御放鷹、九ツ過御帰館、再七ツ過より御出、夕刻御帰館、鷲式羽・鴨式羽御投飼、

一御羽合之鷲一羽ツ、喜入多門殿・島津石見殿江被下候ニ付、差廻ス、

霜月十三日、朝小雨暫在て晴、四時代合退出、

一昼頃より鰻之池辺御出、夜入比御帰殿、今彦殿御供、

一九ツ前より岩ヶ嶽と申山江案内者召連差越、平太郎も召連越、開門（門）嶽・竹之山・櫻島・今和泉之辺、佐多・根占方、四方眺望絶景なり、無程帰る、

一鯉 三尾・餅一籠今和泉役人等より到来、

一過日拝領之鷲相披候付、御鷹匠柏原矢太右衛門殿・中馬十郎殿・三島彦左衛門殿、其外三人御鳥見讚良休兵

衛殿・畠山吉右衛門殿相招申候、亭主振として町田善八殿召呼、夕方より入来、四ツ前被帰候、包菓子等為持遣候、包たはこ式包ツ、矢太右衛門殿・彦左衛門殿より、酒一樽・肴一尾讚良・畠山氏より到来、一到来之肴三尾仕坊主一統江遣候事、

霜月十四日、晴、四ツ時出勤、直ニ退出、

一御前へ出たるに、けふは長崎の濱江さし越て、吹寄貝拾ひ来れとの御内命あり、御請申上て、家に帰り、御用間の郷士ニ達して、舟の手当をなし、頓て弁当をももたせ、平太郎・貞助・要助召連立出、湊に至り、さば釣る漁人四人舟ニ乗せ、太平次の家近ければ、茶庫を所望したれば、酒三盃計入て持来る、舟を出したれハ、折から順風なりとて真帆引上て走る、摺ヶ濱辺にハ、赤貝を取る舟多くかゝりある、竹の山のもとを過、俣が瀬の前へさしかゝる、此竹の山と云ハ、天狗の住む所よし、誤て巖下ニ舟繋く時は難ニ遭と云、過し年官庫ニ取る米穀の舟、余義なく漕奇、一夜船かかりしたれば、俄に絶頂より大石多くまろび落ちかゝりて、危き目ニ逢たる事も有たりと云、凡三十丈余り

の絶壁聳へ、古松茂り、合淵にハ岩打浪荒く、おそろしき所なり、また其岸より三町はかりの沖に、周廻大凡三十間計の巖石海中ニ突出す、一穴あり、巾三間ばかり、高さ五六間もあるらん、普通の舟ハ穴の中をこき通ると云、俣が瀬といふも有て、おそろしき海上也と云、山川湊のはなをも打過行に、海岸の古松鬱蒼として、波頭に岩石多く積上、風波を凌ぐ、凡五六町計もあり、人力にあらす自然に壯觀をなす、水主等もまた云、実に開門嶽の神通を得て築き上たりと、夫より兒が水といふ浜辺に舟を着たり、此地迄式り半計の海上也といへども、追手なりければ纔に半時計の程に来れりといひて、皆々上陸し、浦人の家にしばらく入て休む、茶など煎て出したり、惣して浦役をへんざしと云、幸に来り逢たれば、長崎か濱を問ふに七合はかりと答ふ、案内を乞て岡を越ゆく、川尻の湊は右のかた目近く見得たり、程なく長崎か濱に至り着て干潟にたち出見るに、聞こく沖にハ目をさえぎる山もなく遠干潟には五彩の真砂地を埋ミ、吹よせたまる色々のうつせ貝ハ錦を織出たる如し、ミなくをり立て貝を拾ふ、実に興に入たり、夕日既傾き、帰路遥なればた

ち帰りなんといへとも、名残を惜て止ず、再三催したて、漸々立去り、拾ひ集めたる花貝を手籠・手桶などニ入れ、荷ひて兒か水に帰り、さきの舟に打乗てこき出す、頓て日も入て、十四日の宵なれば、月ハ根占の山上にさし登り、影海上にうかひて美景なり、殊ニ風も吹止ミ、海上静かにして氷の上をゆくに似たり、舟子代るく櫓をおしてゆく、また山川の鼻を過行に、海岸ニハマつ虫はた織など、声振上てなく、中秋のことし、誰しも珍しか也ときく、今や霜月の央なるに、暖地の氣候おもひやるへし、六ツ時過るころ指宿の湊に舟着たり、太平次の家にしはし立入、けさしもかり得たる茶庫返たるに、主の太平次はかこしまニ行て居合す、家内・手代など走り廻りて、茶など取出しもてなす、されと辞してたち出、六ツ半のころ帰り、出殿して拾ひたる貝を奉り、浜辺の美景など御物語申上て退出す、

一家来鐵藏不快にてかこしまに残し置たるに、快気して来りぬ、

霜月十五日、晴、四時出殿、泊番、

一八ツ後より近辺御歩行、御放鷹、夕刻御帰館、

一江戸江間の飛脚差立、御内用向御留守居半田嘉藤次殿

并菊池藤助殿江問合書出す、御入用金等之事ハ御側役

堅山氏江申達し、同人方より友野市助殿江問合相成筈、

幸便ニ付宿許江も無事之一封出す、

一江戸江差廻候御用物之義は、同席伊木八十郎殿江問合出す、

一御不用ニ相成候遠目鏡之事、大迫源七殿江問合遣す、

一御草履取以下三役之者并御広鋪向足輕等江、御酒・鹿肉等被下取計、

十一月十六日、晴、四ツ後代合退出、

一摺ヶ濱御湯治場見分として、御用部や書役伊東正兵衛

殿・湯地市兵衛殿・郡奉行關山鬼散太殿・御庭方園田

郷右衛門殿同道差越、相濟、太平次所も見分、明日

御入之節之道具等見分、追々福崎七之丞殿・伊十院藤

九郎殿・菊池藤七郎殿・新納軍悦殿・平田吉之丞殿等

被參、酒食地走有之、關山氏肝煎にて川尻女五人、其

外四人参り、座鋪にて川尻ぶしと申もの謡ひ囃子有之

相中江肴代式百疋遣候事、夜入六ツ半過帰宅、

一 太平次子供江金米糖一箱持參にて遣す、

霜月十七日、曇、風強く後微雨、四ツ時出勤、

一 四ツ半頃より御野服にて御出、御乗馬またハ御歩行にて、内山と申所江被為 入、焼物土取方御覽、道法一里半計、夫より摺ヶ濱江被為 入、干潟江御布屋取立またハ幕張等為致、砂蒸御湯治被遊、尤大奥女中向も前以差越居る、太平次取計にて引綱申付 御覽、風波立候故か不獵にて、よふくうるめいわし六七疋入る、八ツ過比太平次所江 御入、昼御膳其外御間之物種々進上、尤御膳所御取替にてさし上る、夕御膳迄も被召上御先番之御側役はしめ奥向御供之向一統地走有之、大奥女中も被召連同断、尤御側役衆并 御先番之川上郷兵衛殿・重久玄碩殿・拙者・奥医師之衆・児之衆ハ於 御側被下候、夜五ツ時過御駕籠にて御帰殿、御供相勤候事、

一 御前通御膳枕御器物類は先年より御先代様方、追々御入之節々差上来候品、別段格護いたし置候由にて、前以差出、見分いたし置、其段奉達 御内聽候処、別段差廻候ニ不及、右御器物にて差上候様被仰出、惣て

所持之品にて差上候事、

一 二幅対懸物狩野探淵筆一箱・銀之細工置物一飾・御肴代金三千疋、御入ニ付太平次江被下候、別段 御包物 一ツ

内琥珀帶地一筋・紅毛織女帶地一筋・御国織小倉一反・御盃五ツ・きせるたはこ入類三通・掬物紙入之類・にしき絵百枚、

女
右太平次初妻男子娘江相中ニ
帶地一筋ツ、たはこ入きせる筒一揃ツ、
右同人姉妹江

女
帶地一筋・小倉織一反・きせるたはこ入式揃・盃三ツ

右同人舍弟并妻相中ニ

右之通御内証より被下候、外ニ

御広蓋受にて

縞縮緬一反・博多紙入地三・細工物色々、

右大奥仕出し園川より受取、別段被下候、

広蓋受 品々

大奥女中一統より差贈ル、

右之通いつれも御用部屋書役伊東正兵衛殿江引渡、為戴候事、

一御菓子三重物一折

唐織〔鈍カ〕純子女帯地 八筋

右大奥向江被下ニも相成候へハ、雖有奉存候趣を以、

拙者迄太平次より内々差出候付、達 御内職候処、

受取置候様との事ニ付、相受取候事、

十一月十八日、晴、四時前出勤、泊番、

一江戸廻し御用白くづな百五拾、山川より差出候付、尚

又千方申付候事、

一御側江被召出、鶴之御雜〔煮カ〕煎被下候、玄碩殿兩人、

霜月十九日、晴、風強し、五ツ時比より頼ミ引、

一六ツ時比より御放鷹御出、

一五ツ過より案内之人相たのみ、平太郎等召連候て打立、

今和泉の方より池田之池見物ニ差越、此池之周廻三里

計之由、湖水之如く蒼波漫々たり、池之廻り式里計も

行て顯娃ニ出、開門之宮江参詣四り計之よし、別当寺ニ通り、

吸物・塩氣・焼酎など被出、暫く住持ニ物語す、什物

天智天皇之御大刀御享之よし

開門嶽之古絵図御懸物等拝見、

住僧案内にて拝殿迄さし越、実ニ古宮之体いふ計なく、

琉人書之扁額あまた奇進したり、また 天智天皇陵も

あり、拝礼す、石之玉垣にて囲ふ、其外古物多し、御

守護札等申受、住僧ニ別れ立出、鰻之池江廻り見物す、

鏡之池ニも到り見る、鰻の池廻り一里余もあり、蒼浪

岸をひたす辺りに民家十五六軒あり、温泉二ヶ所、其

傍何れも熱湯踊出、式尺計りも競ひ上る、炎煙常ニ絶

す、おそろしき処也、道の傍小溝の流れに菰を敷て唐

芋を置ニ、忽ち煎熟して釜にて蒸たるが如し、ミナ

く給りたり、山岳の中央に地獄と呼地もあり、いつ

れも地中より熱湯漲り飛て、近寄る事態ハす、人家ニ

しばらく入て、昼飯など給り早足ニ爰を立さり、山岡

を越て七ツ半頃帰宿す、今朝御咄申上置たれば、唐芋

など持出てさし上る、跡にて聞けハ、此池中に大サ四

五寸巾位成鰻多く住て五月雨の頃は岸に上り、芝生に

遊ふと云、其余鮒、小鰻などハ至て多しといふ、

一鏗節十、喜入役人持参到来す、

一酒一樽に媛鍋菓子など取添、太平次持参して、御入

の節の礼承る、

一長崎製御菓子一折、奥四郎殿より御内々為伺御機嫌進

上差上る、

一夜入過より御納戸支配之者召呼、酒振舞候事、

霜月廿二日、晴、風立、四ツ後代合退出、

一今朝六ツ時過より御出、御放鷹、

霜月廿日、晴、少々寒氣増る、四ツ時出勤、九ツ過退出、

一今晚七ツ半比より大奥女中一統、開門宮參詣被仰付候、
表ニ相成、

一詰合之奥向并覺府御留守之奥向一統より任先例蕎麦切
進上す、被召上候て一統へも被下候、

一明後日 御帰城ニ付、御道具少マツ、取集、御仕廻方
いたす、

一千鯛一箱谷山郷士役目より到来、

一御滞在ニ付ては、郷士其外浦人等よりも折々到来物有

一驚などにも取得候様ニと被 仰付、御鷹召連、御鳥
見など同伴、御場内廻り候得共、鳥代無之、むなしく
帰り御届申上る、

一かごしま表・長崎表へ之御用封仕出す、

一右同御茶屋江相詰候郷士初江も、御用部屋取計ニて金
振相通一統為戴、我々ニも戴候事、

霜月廿一日、晴、四ツ時出勤、泊番、

一右同御茶屋江相詰候郷士初江も、御用部屋取計ニて金
子被下候由、

一白餅一籠当所郷士役目之者より、酒一樽・小鯛十黒岩

一黒岩政右衛門、山川郷士佐々木善右衛門・河野覺兵衛

政右衛門殿より、きん九年母餅取交一籠御茶屋番郷士
脇田六兵衛より、うるめ干物一籠喜入役人より到来、

・濱崎太平次等、毎々御内証より進上物仕候ニ付、御
返し旁被下物取計候事、

一七ツ前より御出、御放鷹、夕方御帰館、

返し旁被下物取計候事、

一夜入候て玄碩殿と両人大奥 御側江被 召出、麦飯、

一葛な三尾島山吉右衛門殿より到来、追て返礼可致事、

鴨之御汁など被下候、奥医師・兎之衆なども同様、

一千小鯛十・白もち一籠・純子〔純カ〕一本太平次より、御滞在

中 御入無滞相済、内々進上もの等彼是之礼として到

来、此方よりも毎度到来物之礼旁、縞縮緬一反同人江贈候事、

一扇子五本入 一箱・てぬくひ・かんさし・たはこ入・きせる筒・盃等包物にて、脇田六兵衛江贈候事、

一あかる三尾・糟平一包小牧良助殿・玉置七太郎殿江遣候事、

一花岡木綿一反、御長屋受負人摺ケ濱之與兵衛江遣候、

外ニきせる・たはこ入一揃・盃・百田紙等、別段家内之者へと申遣候事、

一あせ取・きせる筒・たはこ入・猪口、右名代にて毎々入来之四郎助江も遣候事、

十一月廿三日、晴、四ツ時出勤、八ツ半比退出、

一赤貝塩辛三升一壺受負人與兵衛より、鯛二枚・酒一樽 佐々木善右衛門・河野喜兵衛より到来、

一御残り之御菓子一包御膳所より為戴参候、且又御遣残之紙類御納戸より同断、

一江戸より飛脚到着之由にて、公私之間合相達、

一長崎よりも同断、達 御聴返答出ス、

一御側江被為召御飯被下候、

一夕方彌次ケ湯江初て差越、御茶屋内之湯より格別宜し、尤諸人入込故温泉見苦々々、

一詰之衆・所役々等追々見廻ニ預る、

一早川務事為御迎入来、拙者長屋江止宿、到来之酒肴等末迄も振廻候事、

一夜中御用封追々相届、

十一月廿四日、朝曇、四ツ比少々雨降、終ニ晴る、暁七時出勤、

一今日御帰城ニ付、御先江七ツ半比出立、今和泉御飯屋御休ニ相成候付、玄碩殿同道、暫時立寄、御飯屋御座向見分致す、御附御小納戸猪俣爲右衛門殿出会、御領主より御吸物・御酒・御取肴被下候、直ニ出立、喜入江差越飯屋見分、領主肝付左門殿・隠居ニも出会、吸物・酒・取肴・飯等被差出、八ツ後合山町家旅宿江肴、吸物・酒・肴等差出す、七ツ過同所御飯や江出勤、泊番、

一今朝六ツ時御立、御道法十里計、夕刻 御着、今和泉御小休にて、御吸物・御銚子・御肴、喜入御休にて二汁五菜之御料理進上有之候由、

一豊後殿初先日御暇被下候人数、当所江御迎として今日
参上、

一白もち一籠指宿郷士年寄・組頭より到来、

一差足袋一足島山吉右衛門殿江到来物為礼当所にて差贈
候事、

十一月廿五日、晴、別して暖氣、仲春之如し、

一今日御供被仰付候付、暁七ツ半頃今彦殿出勤にて、代
合退出、仕廻いたし直ニ出勤、野服用用、

一六ツ半時頃より御野服にて、御側廻のみ被召連御出、

御供相動候、谷山内諸所御放鷹、四ツ時過京之原にて

黒鶴御羽合、御鷹七ノ戸丈夫ニ投留候、夫より暫民家

江御休、在合之焼耐芋〔焼カ〕など御鳥見等より差出、何れも江

被下候、柏原と申処御通行にて、中之鹽屋御構鋪江御

入、調練御見分、昼御膳被召上、一統江も御賄被下候

て御立、夕七時過 御機嫌能 御帰城被遊候事、

一拙者事ハ御放鷹御供のみニ付、中之鹽屋御さじき迄御

供致し、代合候て草り取老人召連、八ツ時過罷帰る、

尤駕籠其外家来等谷山より先江帰候事、左候て出殿、

御帰殿後御祝儀申上、御祝ひ御賄等頂戴いたし退出、

兼々出入之衆より酒肴等到来、見廻も有之、同宿井上
庄太郎殿初打寄、着を祝ひ候事、

(2) 嘉永四年島津齊彬花尾神社參詣御供日記

〔四年辛亥ナリ〕
嘉永五年壬子九月三日、晴、

齊彬公御家督後初て 花尾社御參詣

一昨夜より少々雨降、未明より晴天、深更八時過より常之羽織袴ニて出勤、

一曉七時御供揃、御平日之御羽織袴ニて、六時頃櫻之間御中門より御出、三本御道具為御持、矢来御門より木

突川筋 花尾山江御參詣、御供御側役山口直記殿・御納戸奉行大野清右衛門殿・御小納戸拙者相勤候、奥医師も二人御跡乗、

拙者行列 台輪駕籠・両掛合羽籠・家来一人・鍧一人・草り取召連候、か籠人足其外ニて八人計前以申出置、前夜より参り居候、

御立

二里計

黒岩御立場

山見廻詰所

一里計

下平坂御小休

一里九町

九ツ時頃平等王院江御着、御束帯ニ御召替、御轎ニ被為 召御出、我々ニも布衣ニ相改御轎之御左右ニ奉付上、御出掛同所愛染堂江御拜被遊、夫より 花尾山大權現隨身門前ニて 御下轎、御拜殿ニて

御拜被遊、御盛塩・御神酒御頂戴、御立、一町計御歩行ニて御立戻、 丹後御局・永金阿闍利御廟所江 御

參詣、同所坂下ニて御乗轎、御轎之御出入毎ニ我々より御簾捲揚る、御乗轎之御都合申上る 御たはこ盆之儀は、御脇へ上置候事

半道計御立戻ニて、一之宮隨身門前ニて御下轎、 一之宮江 御拜、花尾宮御同様、夫より東俣御茶屋江 御入 平等王院よりは、迄半里九丁計 御出之節之通 御召替、御昼御膳

被召上、我々ニも御賄被下、最前之通着替 下々ハ東飯、被下候、 九ツ半時比同所 御立、

半里計

下平坂御茶屋御小休

一里計

黒岩御立場

二里計

夕七ツ時頃御帰殿、退出、

一御參詣ニ付ては 御官服・御太刀・御轎等、其外御行

列為御持御道具御供方迄前日御先江被差越候、同席之内伊木八十郎殿・御納戸奉行驚頭才之丞殿にも昨日より被差越候事、奥御小姓衆ニは御立場御先番旁被差越候、

一歩行御供はも、引長天、

一朱御挾箱ニ御召替御用意之御弁当入付候て一荷、御行列内々被召連候事、

(3) 嘉永五年島津齊彬參府御供日記

輩の跡を慕ふて残したる

嘉永五年壬子八月 御參府御供留

八月廿三日、晴、六ツ時過より旅服にて務方江差越、暇乞いたし、朝飯給り出勤、

一 江戸飛脚便より南部遠江守様・聰徳院様・智鏡院様・

伊達遠江守様江 御直書被進、御下渡相成候付、毎之通仕出候、宿許其外江自状差出候事、

一 四時御旅服にて御対面所より惣御供にて相勤候、水上より御先江披上横井御休ニ差越居、御入待上、御膳差上、御立後出立、七ツ半比苗代川江着、御祝儀申上候て退出、御家老衆御側役江廻勤いたし、旅宿朝鮮通詞加芝平左衛門江着、

一 蠟石根付・ねり物根付嶋名萬次郎〔後〕為殘別途中江持越到来す、菓子二折明石屋六兵衛より手代を以贈越す、口取物二重池田政右衛門より到来、野口理右衛門ニも入来、酒も到来す、

一 菓子一折黒田平阿み殿焼物掛りにて、当所江被相越居

候付差贈る、梨子一台宿主より到来、返しニあせ取草双紙等遣候、

一夜入頃より平太郎池田政右衛門・野口理右衛門・谷山八次郎并平左衛門悴源太郎等呼出し、酒吞せ相咄候、主平左衛門事ハ当年七拾才罷成候由、

一 戸塚靜甫殿明日より長崎之様御内用にて被差越筈にて入来、暫時彼是之儀御用談致し被帰候、

四ツ時御発駕

水上御茶屋御小休

横井御茶屋 御休

五本松 御小休

苗代川江七ツ半過 御着

一 拙者行列向是迄之通荷宰領御納戸組大工谷山八次郎召連候事、

八月廿四日、晴、六ツ時過より出勤、 御供前、

一 六ツ半前 御立、

苗代川

一 里九町五拾八間

妙見ヶ嶽 御立場

一里十一丁三拾三間

市來湊御飯屋 御休

一里壹丁拾間

五反田御茶屋 御小休

一里拾三町五拾三間

木場御茶や 御小休

一里半四町四拾間

向田御飯屋 七ツ時 御着

右之通御供相勤、退出、旅宿町にて質屋小牧八左衛門所着、暫在て御用申来出殿、御渡戸口より御乗船にて、川狩御覽御出、御供被仰付、川魚沢山御獵所之者投網にて取得る、暮前御帰りにて退出、

一八幡新田宮別当權執印一条、武兵衛殿江 御沙汰被為在、御内々御金拾五両被下之、古文書格護所修覆いたし候様同人より書附を以被相達、先度差出置候古文書之修覆被仰付候上、追て被相下候段自分よりも相達候事、

一夜入井上庄太郎殿・戸塚靜甫殿にも今日迄は御供被致候由にて入来、猶又長崎之都合詰役江自分より問合、同人掛りにて御取入物申出候て、御代払等之事御差分

金之内より払出、付届反布類之儀も申出候て無差支相

渡置、近々御附人大迫源七殿帰崎之上申出、自分迄首

尾申越候様 御内沙汰之趣申遣す、大迫氏江も為念一

封添問合書等靜甫殿江相渡ス、

跡にて酒出す、理右衛門・政右衛門事も參居候付、呼

出し遣す、

一いり豚一皿・氷砂糖一曲右兩人より到来、

一玉子一籠・蛤一籠 御飯屋より被下候、

一千鮎・干海老・蛤等權執印より到来す、

一四ツ時過江戸より之飛脚到着、御用封数通飛脚御留守

居方付役之内持參被致、受取、其外自状も来る、披見

いたし、八ツ時前休む、

八月廿五日、晴、六ツ時前より向田出立、泊番前

八ツ時頃阿久根、例之藥居次兵衛所江着、酒等出し候

付、包物遣す、七時前 御飯屋江罷出る、

向田、六ツ時 御立

一里半拾丁貳間

高城之内柘平御水茶屋

一里半拾丁五拾七間

西方御飯屋 御休

一里半拾六丁三拾九間

阿久ね之内伏森口 御立場

一里拾五町貳拾四間

阿久根御飯屋江七ツ時過 御着

一西方并当所ニテ引網被仰付、魚沢山差出す、

一御家老衆初山形看板已上迄御獵之魚ニテ御酒被下之、

一昨夜飛脚便より申来候御用向達 御聴、且亦八ノ戸候

・宇和島侯・聽德院様・智鏡院様等より御直書相廻、

即差上る、御書物方之御金百両弥此節相受取候段、大

郎右衛門殿・次右衛門殿・藤助殿連名ニテ申来る、宿

元其外より自状尚又受取、

一陽明御殿江被進物相届候付、問合通取計候段御留守居

田尻次兵衛殿より返答申来る、

一權執印今朝入来、被下物之御札承候付、来春御通行之

節迄ニハ惣修覆成就いたし置候様、猶また申聞、書面

壹通受取、

一平田吉次郎殿江戸より帰府通行ニテ、為伺御機嫌御飯

屋江参上、御目見被仰付、安藝殿・周防殿・松壽院

殿江御茶一壺ツ、干肴一籠ツ、被進候付、持越差上

候様被仰付、同人江相渡ス、

一御寐五ツ時前、

八月廿六日、晴、御立後出立、夕雨降、

阿久根御飯屋御定刻六ツ半時 御立

一里四拾五間

同所之内柴山 御立場

一里四町四拾四間

野田 御休

一里拾九間

高尾野之内西之平御水茶屋

一里九丁四拾八間

出水御飯屋 八ツ時 御着

一下拙ニは五時頃御跡より出立野田ニテ拔上、九ツ過出

水郷土昨年之宿ニ着、酒肴等丁嚙ニ付胴乱一提・汗取

・髪さし等遣ス、且又田上親類荒田次郎左衛門殿より

千鮎一連、ふのり一枚、田上氏末男持参ニテ到来す、

菓子出し為謝礼にしき絵七枚・盃・たはこ入等贈る、

一鮫島吉左衛門殿書之扇子貳握、鷲頭氏より到来、

一明日米津天満宮御代参ニ付、御初穂之青銅十疋御使番

方より受取候付、宰領もたせ直ニ別当江遣ス、

佐鋪 暮過 御着

八月廿七日、曉迄風雨、六時前晴る、御先江七時過出立

麻上下着用、米津天満宮江 御代参相勤、夫より水俣

御休江御先番相勤る、御立後出立、御小休ニて拔上、

七半過佐鋪三俣藤一郎所ニ着、手広く宜き家なり、

出水 御立

一里半拾町七間

米之津御茶屋 御小休

一里拾一町五拾六間

笹原御水茶屋 御小休

二里

水俣 御休

一里半

貫村 御小休

一里

貫峠 御野立

一里

湯之浦御立場 宮島十助

一里

一筑前より飛脚到着、美濃守様より御直書・糟漬鯛并御

封物一箱被進之、且亦釵付筒之代金相廻り受取、御小

納戸方江致格護置候様被仰付、外ニ金堀之一条申来、

達 御聴候処、武兵衛殿口合候て、三原藤五郎殿江間

合越候様被仰付、何れも問合出す、筑前江も御返書被

進、自分よりも返答出し、飛脚差帰す、

御着後暫時相詰退出す、

一今日より他領ニ相成候付、払金一円八次郎江下る、

八月廿八日、晴、七ツ半頃出勤、御供番、

佐鋪 六時 御立

廿六丁計

佐敷峠 御野立

一里半計

田之浦 御小休

廿六丁計

赤松峠 御野立

一里余

二見村 御立場

一里四丁

日奈久 御休

式り半

八代江夕七ツ半時比 御着、

御着後無程退出、旅宿一文字屋芳次所江着、平太郎・八次郎呼出し酒廻舞候、鮎之一尺計成魚出す、見事也、ぶんたん三到来、包たはこ五ツ、子供江髪さしなど遣す、此宿古手屋と見得たり、座鋪宜し、珍ら敷雪隠有り、兼て之雪隠之穴之上ニ五寸計高く台を置、なまこ形ニ穴を練明たり、夫ニまたがりて用を足す事と見得、乗馬のことくして弁す、暫くハ至てらくニあれど、股すくみて甚悪しく、見立過たりと一笑す、また或時政田屋嘉兵衛より聞たる事あり、此駅之者何かな三都にも越たる商賈をせんとて、色々と工風したれど、いづれも立越たる程の事なく、不計考て風呂屋を美麗に作次して、例の湯壺之前上より覆ひたる板に高蒔絵ニ模様ヲかきたり、浴する旅人いづれも下賤にて諸国之者多く立入、忽ち名譽と成、三都繁栄成と雖、是程成錢湯なし、いつにても至り見物せよと云たることあれと未だ至り見す、平太郎などハ至り見たると云しことあ

り、駅中商家目ニ立程成ハなけれど、相応ニ渡世之ありと見得たり、

八月廿九日、昨夜今曉迄雨頻ニ降、泊番なれば七半時前打立、其比は少し雨止居たり、小川駅にて人夫継立、九ツ過川尻之川を渡す、宿ニ着前雨又強し、雷鳴す、旅宿二階にて甚見苦し、此駅は川辺にて、年内ニハ兩度計ツ、必洪水之難ありとて、家々の四壁水ニ混り跡分明ニ顕れたり、依て大かたハ二階住居也、飯湯仕廻、早々出勤す、

八代 六ツ半時 御立

二里

種子山 御小休 小田貞之進

一里廿丁程

小川本陣 御休

一里十丁

豊福村 御立場 三角屋

一里十丁

古保里 御立場 本郷惣右衛門

二里

川尻本陣 七ツ半比 御着
一 払金壹円鐵藏ニ渡し、八次郎ニ下る、

九月朔日、晴、

川尻 御立 六ツ半時

一里半余

熊本入口 御小休 松田休兵衛

一里程

同所出切 御小休 荒木市三郎

一里五丁

御馬下村 御立場 赤木直三郎

一里

植木御茶屋 御休

二里余

廣野町 御小休 善行寺

一里余

山鹿御茶屋 七ツ半過 御着

一 御立跡より出立、熊本入口御小休江参上、酒食例之通
地走あり、麗婦如毎多く出て給仕す、是より惣御供ニ
て、出切御小休より拔上、植木ニて昼飯給り、七ツ時

前山鹿宿鍋屋壯兵衛、昨年之宿ニて都合宜し、酒食可
嗜ニ饗応す、温泉ニ入、兄弟三人の男女見苦しからず、
給仕す、紙入・あせ取・録算奉書・唐筆・詩せんなど
謝礼旁与ふ、平太郎招呼、酒遣す、又長崎より伊勢屋
彦藏当駅迄参り居候様申遣し置たれと来らず、松崎辺
ニも至り待坎、其段達 御聴、惣て川尻より当駅迄八
里三町計有と云、

九月二日、昨夜より暁七ツ比迄風雨ニて晴る、終日曇天

寒氣を催す、小袖を着用す、六ツ前より出立、

南之關御休江差越、 御昼相勤る、九ツ比御着、御立

後御小休ニて拔上、七時瀬高櫻場十右衛門所ニ着柳川

軽体也街道より左之方へ、饗膳了喫なり、石炭の匂ひ甚し、
入込離れ家にて魚屋なり

山鹿 六ツ半時 御立

一里半余

岩村 御立場 光行寺

一里半之内

肥猪村 御立場 瀬口平三郎

式り計

南之關御茶屋 御休

式り

原之町 御小休 松尾伊兵衛

式り

瀬高御茶屋 七時過 御着

一ふくべたは粉入一・根付一・煎茶一壺、加賀屋吉左

衛門より到来、大坂にて礼可致事、

九月三日、晴、御供前〔補カ〕にて六ツ比より出勤、

瀬高 六ツ半時 御立

式り

羽犬塚 御小休 久留米 御茶屋

一里

一條町 御小休 喜多や文藏

式り

府中久留米侯御茶屋 御休

一り

古賀茶や御立場 岩屋八次

式里

松崎久留米侯御茶屋へ七ツ過 御着

御着後暫在て退出、旅宿魚屋彌兵衛所ニ着、昨年と違

手広成宿にて宜し、家婦など見苦しからず、

一兼て申越置候長崎表より、足輕白石仲太同道にて伊勢

屋彦藏事、拙者名前出居候旅宿江参り居、御用物釣台

式棹持参ニ付、召連候て出勤、其段達 御聴、持越候

品入 御覽、彦藏より差出候品も御用ニ相成、時計類

・硝子器等也、紅毛鳥籠一彦藏より内々進上いたし差

上る、彦藏其外拙者旅宿江止置、明日も召連候筈、更

沙帛ツツ長崎相良運八殿より書状を以到来す、彦藏其

外呼出し酒遣候て、家内等呼出し四ツ半過休む、

九月四日、晴、泊番ニ付七時頃出立、九ツ過飯塚着、旅

宿は御茶屋前、樽屋孫七郎孫カと云酒醬油并質商買相応成

宿也、八ツ時過出勤、

一暮前 御着、美濃守様より御側向安永延助殿為御使者

参上、千年鮎一箱・味噌漬鯛一桶被進、 御目見被

仰付御直答、御側にて御吸物・取肴三種組付、御酒・

御菓子被下、召上り之御菓子も別段被下之、暫御咄被

申上、丹後編一反於 御前被下之、美濃守様江ハ御持

越之御菓子一折・鯉節一箱被進之、延助江引渡ス、相

下り候て於扨席紗綾式巻表向被下之、

一人より金堀〔堀〕之義口合被申候ニ付、御国許より式人被

差越答相答、右兩人身分之義被尋候間、大凡返答致置候、且亦釵付筒代金之義は、御国元江尋越置候付、江戸より可申越段相答候、

一長崎より彦藏持参之内、袂時計一代金四拾両、右同中通り一对代金三拾両、置時計一代金拾壹両、望遠鏡一代金八両貳分、時計鎖五ツ代金壹両三分貳朱、名酒瓶一对代金貳両壹分、紅毛手遊物五ツ代金三分、九拾四両壹分式朱御取入ニ相成、代金於御国許大奥御下渡相成候内より払出候様 御内沙汰にて、即同人江相渡、証書取置候て御格護致す、右之外ニ代金百三拾両と申出候、袂時計并六両壹分硝子火燈五ツ之儀へ、於長崎御下渡可相成段申聞、御付人大迫源七殿江之問合相渡す、右之通御用濟ニ付御暇被下候付、琉球紬一反金子五百疋反物は御小納戸方、御金、之儀は御用部屋より、彦藏江進上物御挨拶旁金子百疋御用部、幸領足輕白石仲太江被下之、且又岩山十郎殿・谷村愛次郎殿同人持越居候ラールコールヅツツ取入被申、代金貳両貳分ツ、受取、直ニ渡ス、拙者ニも取入品有之、代金貳円即相渡す、將亦同人持参之内御用迦之品、幸筑前表より延助殿被参居候付、彦藏召

連越御見分ニ候て可然段依

御内沙汰、延助殿彦藏江口合、御都合次第足輕は先江返し呉れ候様ニと演説致す、左候て長崎江之返答其外申越候御用封取仕立、仲太等江相渡、九ツ半過平臥、一今朝松崎御立、諸所御休にて暮前飯塚筑前侯御茶屋江御着、

九月五日、晴曇、

飯塚 六ツ時御立にて、諸所御休、

小倉 村上五郎左衛門所江御着、

一拙者ニは 御立後出立、途中にて暫時安永延助殿江面会いたし相別れ候事、七ツ時過小倉、昨年之宿油屋平左衛門所ニ着、

一重久玄碩殿入来、筑前侯江被差越候金堀一件、同人掛りニ付口合承り、堀人身分違之事問合相認、御用部や書役伊十院新之助殿ニ渡し、筑前表江飛脚差立候事、一 大坂御屋敷廻り吹田秀太郎参り居、帰坂ニ付、舟便より御用物差廻し候、且又早川務申談、兩人不用之荷同人江頼ミ、中國路は兩人之荷付合せ、馬一疋差通し候筈ニいたし候事、尤谷山八次郎義は務此方兩人之馬宰

領ニ相頼召連越候付、宿々ニても隔番ニ止宿為致候事、
一少々不氣分ニ付、早メニ相休む、式両金八次郎江下ル、

候間、其心得ニテ取計候様依 御内命申遣候、
一煙豚之事御国許御納戸奉行且藥丸猪右衛門殿并館内聞
役新納眞助殿江問合越す、

九月六日、晴、御休詰前候付六ツ時比小倉出立、六ツ半
過大里着、乗船渡海、下之關江着、旅宿増屋與右衛門
所、二階也、御着前出勤、

九月七日、晴、暖氣仲春之とし、七ツ半比出勤、御供
前、

小倉 五ツ時御立、御渡海無御滞

下之關御本陣、六ツ時御立、諸所御休

下之關江四ツ半過 御着、

ニテ、吉田船木御本陣江夕方御着、

御着之上御祝儀申上候て、不氣分ニ付八ツ後退出、御
側役已上江廻勤、旅宿ニ歸る、

一厚狹市御小休ニテ、昨日打留候由鶴一羽進上いたし、
為御挨拶五百疋被下之、

一大坂廻し御用物、御膳所向江も相達、船江積入方郷兵
衛殿申談取計、

一御着後無程旅宿江退出、至て小狹也、六疊敷計ニて見
苦し、昨夕政田や小差を以、今日より通し六尺四人ニ
て、其外ハ鐵人足ニ相成候段承る、

一御渡海之飛脚被差立候付、江戸聽德院様・智鏡院様江
御文被進、御渡相成候ニ付仕出し候、宿許江も一封差
上、干肴・布海苔等飛脚江頼ミ廻す、賃錢式朱相添頼
候事、

九月八日、晴、泊番ニ付七時 御先江出立、小郡ニて昼
飯給り、八ツ時比宮市多田屋傳弁カ七所江着、宿宜し、兎
給仕ニ出る、七時御本陣江出勤、

一京都田尻次兵衛殿江一封、原田才輔殿・得祥院殿連名
ニテ 近衛様御願置日本後記之事は、一応御殿より相
下け、御通伏之上差出候て

船木御立ニて小郡御休
宮市江 御着

御拜見之上御返上ニテ、何分江戸より猶又御願可被下

一深更ニ及て御国元去ル八月廿九日被差立候中急飛脚參

上、松壽院殿より御文被差上、彈正殿御附より先比被

遣物之御礼申来る、并老女永瀬・園川より御小納戸宛

にて一封来る、江戸御老女姉小路殿より之御返事文并

小の島・岡村より之文封じ込、差上呉候様申来る、い

つれも差上る、

一御納戸書役椿松與八郎殿より口合置候御長持三棹、御

趣法方御用人福崎助七殿差図にて、廻船江積入候段届

申来る、其外問合相達ス、

一長崎大迫源七殿よりも問合四通、御注文アラビヤゴム

之事申来る、

九月九日、晴、六ツ時御立、跡より出立、

宮市 六ツ時御立

式り

トフミ 富海 御小休 板村證之進

一里八町

ヘクタイチ 戸田市村 御立場 中村茂右衛門

一里拾丁

福川 御休

式り

徳山御茶や 御小休

一里半

花岡 七ツ時過 御着

一福川にて昼飯給り、披上 御着前花岡御本陣前廣屋元

助所ニ着、甚手狭也、主人ハ隠者にて至て風雅なり、

通行之旅人、諸家之士庶書跡多く集メ居、為見候て一

筆をと所望す、且又重陽旁とて酒・取肴四種計出し饗

応す、子供五人有と云、包物取合せ謝礼かた〜贈る、

また出したる燗鍋古雅なりと賞翫致候処、可贈由にて

到来す、依て芭蕉布一反遣候、

一今夕飛脚被差通候付、御用封出す、且また小の島・岡

村殿江姉小路様より之文正ニ差上候段申遣候、其外宿

元江も一封、菓子等封込新之助方江廻し贈る、

九月十日、朝曇後晴、七時比出立、玖珂御休江差越待上

る、御立後出立、御立場にて披上げ、暮前關戸播磨

屋清右衛門所江着、微席纒ニ六畳之座也、

一玖珂御休にて縞木綿六反一反金巻分、御手元御用白縮

木綿拾五反、縞木綿式拾七反御小納戸方御用にて見分

御取入致す、私方縞木綿六反一反金分、蚊帳切六七之

切四疋ト卷丈式尺、六八之切四疋ト三丈六尺、右式張
分金三兩ニテ取入、代金直ニ相私、

一明日四拾八坂越ニ付、例之通陸尺四人江式朱ツ、遣す、
外ニ壹円八次郎江下渡す、

九月十一日、晴、六ツ過出勤、御供前

關戸 六ツ半時 御立

三十町

中津原 御小休 兒玉一郎左衛門

一里半拾町

玖波 御休

一り半

大野村 御小休 大嶋周右衛門

二り半よ

廿日市 八ツ半過 御着

御着後退出、旅宿煎売酒屋也、右ニ付吸物・取肴申付、
御草り取勇助・藤之丞・平太郎・八次郎等申遣し、且
又酒一陶・取肴三種政田屋嘉平より到来ニ付、小差藤
次郎も呼寄、一同酒振廻、其外末江も遣し候、小差藤
次郎彼是兼て世話相成候事故、金百疋遣候、

一今日は宮島江密々參詣之向、段々有之由、

九月十二日、朝曇、四ツ比より雨、九ツ過より晴る、泊

番前ニ付、七ツ時前出立、海田市本陣ニテ昼飯給り、

諸所歩行等ニテ、八半時頃西條四日市角屋彦市所ニ着、

富家ニテ手広く、手代などのみ出世話す、給仕ニ出た

る十八九成手代様之者ニ尋るに、家内ハ主廿二三才ニ

て老人也、番頭手代迄十四五人有りと云、さすれば男

世帯かと問たれば、いや飯焚下女一人居りますと云、

酒問屋ニテ土蔵六軒有りと云、当年ハ両度之風損ニテ、

米穀別して乏敷、駅中不景氣でござりますと歎息して

語もおかし、暮前出勤、泊、

廿日市 六ツ時早メ 御立

一り半

草津

一り

松原

廿五丁

岩鼻

一り五丁

海田市 御休

一りよ

中野村

一り半

上瀬尾村

一り余

瀬尾峠

三十町程

飯田村

一里

西條四日市 六ツ半時比 御着

少々 御齒痛ニて、早メニ 御寝被遊、

九月十三日、晴、御立後出立、石立村ニて拔上、七ツ半

時比三原旅宿江着、昨年之宿と違小家にて見苦しから
す、

西條四日市 六ツ半時 御立

一里半

石立村御立場

松花屋平左衛門

一里

田万里市御小休 原 富五郎

一り八丁

新庄村御立場 山内爲四郎

式り半

沼田本郷 御休

一り半

木之濱御立場 川崎や要助

一里

三原 御着

一真鴨一番柿政田屋より内々進上、

一務方より申来り差越、七之丞殿・庄太郎殿・鎌藏殿・

藤十郎殿・七太郎殿等参会、五ツ過帰り休、旅宿之十

四五才成娘為酌取連越候付、錦絵・髪さし等遣す、

九月十四日、晴、御昼詰ニ付七半時出立、今津御休ニて

待上、御立後御小休ニて拔上、七半時頃神名邊昨年之

旅宿江着、近頃作事したりと見へて、新宅ニ相成居る、

手拭・錦絵・髪さし等為土産与ふ、亭主町嚙ニ会釈す、

一三原より半程計此方八幡社之繩手前より七拾貳町一里

之由、依てよほど道遠し、秋田見事ニ熟す、

三原 六半時 御立

式り十六町

福地村御立場 吉福や助左衛門

一里十丁計

尾之道御小休 本陣 小川作左衛門

一里廿八丁

今津 御休

式り

山手村御小休 高橋周右衛門

式り

神名邊 暮前 御着

九月十五日、晴、七半時前出勤、御供、

神名邊 七半時 御立

一り半六丁

高屋御立場

一り十五丁

七日市御小休

式り半五丁

矢掛 御休

式り

尾崎御立場

一里八丁

川邊御小休

一里八丁

山手三軒家御小休

一里半拾町

板倉 六ッ過 御着

一御着後昨年の旅宿江着、家婦買女を勤る事甚し、食事之間弁所迄も付来て隙を得ず、早川の旅宿へ至り遅方帰宿す、
一矢掛にて袖餅を取入る、

九月十六日、晴、泊番なれ七時出立、藤井にて昼飯給り、八ッ過片上前海サンカイや八右衛門所ニ着、名主役を勤ると云、此家昨年と違ひ百姓にて質両替をも職とする由、悴を武右衛門といふ、所持之堂上方御染筆など取出ミせたり、また植物ニも好きたりと云、吸物・酒・取肴七種計りも地走して丁寧也、十歳計成娘給仕したれハ、錦絵・髪差など与へぬ、又謝礼として汗取・たはこ入。

きせる筒ニきせる入付、包烟草五包添て遣したり、仕舞して出勤す、

板倉御定刻御立ニて、藤井御休、

片上江暮前 御着、

一此御旅亭入海ニ作り懸て美景なり、向ひニ岳あり、遙に山々を見渡し、浦もありて漁舟も見得たり、殊ニいさよひの月もさし昇りておもしろけれハ、庭にたち出させ給て詠させ給ふ、井上庄太郎殿にも宿直にて御供成ければ、兩人に歌よめと御戯れありけれハ、取敢す

峯高き月もこよひハかた上の

いり江のなみに影やとすらん

入海の見るめをそへて片上の

なみちはるかに月そたゆたふ

など申上ければ 笑はせ給ひたり、

九月十七日、晴、御立後出立、御小休ニて拔上、有年御休江参りければ、江戸九月五日立の中急飛脚到着待上居、野崎喜三左衛門殿にて御用封等直々受取、南部遠江守様御直書式封、奥平左衛門尉様三封、聰徳院様より一封被進、また戸塚静海殿・兒玉宗建殿・山崎拾殿

より封物差上る、早川五郎兵衛殿・永江休之丞殿より御内用数通、中山次左衛門殿・菊池藤助殿等よりも御用筋申来、いづれも入 御覽候事、且又京都田尻次兵衛殿より式封、原田才輔殿より一通、得祥院殿より三封、何れも御用筋ニて達 御聴候、

一宿元より御文参る、其外私方諸所より書状届、今井平九郎よりも一封来り、養父渚殿病死之段申越す、

一有年御立後出立、拔上候て正條河内や忠右衛門所ニ着、薬種屋なり、

一江戸よりの飛脚御国元江通行ニ付、長崎大迫氏江問合

一封、大奥老女園川・永瀬殿江返事之文一封、彈正殿

御付江返答一封、薬丸猪右衛門殿江宛差出す、

片上 御立 六ツ時

一り

入中村御小休 眞藤源助

一り半余

三ツ石御小休 鈴木禮吉

一り

梨子ヶ原御立場 今や武右衛門

二り

有年 御休

但是より五十二町里なり

一里半

鶴龜新田御立場

鶴や千藏

式り

正條 暮前 御着

九月十八日、晴、七ツ時頃出立、姫路棒鼻并加古河にて

食事致し、同所御休ニ参上、御立後出立、西谷にて抜

上、暮過大久保着、旅宿舟つや與一右衛門と云旅籠や

也、壹円金八次郎江下る、

正條 七時過 御立

一里

鶺鴒 御立場

江戸屋半兵衛

一里三拾貳町

下手野尾村御立場

大垣桂之助

一り

姫路御小休

本亭

三木助右衛門

一り

御着御立場

天川久兵衛

一り半よ

魚之橋御小休

神谷小左衛門

一り六丁

加古川 御休

一りよ

是より五十二町里

西谷御立場

大西市左衛門

一りよ

西長池御小休

梅田吉郎兵衛

一り

大久保 御着

一今日之御路程、川三ツ有之、夕刻雨降出る、

九月十九日、晴、御供前にて七時過出勸、

大久保 七ツ半頃 御立

式り半

舞子村御立場

森元直五郎

式り

東須磨御立場

東や理兵衛

一り半余

兵庫 御休

小豆屋

一り半

守内御立場

魚や伊兵衛

一り

住吉御小休

吉田善左衛門

式り余

西之宮

暮前

御着

御着後退出、兼安と云家ニ着、当駅第一之遊女屋之由
ニて大家なり、されとあまり買女も勧めず、至極よろ
し、蒸菓子一折岩城升屋手代長兵衛持参到来、恵比壽
屋手代新助・甚七も入来、右ニ付平太郎・納次郎・八
次郎申遣し、一同酒振廻候て、五ツ過休む、小差藤次
郎も暫時入来す、

一御着坂之上当地御留守居其外被下物之事、郷兵衛殿・
七之丞殿申談、御側役武兵衛殿江も口合、奉達 御聽
候処吟味通被仰出、左候て以来御通行之節々、右通相
定置候様被仰出候事、

九月廿日、晴、御内沙汰ニて夜八ツ半時比股引長天着
用いたし、小差藤次郎外ニ老人下人等のみ召連、かご其
外は御立跡より大坂旅宿江家来付添差越候様申付置、
西之宮宿迎れより山崎街道江出、武庫川船渡す河原広

く三町はかりも有之、川水へよふく一町計も有へし
未だ未明なればわたし守呼びして渡る、此水源は攝州
三田の由、夫より日下村ニ至る、通行之諸侯御立場ニ
相成所之由、其前を打過、土本ニ出る、是迄山崎街道
之由、西之宮よりハ式里計也と云、夫より名におふ昆
陽之池見わたし、昆陽村と呼池の有様、広遠淵ニは草
生茂りて野原のことし、殺生禁断之池なりと、又すが
池と云あり、夫より東之村を打過、上蒲生村ニ至る、
大社あり、傍に坂あり、蒲生坂と云、夫より下蒲生ニ
行て川あり、稻川と云、橋を巡礼橋と呼ふ、是より池
田なり、川の中広く、浅川にて急流也、水源は鼓が瀧
より流出る、惣て昆陽池より五拾町一里なりと云、此
辺より道傍に密柑樹・松ノ木など仕立ありて、東武・
染井・巢鴨辺のことし、又植木屋数軒有、橋之辺茶店
に入て暫く休ミ、茶など給り、道の案内を問、よふく
朝六ツ時頃也、亭主答て云、是より木之郡・中河原・
東山・吉田などいふ、五十町一里にして、其間植木商
買する家五百軒余もあり、其外ニも九ヶ村いつれも植
物をひさく家多しと聞、此所をたち出、教にしたかひ
て池田町に至り、山田唯七・黒田や・おき屋兼半など

ニ立寄り見物す、木之郡ニ至り、牡丹や小兵衛・惣七・常次郎、東山の内小脇半三郎、よし田村之内山本小右衛門の家に入て見る、其中小右衛門之庭別して多し、多くは石解風蘭〔解カ〕を集め持たり、松葉蘭・替り草・石菖・萬量・牡丹・荷葉・観音竹・蘇鉄・柑子之類、扶桑花・しゆろノ替りなどあり、其外普通之盆栽数樹見尽し難し、また畑ニ出で見るニ紅葉・松・杉・檜・梶・柞梅・まき桐などの若苗、目も及ハぬ程ニ仕立たり、巢鴨之植長など鉢植ハ多けれと此苗場には及ハず、目を驚したり、殊ニ珍敷ハ、山椒の二三才計成苗を田畑一反、或は式反余りも植付たれハ、遠く匂ひ来りていふ計なし、川有、橋あり、居宅何れもひろくて土蔵など持たる家多して、貧家更ニなし、猶また見物し行んとおもへと、每家同様にて、さのみ珍重したる植物もなしといへは止たり、立帰りに今朝の茶店に休て食事なとする比九ツ前也、帰路ハ岡街道に出て、田畝を伝ひ美国の渡し、十そふの渡しなど船にて過ぎ、夕七ツ時前旅館大坂御屋鋪涯の中嶋や喜右衛門所ニ至りたれば唯今 御着坂ありたる所にて、供奉の衆など帰宅の比なり、暫喜右衛門所にて休息し、風呂ニ入、食事など

仕廻て、御仮屋へ参上、委細言上し、夜入過迄相詰退出す、

一京地より原田才輔殿参上、近衛様より御書翰被進、

且又兼々御願置の御藏書日本後紀其外御所望の色紙絹冊も被進、いづれも拜見被仰付、日本後記の義は禁中ニても別して 御賞翫被遊候御文書ニ付、とくと拜見、大切ニ御格護いたし候様ニとの御事にて、御渡御受取申上置候、才輔一同種々御物語申上候事、

一戸塚靜甫殿長崎より帰り参上、申来候御用封入御覧候事、

一近衛家召上之酒七樽江戸廻し之儀被仰付候付、御留守居菱刈七左衛門殿江達す、幸便故自分ニも一樽貰受具候様相たのみ、奥四郎殿江差贈候考にて、廻し方等之儀は喜右衛門江申付具候様相頼候事、一樽之代金壹両式分式朱位、外ニ式朱外箱代都て喜右衛門江相渡、
一今朝西之宮御立にて、高木五兵衛別荘御休ニ相成、御茶など御所望にて、亭主差上、五里程之道にて 御着坂、

一金式朱ツ、陸尺四人江、同断ツ、家来下人四人江、百

疋荷宰領八次郎江遣候、

一丹後縞一反・硝子コツフ一对中嶋喜右衛門江、金子百

疋手代字助江、其外給仕娘などへ土産差贈る、

一御銀主其外より扇子・肴等到来、別冊ニ記、

一扇子百五拾本・竹之筆立・書護板・唐かね火燈、京都

田尻氏より到来、持せ来る、

一内理御節会之凶懸物一幅、原田氏より到来、

一芭蕉布式反高木五兵衛江先頃之礼として土産差贈る、

上下地一反津田休左衛門・和田休兵衛より到来、此方

より絵半切式百枚入一はこ返礼差贈る、琉球紬一反

菱刈七左衛門殿江土産として贈る、

一例之通売子兩人入来る、諸品三百疋丈取入帰す、琉人

贈用見込、

一御合力銀八円通し馬料八両相渡、平太郎より受取、

一夜入過より例之通吸物・酒・取肴等段々地走有之、町

田喜次郎殿入来、恵比壽屋手代甚七・三井越後や手代

喜太郎・岩城升や手代長兵衛等入来ニ付、喜右衛門・

八次郎・宇助など呼出し、一同酒吞せ、五ッ過相休候

事、

九月廿一日、晴、常服羽織袴にて御家老衆御側役江廻勤

四ッ前より出殿、夕七ッ過退出、

一柚餅・伊部焼物・菓子并売子より取入候品色々百疋分、

琉人勝連親方江兼約ニ付、二箱ニ入付書状相添、新納

眞助殿江宛柚餅・伊部焼式品売子取入品百疋分一箱入

付、島津登殿江就同断贈る、右近々飛脚便より相廻呉

候様ニと御納戸書役江頼置、

一江戸江飛脚立ニ付、菓子・柚餅等一箱ニ入、御か、様

・新之助江書状にて上る、其外早川五郎兵衛殿・菊池

藤助殿・戸塚静海老・永江休之丞殿江公私之書状出

す、且又山崎拾殿事御着前、二御泊駅之辺迄参上被致

候様、可申達旨被仰付、問合出す、

一夕刻京都田尻氏より家来一人、職人一人旅宿江到着、

兼々承居候御内進上之折机出来候ニ付、程能取計呉候

様申来候付、右職人召呼候て一通り仕合せ見分いたし、

直ニ持参致候て差上候所、諸品よく相揃、御丁法ニ被

思召、細工もよく出来候との御意にて、御内々右職

人江丹後縞一反依御内命被下候、右は両掛ニ仕込有

之、則御旅中御行列跡ニ為御持相成、御休またハ御泊

駅御着前は少し御先江拔上候て、奥御小姓衆取仕立被

置候、左候て其後御旅中必為御持相成候事、田尻江は右通り之御都合答書相添家来差帰し、職人之儀は拙者方江留置、通伏ニ召連候事、

一夜入過より前夜之通酒肴喜右衛門より差出す、来客等は無之、喜右衛門・宇助のみ呼出し休む、

九月廿二日、晴、四ツ後昨日之通出殿、泊番、

一昨今諸所より到来物有之、別冊ニ記、

一御銀主津田休左衛門・森本半左衛門參上、所持之懸物茶器等入御覽候事、

九月廿三日、晴、御用有之長詰、七ツ比退出、

一御用向有之、御先江伏見江差越候様被

仰付、御膳所より弁当等為戴參、乗セ付、七ツ時過三十石積船ニ乗込、八次郎・萬五郎其外召連川登り致す、出船前諸松相仕廻、喜右衛門より酒肴等差出給る、此節ハ来客も有之旁ニ付、諸松之外ニ五百疋喜右衛門江、百疋手代其外江相中、別段宇助江木綿縞一反、琉球品伊部焼小焼物等取交、子供兩人江遣候て出立致す、

九月廿四日、晴、今朝六ツ半時頃伏見御飯屋下江着船、

直ニ御飯屋江出候て、田尻氏・友野氏江面会、御用談仕廻候て、旅宿昨年之通御飯屋脇長崎清左衛門所江着、田尻次兵衛殿・原田才輔殿・友野七郎左衛門殿伏見御飯屋守・重久玄碩殿・篠原伊右衛門殿等入来、到来物等段々有之、別冊ニ記之、

一近衛家江御使者被仰附置候付、再御飯屋江出仕、近

衛様御窓容様江被進物一応見分いたし候上、御長持ニ入付差廻方等口合置候て退出、御門前より乘輿陸尺当所ニて申出相渡、家来三人・草り取・鎗・合羽籠・案内者一人召連、諸所立場致し、近衛様表御門より罷通、御玄喚ニ

向ひ、左之方脇より罷上、御玄喚詰前ニ差越挨拶いたし候所、案内ニて御広間江罷通る、被進御品追々差通し、取揃候て御近習中村修理殿江出会、御口上申述

御品引渡候、左候て引下り、自分より之御機嫌伺申上今般御入門願之通 御許容、雖有段御札申上、都之城製御茶一・錫壺・源氏烟草一箱・御肴代式百疋御内進上相頼引渡修理殿退席ニて、諸大夫進藤式部權少輔殿出会、詠草差上候処、受取被持入候、暫在て御对面被仰附候段承知依之長袴着用可仕裁之段口合候処、差懸り、其儀ニ不及との事ニて、半切上下ニて相濟、大御

書院外御縁類江脇差召置、大御書院御上段江 近衛様

忠熙公御出座、三之間末ニ引進有之、御礼申上候処、奏者名披露有之直ニ 御前近く相進式間計、此方より少々腰をか被下之拜戴戴き候て、直ニ、其時御直答有之、引返元之処平伏いたし候処、 御手づから御口祝のし昆布、巾一寸計被下之拜戴懷中致す

ニて御礼申上候て相下る、且亦自分之御礼申上候付、再び最前之通罷出御礼、名披露有之 御前江罷出候儀已前之通り平伏、御手づから御口祝頂戴之、時々 御意、此度入門幾久敷、誓状ハ慥ニ落手いたし置たト御意、

御礼申上相下り、最前之通ニて引入御対顔御直答御口祝被合も有之候ニ付、前以御留守居田尻氏を以御近習ニ相付、習礼いたし候、左候て御手づから御口祝被下候付ては少も無遠慮、随分御近く相勤ミ候同所於御廊下諸大夫式部權少輔殿より 大納言様御息忠房公より之御返答承知致し、 扨席江返り、 御吸

物・御取肴二種・御銚子御銚子ハ瓶給仕青待上下被下之、御和歌懸り御近習安平次主殿殿出会、先刻差上候詠草ニ御点相掛り、 御下渡相成頂戴豎詠草御題寄道祝、自詠式首認之、 旁之御礼挨拶等致す、再び修理殿出会ニて、老女衆対面被

致候段承り、同人案内ニて大書院・御小書院罷通り、大奥境御鈴口江差越候処、老女龜岡殿・野嶋殿兩人、表使女中壹人被相扣、龜岡殿より演説、 君様方より

之御口上承知仕り、下拙よりも自分口上御礼も申出候、左候て 右府様御詠歌之御色紙一枚・御菓子一包・御紙入一・御盃式、御小蓋ニ戴之、右府様より拝領被

仰附候との事ニて被相渡候、御礼申上、御色紙ハ一通り拝見いたし、厚御礼申上候、扱又御緩々大奥江も被為召候 思食之処、遅方相成候付、また重て之折と

御意被為在候段承知仕候付、猶又御礼相たのみ退出脇さしは案内之衆ニ承り、御鈴口通此方ニ召置候事 御目見申上候頃ハ御燭台出居申候、元之通退去、六ツ半時頃御門前より乘輿、四ツ比旅宿江帰着、暫時田尻氏旅宿江参り、首尾且御用談致し帰り、ハツ半過相休、

一 重久玄碩殿ニも御用向有之、昨日より出伏、

一 倫子牡丹御紋御染地一、表御裏地一反、日州漉半切十折次兵衛殿江、白細上布一反、半切五折才輔殿江、白小李倫子一反得淨院殿江、今般近衛様江御和歌御入門一条彼是世話相成候礼土産差贈る、白紬一反七郎左

衛門殿江、源氏たはこ一箱伊右衛門殿江、其外水野武一郎殿等江土産差贈、且又宿主長嶋や清左衛門江琉球紬一反、金襴手振出一為土産遣候、

一日州漉半切五折ツ、捻たはこ五箱ツ、陽明御方御歌

掛諸大夫衆兩人江、半切五折ツ、右同御近習衆四人江、今般御入門後初て参上ニ付差贈候、田尻氏江相頼、

九月廿五日、晴、朝少々雨降、四ツ後出館、

一重久氏・田尻氏・原田氏、中嶋や手代甚藏其外客来有之、

一八ツ時過伏見御飯屋江御着、毎之通諸御礼被為受、一京都より得祥院参上、下拙江引会被仰付、御目通被

仰付、御膳等於御側被下之、且また同人事は迄八人扶持銀五枚ツ、被下来候処、近来別して困窮之趣承り居候付、其段奉達 御内聽置候処、近比御内用向且は

近衛様御用も精勤いたし候付、御取訳を以已来年々御金三拾両ツ、被下候段被仰出候事、

一御懸物三幅対一箱田尻次兵衛殿江、金子五百疋ツ、下役三人江、廿年来御内用金取扱骨折相勤、此節一応惣

首尾相成、又々新タニ御仕向相替候付被下之是迄之惣総帳御仕向之次第取しらへ、下拙相受取候様被仰付、追々受取候て御直ニ差上置候事

一丹後縞二反御金拾両、先日御懷帟并御茶入進上之御挨拶且は近頃精勤ニ付、御内証より原田才輔江被下之、

自分より為戴候事、

一御印籠一提、此程御机進上三付次兵衛御側江被為召、御自身拝領被仰付候、

一御平服上一揃、大坂御留守居菱刈七左衛門江但於大坂被下之、御平服一揃・黒縮御小袖一京都御留守居田尻次兵衛江、

丹後縞御小袖一原田才輔江、黒羽二重御染地一・表御裏一反・白羽二重一疋・御わた六枚、得淨院江右之通被下之、左候て右之分ハ已来御通行之節々被下候段被

仰出、御帳ニ留置候事、

一琉球紬二反得祥院江、金三百疋才輔江、丹後縞式反菱刈七左衛門江、金三百疋ツ、七郎左衛門・伊右衛門江、

右同三百疋ツ、梅芳院・法持院江、右何れも進上物為御返被下候、

一薩州製金襴手御煎茶器一揃ツ、右府様・大納言様・君様方御兩人江御銘々、右同焼物之御印籠一提ツ、右府様

大納言様より兼て御所望ニ付、右之通得祥院御使を以被進之右御品々之儀は、先比より得祥院ヲ以下拙迄被仰置候事、別段朱塗沉金御印籠

一提、才輔御使ニて右府様江被進候、

一近衛様より御官服之内御召御袍之切地一切但白精好ニ堅粹りんどう模様、御内々 御所望之訳有之、才輔を

以御戴き相成候、追て御返礼被為在候筈之事、

九月廿日江戸被差立候飛脚到着、

南部遠江守様より御書被進差上る、幸明日此方よりも

飛脚立ニ付、御返書御下渡相成、且又玉置平兵衛殿事

御着前、二御泊駅迄罷出候様、依御沙汰申越候事、

一夜入頃より次兵衛・才輔被為 召、御側にて種々御

物語申上、御吸物・御酒・御取肴二種被下、拙者にも

被為 召、一同頂戴、五ツ半過相下る、

一御小人森納次郎江戸詰相成候付、拙者旅宿江留連越候

様承り、今晚より来る、宿主より酒肴出し、家内一統

出會、九ツ過休む、

一大坂・伏見御逗留中進賜別して多く、定例之事并自分

取扱事のみ大凡記す、自分江到来物贈物等も相応ニ有

之、巨細ニ記さす、

九月廿六日、晴、泊番ニ付七ツ過出立、大津にて昼飯給

り、湖水乗船、九ツ過草津旅宿江着、仕廻いたし御本

陣江出勤、

伏見御飯屋 御立 六ツ半時

廿四五丁

藤之森御小休 文珠四郎

一里

勤修寺村御立場 大黒や伊兵衛

一里

追分御小休 有川市郎兵衛

一り半六丁

大津 御休

一里半六丁

鳥居川御立場 鍵屋庄兵衛

式り六町

草津 七ツ時過 御着

一膳所御城下にて本多隠岐守様江暫時御対顔被遊、御到

来被進物有之、

一京都梅芳院・法持院江 御通伏之簾にて被下物打抜候

付、三百疋ツ、被下候様田尻次兵衛殿江申越候、

一江戸へ飛脚立ニ付、宿許江一筆上る、

一壹円金八次郎江下渡す、

九月廿七日、終日晴雨、御立跡より出立、田川并大野

村にて食事致し、御小休拔上、暮前ニ坂之下旅宿江着、

道法拾一里半式町計といへど、おもひの外近し、紅葉諸所至て見事なり、横田川にも橋懸り居る、御普請御用と札立居る、松杉材諸所ニ切倒し有之、

草津 御立 六ツ時前御挑灯にて、

一里半

梅木村御小休

織田彦十郎

一里七丁

石部御立場

本亭
三代寺小右衛門

一り半六丁

田川御立場

植木や庄右衛門

一り半六丁

水口 御休

一り半

大野村御立場

小畑や六兵衛

一里拾九丁

土山御立場

本亭
土山平十郎

一り

井の花御立場

柏や傳左衛門

一り半

坂之下 御着 六ツ半前

一大野村小畑屋其外鴨・鷲・雉子など有て、已来も食事

ニ宜し、田川田楽また宜し、

一夜中長崎より御用物持せ、足輕飛脚到着、源七殿より

式封ニ私用沓封彦藏より一通到来、袂時計壹ツ百三拾

両之所式拾兩引方致候付御取入致し候由にて差越、外

ニ香箱時計一相届、即

飛脚は自分旅宿江止る、明日御泊駅迄召連ル、

九月廿八日、晴、未明出立、御休駅江参上、昨夜長崎

より相廻候時計、其外問合等差上、御沙汰通返答取仕

立、飛脚差歸す、御立後出立、夜入比桑名旅宿江着、

一当宿永井肥前守様御所勞にて御滞宿之由、

九月廿九日、晴、夕方雨、また晴る、御供前ニ付未明出

勤、旅宿太田屋喜兵衛、

桑名 御立 六ツ時

三里 御乗舟

佐屋御小休

本亭
岩間權右衛門

一り半九丁

神守 御休

二り九丁

岩塚御小休

本亭

武藤平八郎

式り

宮 御着 七ツ過

一本陣下より直ニ 御乗船、御弁当御用意ニ上る、左候

て御舟江御のし差上置筈候処、御膳配方打抜不差上、

御断申上る、御着船ニは三百間計こなたより御足継舟

ニ御移りにて御上陸、

一酒肴三種政田屋より到来、靜甫殿入来、平太郎・八次

郎・納次郎・小差藤次郎など呼出し、宿之二階ニ移り、

此宿抱之芸子舞子三人追々出来り、尤鳴物ハ不被為致

皆々江酒振舞遅方休む、亭主へ紺木綿縞為土産遣ス、

酒食料壹両三分式朱相払、

一御着後有松絞并小間物等 御覽、御取入相成、右相濟

夜入過退出之事、

九月晦日、晴、よほと暖氣、泊番ニ付七ツ時出立、七ツ

前藤川旅宿江着、矢矧川橋こなたニよき店あり、食物

宜し、其外今日之路中食物宜き店諸所ニあり、御着

前出勤、

一鯉塩辛一曲新居住居田代才兵衛より到来、

宮 御立 六ツ時

一り半六丁

鳴海御小休

本亭

下郷次郎太

一り半

前後御立場

みとりや新三郎

一り十二丁

池鯉鮒 御休

一り三拾丁

大濱御小休

高井善兵衛

二り

岡さき御小休

本亭

中根甚太郎

一り半七丁

藤川 御着 夜入比

十月朔日、晴、御立後出立拔上、七ツ半頃新居鈴木平吉

所ニ着、此亭主ハ尾州御用達にて座向上段付、家作美

麗手広し、盃・錦絵・きせる・たはこ入等贈る、酒肴

三種田代才兵衛より到来、昨今之礼旁包物遣ス、鯉塩

辛亭主より到来、

藤川 御立 七ツ半時過

式り九丁

赤坂御立場

本亭

一り半四丁

伊奈村御立場

加藤彦助

一り十六丁

吉田 御休

一り半

二川御立場

本亭

一り半

白須賀御立場

本亭

一り半八丁

新井 御着 暮前

一御国元より飛脚便有之、三原藤五郎殿より御用封来る、

筑前金堀・釧付筒等之一件、則達 御聴、

一重久玄碩殿明朝より 御先江被差越候付、八日下拙先

え着候心得之段申遣す、我々ニも箱根辺より忝人御先

江着致候様被仰付、同席申合候処、拙者差越候筋相成

候付、前文之通申遣す、

十月二日、晴、御昼詰前ニ付、六ツ時出立、一番越にて

乗船、濱松御休へ参上待上、御立後出立拔上、夜入前

袋井旅宿江着、尤濱松辺暫く被為 召、御歩行御供

相勤る、

一島田本陣置鹽藤四郎と申者入来逢度よし申候ニ付、差

通初て逢申候処、是迄 宰相様御通行之節々、内々進

上物いたし来り、既昨年も定例之通差上候ニ付ては、

明日も不相替進上仕度御都合相たのみ候由、尤川上郷

兵衛殿江申入候処、拙者かた江可申入との差図之由承

り、土産物裏付草り式足持参、此者東海道駅路最一番

之弁舌者にて、当駅は勿論、近駅其外公事等有之候節

へ、必出府出訴いたし取扱候由、名譽之者にて、先々

調所家などニも別して入魂いたし、大井河人足御貸付

金も取起し、中々一通りならぬ者之由、追て承る、金

子百疋為謝礼置鹽江遣す、

荒井 御立 六ツ半時

濱松御休 見附御小休にて

袋井江夜入ころ 御着

一貳円金八次郎江下渡す、

十月三日、朝少々雨、四ツ前より晴る、七時出勤、御供、

袋井 御立 六ツ時前

一り八丁

原川御立場

一り八丁

懸川御立場

一り廿九丁

日坂御立場

一り廿四丁

金谷 御休

一り

島田御小休

二り八丁

藤枝 御着 暮比

一大井川相応ニ滴水、九十孔川之由、

一島田御小休置鹽藤四郎より汗粉・鮎・柚みそ・煎染物

等内々進上、被 召上御挨拶是迄之振合にて、金五百

疋被下候、柚みそは重ニ入御持越にて、白砂糖入付御

差歸し相成、 御着後退出、

一御先例通山かた看板已上江三道中一度ツ、三度御酒被

下候付、当駅にて被下候、尤川御越被下物相混為戴候事、

一金谷御休江江戸九月廿九日立飛脚参上、

聰徳院様・勝姫様より御文被進差上る、

早川五郎兵衛殿・菊池藤助殿より御用封来る、

宿元よりも御文相届、其外五郎兵衛殿よりも来る、

右飛脚御国許江通行ニ付、御用封差出ス、

一川御越之飛脚被差立候付、前文之返答其外一筆ツ、差

出す、

一旅宿山野屋甚藏と云、家内手広く食浴宜し、売女なく、

家婦所望ニ依て包たはこ五遣す、

十月四日、晴、泊番ニ依て七ツ時前出立、いまた夜中な

れハ、夢の中に宇部の山を越行たり、府中にて休み、

阿部川をも八ツ時過興津旅宿伊勢屋五左衛門所ニ着、

仕廻致し出勤、

一府中にて硯箱一代金五分新之助江為土産取入る、

一丸子宿池田屋上りにて宿江尻宿橋之涯上りにて、右両所

宜き料理屋あり、

藤枝御立にて、諸所御休、興津江御着、

十月五日、晴、夕刻微雨、

おき津 御立 六ツ前

一り十式丁

倉澤御立場

川島勘兵衛

二り

蒲原御小休

本亭

一り八丁

岩淵御小休

常盤彌兵衛

一り廿式丁

よし原 御休

一り半六丁

柏ばら御立場

浮嶋や利右衛門

一り半

原 御立場

植木や

一り半

沼津 御着 夜入過

一御立後出立、倉澤江休み食事致す、今朝御通行にて、
名物之鮑さゞいなと売仕廻、沖鱧之蒲焼出す、甚不加
減なり、已来貝之外は給る事なかれ、未明暫旭日輝き

たれと、終日曇りて不^{〔富士〕}二かくれたり、五六合目より裾

はかり詠て遺憾なり、されと眺望またいはんかたなし、

原駅植木やニ暫立寄見物致す、亭主出会色々と物語致

す、植物種々沢山あり、またの通行を期して立出る、

此宿原駅最一之富家にて、近在大かた所領する由、

一さゞい一苞小さし藤次郎より到来、猪半斤計箱根獵師

市川三郎兵衛・廣野助兵衛・望月傳右衛門・栗田久左

衛門・藤原七左衛門等より到来、式朱相中ニ遣ス、夕

刻沼津旅宿ニ着、酒肴三種亭主より出す、丸野源八入

来、納次郎・八次郎など呼出し、小田原駅より踏越、

御先へ差越候都合等談る、金壺分亭主江為謝礼遣す、

一式円金八次郎江下る、

十月六日、雨、終日止す、雷鳴す、七時比出立、三島駅

迎れより歩行、箱根峠御休江四ツ比參着、御立後出立、

畑にて拔上、湯本にて食事いたし、菓子重・けん玉な

と式朱新之助土産ニ取入、夜入頃昨年之旅宿ニ着、

一湯本辺にて山崎拾殿ニ行逢、柿など到来す、五郎兵衛

殿宿元より之状受取、猪一苞水戸や源兵衛より到来す、

通之陸尺^{四人ニ}、具足箱持^{式朱ツ}定例ニ任せ祝儀遣す、其

外家来下人^{式豆文}、同断遣す、壹円金八次郎江下る、

沼津六ツ時御立ニて、諸所御休、箱根御昼、夜入六ツ半比小田原 御着、

一明日より弥、御先江差越候付、御用向奉承知、御側役江御届致し退出、平太郎・源八呼寄、且また付添差越候筈之小差吉藏呼寄、酒遣ス、務ニも為暇乞暫入来、

十月七日、晴、寒気強し、八ツ半時比小田原出立、大磯また藤澤ニても食事致し、諸所休み、夜入過かな川江着、旅宿を求るニ、けふハ柳宮の御鷹匠等多く着、御用宿多く付たりと断いふ体なれハ、本陣ニ至りて御膳所の衆も泊り被居たれば、共々宿す、食物などもよろしく、家広ければ静にて勝れたり、召連候源八江壹円金下渡す、

十月八日、晴、八ツ半時より出立、川崎萬年屋江休み、食事致し、家来其外江戸入之仕度ニ改め出立、大森ニて新之助其外山田半之丞・淺井銀太郎迎ニ来るに行逢、梅林江立寄、また鮫洲之川さきやニ休み、迎ニ来る者ニ吸物・酒など出させ、食事迄仕廻、同道出立、八ツ

時前堀端御屋敷長家ニ着、直ニ出殿、御用筋仕廻候て退出掛御家老衆江御届致し、早川江も立寄帰宅、夜入比より親類衆其外入来、無滞帰府を祝ふ、

一持込ニ付陸尺^{四人江}_{式朱ツ}、外卷人^{具足持}_{壹朱}且繼人足江も酒振舞、

十月九日、晴、六ツ半時比よりのしめ麻上下ニて出勤、

昼頃 御機嫌よく 御着、

若殿様ニも御式台江御迎として 御出、御着ニ付御懇意之衆御入来多し、いづれも御逢、御吸物・御取肴・御銚子被差出、御祝之御式御定例通り、泊番相勤る、一御国元出立より諸払金、別冊ニ記す、

(4) 嘉永六年島津齊彬下国御供日記

嘉永六年丑五月御立御下国御供日記

五月二日、雨、木曾御通行御下国御供、今晚泊番ニ付、

御発駕前暫旅服ニて出殿、六ツ半比 御先ニ出立、雜

司ヶ谷鬼子母神茶屋ニて暫休ミ、板橋御休本陣ニて昼

飯、八ツ時過比浦和駅住吉と云荒物屋ニ着、尤惣御供

可相勤筈之处、御側役江相届御先江出立、戸田川舟渡

川中半程といへと、纒四五町計ニ見わたしたり、仕廻

致し、御着前出勤、

一荷宰領家来日高萬五郎外ニ竹中鐵藏、宇都宮丑之助、

草履取宮之城之小右衛門、鎗持三役之内交代、陸尺四人、

具足箱持、両掛、合羽籠持之人足三役之内交代、つれも通し人足ニ

て、政田屋より差入候、尤馬一疋通し申候、

芝御屋鋪 御立

二り余

巢鴨 御小休

植木や長太郎

一り余

板橋 御休

二り十町

蕨 御小休 本陣 岡田嘉兵衛

一り十四丁

浦和 御着

一河村宗澹・谷口月窓・玉置平兵衛・黒田松柏、其外雜

司ヶ谷御鷹方山田五六郎父子・森覺之丞父子御泊江參

上、御側ニて御酒等被下候、

五月三日、朝晴、昼より雨降、御立後出立、一御休拔上、

七ツ過熊谷旅宿ニ着、

一昨夜江戸并御国元より之飛脚到着、篤姫様御請書等

老女園川・永瀬より文にて相廻候、其儘差上る、其外

御用封来り、何れも達 御聽、返答相記、今夕飛脚差

帰す、且亦寶生新之丞方一件ニ付、長州侯江御挨拶向

之儀、御城坊主前田久盛江一封出す、

浦和 御立

一里拾町

大宮

一り四丁

天神橋

一り四丁

上尾

三十町

桶川

一里三拾丁

鴻巣 御休

二り四丁

吹上

一り四丁

久下村

一り四丁

熊谷 御着

一 鴻巣は至て宜き駅なり、毎々初て之泊ニハ末江酒遣し候得共、昨夜ハ泊番故、今晚酒為出、わさと相祝、末江も遣し候、鮎之塩焼至て宜し、

五月四日、晴、六ツ半比出立、九ツ前本庄御休江参上、

八ツ頃 御着、夫より代合御供相勤る、此辺より新町

・倉ヶ野等田畑ニ桑樹多く植付、養蚕を業とす、

熊谷 御立 五ツ時

諸所御休有之、五り式拾三町計

本庄 御休

二り四丁

新町

一り半 川有

倉ヶ野 御着 七時

御着後退出、旅宿手広き商買屋なり、当駅宿数少く、高崎江被差越候向多し、

五月五日、晴、袷式ツ着用、今日より紹之羽織着、六ツ

半過より出勤、朝御供、

倉ヶ野 御立 五ツ時

一り半

高さき

一り三十丁

板はな

三十丁

安中 御休

是より郷兵衛殿江代合

一り八丁

八本木村

一り八丁

松井田

二り十四丁 此間関所あり、箱根のことし、

坂もと 御着 七ツ半比

一安中より代合、御先江さし越、靜甫殿同道にて、枇杷之窪と云所より左へ一里半行て妙義山ニ參詣す、神社莊嚴也、山之姿おもしろし、其外絶景多く、筑波山も見へたり、高き山岳なり、暫あたり成茶店ニ休ミ、式里半計帰て横川御関所手前ニ出る、先ニ安中より廻し置たる行列待居たれば、かごニ打乗、七ツ半過坂元ニ着、妙義江案内したる小差江式朱遣す、惣て安中之辺ハ往還ニ杉之大樹鬱茂して見事なり、宿主より柏餅出す、

五月六日、晴、泊番ニ付六ツ時出立、御先江ゆく、名にしおふ臼井峠は上り坂道急にして難所なれば、下乗して歩行す、去ながら箱根よりハ安し、さきへゆく衆なと踏越て、五ツ半比輕井澤に至り、棒鼻の茶店に休む、是迄式里半拾六町の由、蕎麦〔蕎麦〕あれハ己も給り、末へも遣したり、半時計待てかご来りたれハ打乗、靜甫殿も

歩行にて參られたれば、また同道す、臼井辺よほと寒し、裕ニわた入羽織にて宜し、山を越るニハ、汗出てあつけれど、堪かたき程にハなし、路傍躑躅花盛りなり、菜のはなも諸所ニ残りて、三月初旬の風景なり、追分ハ淺間ヶ嶽の麓なり、眼前ニ嶽あり、凹き所ニは雪も残りたり、雲かゝりて絶頂ハ見へず、八ツ半比望月旅宿ニ着、給仕ニ出たる小女に菓子など与ふ、七ツ過より出殿、泊り、

坂本 御立 六ツ半時

二り半十六町

輕井澤

一り五丁

沓掛

一り三丁

追分 御休

一り半

小田井

一り七丁

岩むら田

一り半

鹽名田

廿七丁

八幡

三十式丁

望月 御着

一山越之飛脚明朝被差立筈にて、岩元市太郎殿江御封物被下、外ニ御書一同差廻ス、私状も宿元江仕出す、

五月七日、晴、袷ニわた入羽織着用、

望月 御立 六ツ半時

一り八丁

芦田 御立場

一り半

長久保

二り

和田 御休

一り六丁

唐澤

一り十式丁

和田餅屋

三十丁

諏訪もちや

廿四丁

樋橋 御立場

一り半

下諏訪 御着

一今朝御立跡より出立、芦田にて披上、和田にて昼支度し、峠歩行にて忒り半計もゆく、長き坂なり、四方山々眺望す、絶景也、坂登りゆく程ハ暑氣催す、峠を越たれば俄ニ寒し、和田峠つゞら折ニ下るさま、実ニ絵ニ書がごとし、八ツ半過諏訪旅宿ニ着、此駅温泉あれは風呂なし、案内を伴て温泉ニ至る、湯和らかにして加減また宜し、旅宿にてハ小袖を着す、玉子・薯蕷なと御本陣より賜る、又酒・蒲焼政田やより到来す、自分ニもかは焼有と聞て申付置たれば、給りたるに不加減なり、蜆の汁を出したれハ給るニ味宜し、貝もよほと大きなり、諏訪之湖水、聞しよりも広し、

一尾州侯御同朋江口半阿彌と云人尾州へ通行、今夜此駅ニ泊りたりとて御本陣へ参上、御機嫌を伺ひ、帰路なりとて旅宿を訪ふ、元来知人なれば出逢て対話し、折

から拝戴之二種到来之品などにて饗す、五ツ時ころ帰られたり、平九郎及平太郎も入来す、

五月八日、晴、六ツ半比より御先江出立、洗馬御休江差

越待上、御昼後之御供相勤、

下諏訪 御立 五ツ時

一り半よ

鹽尻峠

一り半

鹽尻

一り三十町

洗馬 御休

三十丁

本山

一り計

さくら澤

一り余

〔登之〕
熱川

一り廿四丁

奈良井 御着 七ツ半前

御着後暫時相詰、直ニ退出、旅宿ニ着、座敷向手広く美麗なり、夜入六ツ過比泊番同席福崎七之丞殿事、俄ニ不塩梅之由告来候付、直様出殿見分いたし候処、以之外成容体也、詰合之衆ニ尋ねたれば、先刻

御前より退去、御長持入替など致し居られ候て、水をと乞れたれば持来りて与る程ニ事切たり、御供之御医師三人迄走付て、針灸治ハ勿論気薬など与へられたれと、更ニ其詮なしと云て、何れも驚くのみなり、兎角其形行を御側役へ達し、かご取寄などし、親類御用部や書役伊東正兵衛殿・奥御小姓伊藤才藏殿付添、旅宿江相下け、其外御供目付森川孫太夫殿・御先供肝付清右衛門殿之子息集り、また同席申談、早川務差越葬式等取計被申候事、

右ニ付、拙者泊番相勤る、

一右ニ付福崎親類よりも承り、御側役江同役一同より相願、御金五拾両御取替被成下候事、墓所江同席中より石燈炉一基寄進す、

五月九日、晴、泊番より御供相勤る、

奈良井 御立 五ツ半時

一り半

藪原

二り

宮之腰〔越〕 御休

一り廿丁

福しま

二り余

新茶や

半り

上まつ 御着 七ツ過

一 福島ニ御関所有、御供乗之者先年より下乗いたし通行いたし来候処、此節御供目付速水善左衛門殿御先江被差越、番所詰ニ掛合、此節ハ御跡乗之者家来駕籠之戸を少々引、姓名相名乗り候て、乗輿之儘罷通候事、一名にしおふ岐曾〔木〕の梯〔機カ〕を初て渡る、九尺計成板橋にて見処なし、橋の少しこなたに苔むしたる蕉翁の碑有、是や耳にふれたる命をからむ蔦かつらと云句ならん歎、一 奥御小姓井上庄太郎殿御小納戸被仰付、旅宿江見廻吹聴承る、此方よりも為欲暫時差越、

一 早川務事昨夜より相残居福崎之仕廻かた、万事親類之

衆申談為相済由にて、夜入ころ参着、

五月十日、雨、終日止まず、六ツ过上松出立、御休須原

差越待上居、御昼より御供相勤る、

上松 御立 五ツ半時

半り

寢覺 臨川寺

一りよ

立まち

一り半九丁

須原 御休

一り

平澤村

三十丁

野尻

一り十式丁

中河原

一り五丁

三富野〔木〕 御着 七ツ過

一 寢覺の里ハ岐曾路最一の名所美景なり、かごの内ニ熟

睡して打過遺憾々々、

一 小野瀧美事なり、雨中故水増て三丈計の処より巾狭く
落る、惣して昨今木曾川の岸をゆく、大岩諸所ニあり、
掛渡したる橋多し、

一 御着之上旅宿江着、至て麓屋、殊ニ宿数少しとて奥御
小姓伊集院卯十郎殿・菊池藤七郎殿同宿ニ相成る、終
日強雨ニ付家来下人江酒代百孔ツ、別段遣ス、

五月十一日、朝雨降、八ツ前より晴る、六ツ半比出勤、

朝御供、

三宮野 御立 五ツ半前

一り半

妻籠

一りよ

一石峠

一り計

馬込 御休

一り五丁

落合

一り五丁

中津

一り半

坂本

一り六丁

大井 御着 七ツ半前

一 山御越相濟候付御祝儀申上る、江戸并京都江飛脚被差
立候ニ付、御途中にて御取入相成候狸^狸之皮一枚中山次
左衛門殿江差廻、五雲堂にて御筆結立させ出来之上被
差上候問合相添出ス、

且宿元江一封出す、木曾之産物一封添廻す、

一 御国元より飛脚到着、其内琉球表田中源五左衛門殿よ
り御用封、其外別段御内用封数通相届、且又野元一郎
殿よりも同様之御用封到着、いづれも 御手元江差上
る、京地田尻次兵衛殿・原田才輔殿より御用封来る、
達

御聴、御沙汰通り夫々返答仕出す、外ニ得淨院殿江御
内用文出す、

一 馬込御休にて代合、御先江出立、大井旅宿江着、遊女
屋なれと買女もあたりニ見へす、食浴共ニ宜し、

五月十二日、晴、薄暑を催す、六ツ半比出立、御休大久手ニて待上、昼より御供相勤る、十三峠といふ坂道多く難所なり、また大き成殿諸所に突出す、

大井 御立 五ツ半時

一り

卷金

一り

深ヶ谷

一り半

大久手 御休

一り三十丁

細久手

一り三十丁

十本木

一り六丁

御嶽 御着 七ツ半前

御着後退出、旅宿ニ着、はたこやニて相応、一体岐會路ハ旅宿東海道よりハ宜し、其上人物正直也、御通行之折などハ食物乏しからず、独旅ハいかゝあらん哉、旅宿の半道計脇ニ御嶽權現社ありと云、

一正兵衛殿・才藏殿福崎一条の礼として入来、

五月十三日、晴、朝微雨、後快晴なり、暑氣よほと催す、単物ニても堪かたき程なり、泊番ニ付御先江出立、諸所歩行見物し、八ツ時過加納旅宿着、此家素人宿ニて手広し、また叮嚀なり、仕舞して出勤す、給仕ニ包物菓子など遣す、

御嶽 御立

一り六丁

伏見

二り

太田

二り

鵜沼 御休

一り半

六軒茶や

一り

新加納

一り廿六丁

加納 御着

五月十四日、晴、昨夜より別して暑氣増る、御立跡より

出立、合渡にて拔上、八ッ過柏原着、暫時御本陣江出、

同席一同御夜具御召物入替いたし旅宿江着、素人宿にて宜し、家食浴相応なり、

一 けふ八名所諸所ニあり、左右を詠めゆく、關ヶ原をも

通る、聞しよりも狭く見所なし、美濃路に入て、氣候格別替る、

一 亭主草花に好き庭園種々培養す、紅花のあさみ種所望す、包たはこ遣ス、

一 肥後七左衛門殿入来、路用乏き由にて円金を乞ふ、則貸与ふ、大坂にて返弁之筈なり、

五月十五日、朝曇、暫在て晴天、夕又大雨、雷鳴す、六

ツ半比出立、御休鳥居本ニ待上、夕御供、

柏原 御立 五ツ半比

一り半

醒井

一りよ

番場

一り

摺針峠

半道

鳥居本 御休

一り半

高ミヤ

式り

愛知川 御着 七ッ過

一 醒か井の泉清浄なり、岩間より漏出る、目をおとろかす計なり、汲上て飲す、摺針峠左手の茶店に休む、望湖堂といふ、絶景なり、餅などあり、

一 鳥居本御休江越前之永平寺臥雲禪師参上、尤昨夜御旅館江も参上之由、御前にて御菓子など被差出、暫御咄被申上退去、同人江越前奉書御たのミニ相成ル、京都田尻氏迄被差出候様口合書付渡し置、下拙江も土産

到来す、伏見より謝礼可致事、

一 御着後旅宿江着、家古ひ、雨など洩り、至極あしく、浴室またむさし、食物ハ相応、

一 明朝より弥御先江伏見江差越候様、郷兵衛殿より申来る、依て早立之事等手当致す、

五月十六日、降雨、八ツ時愛知川出立、平太郎召連る、

少し行て横瀬川ニさし懸りたるに、昨日よりの大雨に水増りて岸を越し、橋も左右共浸りて、央のみ纒ニ残り、川越の官吏川のこなたに出て指揮し、御先へ差越等御荷物も留置、村夫多人数集りて水を防く体なり、暫し扣へて様子を伺ふニ、川舟あれハ官吏に談して、強て川を渡る、また屋須川あり、同しさまなれと同舟にて越ゆき、草津へ出て暫く休ミ、湖水をも舟にて渡り、半時計が程ニ大津ニ至り着ぬ、斯して人夫継立、七ツ時ころニ伏見長嶋や清左衛門所に着、此家先年は伊十院平殿大かたハ止宿されたりと、後園茶室又広間もありて、其座に休息す、昨年も止宿したれば万事都合よく、風呂・飯など仕廻たれハ、田尻氏・友野・篠原氏など入来あり、頓て出殿して、御用済帰宅、主より酒肴等地走す、土産物等贈る、別冊ニ記、六尺其外江毎之通ニ遣す、

五月十七日、仕廻いたし、御飯や江出勤、

一八ツ半時比 御機嫌克伏見御飯屋江御着、御礼其外御

先規之通、得祥院・才輔等参上、御前へも被為召、夜入過退出、

一江戸・御国元より之御用封相届居披見、何れも達御聴、飛脚通行いたし候へ共、両日中爰元よりも別段被差立候事故、返答は不遣、

五月十八日、雨、五ツ半比より出立、近衛様江御使者として差越候処、満水にて三條之大橋渡りかたく、余儀なく引歸し九ツ過帰着、出殿して其段御届申上る、御反物見分などして、七ツ過退出、

五月十九日、雨、九ツ過より出勤、泊番相勤る、一今朝より出殿迄売子等毎々之通入来、

五月廿日、晴、四ツ頃代合退出、仕廻いたし、

近衛様江為御使打立、乗物家来兩人、鎗・草履取・合羽籠・陸尺四人、其外北野屋より入る小差壱人相添、稻荷通りにて休ミ、昼弁当給り、八ツ後參殿、白倫子式本・御肴一折但御使番方仕出御定例通被進、御近習河野大膳殿出会御取次、御答承知いたし、御吸物・御肴・御銚子

別段之由にて、大奥より御菓子御広蓋ニ受被下候、且
また先日得淨院を以御内々進上物御返しとして、御紙
入・御盃・薄板等拝領す、左候て御歌懸り御取次にて
差上置候詠草、三折 御点被成下相下る、

一 帰路七ツ過六角堂辺ニ休ミ、衣類を替、かご行列廻り
家来宰領にて差帰し、案内之小差捨吉と申者草り取小
右衛門壱人召連、知恩院を初め名所見物、祇園新地見
物いたし、夜四ツ過辻駕籠にて帰宅、

五月廿一日、晴、今日 御立ニ付諸払いたし、別段式百
疋亭主江、百疋末々江相中ニ遣す、五ツ過出殿、四ツ
半過 御立、御乗船、毎之通にて御供いたし、七ツ過
比御滞なく 御着坂、万事毎々之通相濟、夕刻退出、
定宿中嶋や喜右衛門所ニ着、為土産細上布喜右衛門江、
百疋宇助江贈る、夜入酒・肴・吸ものなど出し、休む、
一 伏見より自分列列廻荷物、家来下人等別船相渡り差廻
し候事、

一 江戸早川より町便を以御内用封相届、即達 御聴、

五月廿二日、晴、九ツ比より羽織袴にて出殿、 泊番、

一 御銀主五人且御留守居菱刈七左衛門 御前江被為召、
御側にて御吸物・御肴・御銚子被下之、御銀主江は御
懸物一幅ツ、被下候、今日は暑氣強し、

五月廿三日、晴、毎々之通御家老衆初御反布類被下相濟
御長持入替等いたし、八ツ後退出、自分衣服入替等致
す、

五月廿四日、晴、朝小雨、四ツ後出勤、八ツ後退出、

一 喜右衛門よりそは切地走有之、夜入酒肴毎之通差出す、
諸所より到来物并謝礼等別冊ニ記、

一時計師岸野仲藏内々入来、
一 政田屋より到来之酒肴仕坊主中江遣ス、

五月廿五日、晴、旅服にて五ツ時過出殿、

一 今日九ツ時頃大坂 御発駕、惣御供毎之通相勤候、大
坂御屋敷より三拾町計高木五兵衛別荘御休ニ相成、昼
飯等給り、御先江出立、七ツ過西之宮旅宿江着、此家
酒商買にて、家広く候へ共甚むさし、

一 今朝岸野仲藏事 御飯屋末江招呼、江戸表立退候始末

相認させ、御断之書面一冊も受取、奉入 御内聞候、尤仲藏義、昨日最初は井上庄太郎殿旅宿江入来、相歎〔願カ〕候筋も為有之由、依之同人より達 御内聴、夫より自分旅宿江入来之哉ニ候、依之厚き 御愛憐を以一応ハ長崎表江差遣し、伊勢屋彦藏申談、御用筋相勤候様、其上ニも取続かたく候ハ、尚又 御国元へ被召置被下候 尊慮と奉伺、何共恐入次第奉存候、乍去一応は当人存寄承り可申趣にて相尋候処、仲藏儀も御屋敷御首尾相済候上ハ出崎いたし度内願之由承候付、いよく右通成心得ニ候ハ、格別之 御憐愍奉願遣し可申と申聞、 御聞届相済候筋ニ取計、為念書面を以、毛頭公辺之御不審掛り無之、掛念筋無之趣相認させ受取置候、右ニ付ては兩三日

京地仕廻方いたし、船にて小倉迄差越候様ニと申聞、左候て小倉村上銀右衛門方江は拙者召連罷下者候処、不快にて連越かたく、船路差廻候間通行迄預り置呉候様頼遣候書面、同人江相渡遣候、尤長崎表奥四郎殿江もいさる問合遣候様被 仰付候、且亦金子持合不申由ニ付、拙者より貸遣候筋申聞、三円金御内用方より仮払致相渡候処、重畳恐入何共申上様無之難有段申出候、

右次第御取替金之義迄即奉 御内聴候処、江戸表永江休之丞方は勿論、山崎拾方江も此涯一切不申越様可申聞置旨、猶また被 仰出候間、小倉表にて細々可申聞候、右首尾形行御側役武兵衛殿江は、一通り内々相嘸置候事、

五月廿六日、晴、炎暑甚強し、泊番ニ付六ツ半時出立、兵庫にて昼飯給り、八ツ過大藏谷旅宿江着、相応成宿なり、七ツ前出殿、此家中野や喜之助と云、蚊至て多し、

西之宮 御立 五ツ時

諸所御小休にて兵庫御休

大藏谷江 御着

五月廿七日、晴、今日も暑気甚し、御立後出立、御休にて披上、八ツ過姫路旅宿ニ着、大田屋と云、座鋪広く食浴宜し、叮嚀なり、給仕手代様之者、团扇式本・包たはこなど宿江遣す、薄茶など振廻、

大藏谷 御立 六ツ半時

一り半

大久保 御小休 安藤助太夫

一り

西長池 梅田吉郎兵衛

一りよ

にし谷

一りよ

加古川 御休

一り六丁

但川わたし有

魚之はし

神谷小左衛門

一り半よ

御着町

天川休兵衛

一り

姫路 御着 八ツ半過

一姫路川板はし懸る、宿にてなめし革四枚沓分式朱にて

求候事、

五月廿八日、晴、炎暑甚し、六ツ半比出立、正條御休江

待上、夕御供相勤、御着後退出、有年旅宿江着、宿至

てむさし、玉子を取寄て食事す、

姫路御立、諸所御休、正條御昼、

有年江八ツ半過 御着

一暑氣別して強く、難儀の体故六尺四人江酒代百疋相中

ニ与ふ、

一御国もとより不時飛脚到着、琉球江フランス船拾一艘

渡来いたし、江戸江も追々可差渡段申来候由、極密

御直話相伺候事、

五月廿九日、晴、今日も暑氣強し、六ツ時過出殿、朝御

供、片上御休にて代合、藤井江着、旅宿極々あしく候

有年 御立 六ツ半時

二り

なしが原

一り

三ツ石

一り半よ

〔伊里中〕
入中むら

一り

片上 御休

半道

伊部村

一り半八丁

一日市村

一り半十五丁

藤井 御着 夜入過

一三ツ石ニて石之根付香合取入る代錢貳朱ト三百孔

一昨日飛脚より相届候琉球詰郷田仲兵衛殿より一封、田

中源五左衛門殿・野元一郎殿より御内用封相受取、何れも 御直ニ差上る、

山手三けん家

一り八丁

川邊

一り八丁

尾さき

二里

矢掛 御着 七ツ半頃、

一御国元江今日飛脚被差帰候事、

六月朔日、晴、暑氣昨日之ことし、泊番ニ付六ツ過出立、

諸所休ミ、七ツ比矢掛旅宿江着、今日も宿あしく候、

食浴同様、早々仕廻いたし出殿、

藤井 御立 六ツ半時

一り拾丁計

二本松

一り廿丁

三門

一り十式丁

板倉 御休

一り半十丁

六月二日、晴、少々風吹、されと暑氣ハ強し、

御立跡より出立、神奈邊御休江も暫時参上、七ツ時尾

之道旅宿江着、

矢掛 御立 六ツ半時前

一り五丁

堀越

一り半

七日市

一り十式丁

高屋

一り廿四丁

神名邊 御休

式り

山手むら

式り

今津

一り廿八丁

尾之道 御着

一 早川務事少々暑氣当りニ付、為見廻差越、薬用之事相勧る、

一 尾之道駅は拾七八年程も 御止宿無之、久々御止宿ニ相成候由ニテ、主などことの外歎たる体之由、本陣之前頼横小路一町はかり行、左之家なり、家作美麗手広し、江戸日本橋江廻船ニテ備後畳表を仕送ると云、平日ハ紙類を商ふ、給仕ニハ手代様之者、兎兎人終日袴着用ニテ付添居、団扇ニテあふき居る、再三断りたれと止す、また炎暑強しとて庭先江も水打そ、きなどして至極叮嚀なり、袂落し団扇など遣したれば、主より花呉座一枚を到来す、扱々氣の毒成事なり、来春も通行の折軽き反布ニても遣すへきなり、海辺故食物之魚類も鮮也、食浴申分なし、酒着政田屋より到来す、

一 駅内山ニ添て寺あり、美景なりと云、来春見物すへし、

六月三日、晴、昨今暑氣分て強し、御先江出立、御休ニ

て待上、夕御供相勤、御着後旅宿江退出、

尾之道 御立 六ツ半時前

二り十町

糸さき

一り廿六丁

木之濱

一り半

沼田本郷 御休

一り

尾原

一り半

新庄村

一り八丁

〔田方里〕
玉り市

一り

石立村

一り半

西條四日市 御着五ツ過

一 旅宿手広く浴室なども立派にて、昨年之宿とハ大きに違へり、今日などハ暑氣ニ当り、下々かごにて通行の者多し、一やとニ老人位ツ、ハ必病人出来たりときく、されと拙者かたハ末々迄も無病にて歎ふ、

六月四日、晴、六ツ過出勤、朝御供、御休にて代り合、

岩鼻御小休にて待上、毎之通惣御供、松原御小休より

又御先江披上、暮頃廿日市昨年之旅宿ニ着、明日ハ泊

番なれば、玖波迄舟にて越へしとて、手当申付る、

西條四日市 御立 六ツ半時前

一り

飯田むら

三十丁計

瀬之尾峠

一りよ

中瀬尾むら

一り半

中野村

一り

海田市 御休

一り五丁

岩はな

一り半

まつ原

一り

草津

一り半

廿日市 御着

一 海田市駅継人足不足、大きに差支る、昨年も同様之よし、

一 昨今暑氣別して強候ニ付、御家老衆初山形看板以上江

素麵可被下段被仰出、御休駅にて 御前江も差上、

御家老衆其外奥向江は御膳所仕出しにて、其外は御旅

方にて御手当相成被下候事、

六月五日、晴、暑氣同様、七ツ時出立、一町計行て浜辺

ニ出、四拾石積船一艘代^{三錢}賃借入、荷物其外一統乗込、

外ニ御仕立物役外都川平次郎御草り取餅原藤之丞より

承候付、同船四時前玖波江着船、暫相休候て、九ツ半

比關戸旅宿江着、仕廻致泊番ニ出殿、四拾八坂越之格

にて、式朱ツ、陸尺四人、壹朱小差江祝儀遣す、

一玖波にて縮木綿數反御小納戸方御用にて御取入致す、

自分ニも諏訪平拾反為土産用取入る、

廿日市 御立五ツ時、諸所御小休、玖波御休、

關戸江七ツ半時頃御着、 御道法七ツ半計、

内四拾八坂有之、

六月六日、晴、少々風邪、振出し七帖靜甫殿より貰ふ、

御立跡より出立、柱野にて拔上、七ツ時花岡昨年之宿

雅人之所ニ着、吸物・酒・肴五種計出し饗す、また松

本焼之飩一箱、萩産物之海苔など到来、依てたは粉入

一揃・手拭式筋・盃・にしき絵など与ふ、

關戸 御立 御定刻六ツ半

二り

はしら野

二り

玖河 御休

廿四五丁

高森

一り半

中山峠

式十八丁

呼さか

式り十丁

はな岡 御着 七ツ半頃

一夜入ころ靜甫殿申遣し、痛齒抜もらい候処、痛去て跡

大きに宜し、また振出シなと給り休む、

六月七日、晴、今日も強暑、風少々吹故凌安し、風邪い

また宜しからず、夕御供之処、務江たのミ同人終日御

供、依て七ツ半過出立、福川にて昼飯給り、八ツ過今

市旅宿江着、昨年之宿にて都合宜し、食物鮮味、たは

こ入一揃・あせ取・唐筆など悴の兎江与ふ、

花岡御立、諸所御小休、福川御休にて

今市 御着、

一御国許去月廿九日立之飛脚通行、老女永瀬・園河より

御用文来る、其儘差上候事、右便より宿元江一筆左右

申遣候事、

六月八日、晴、後少々雨降、雷気を催す、六ツ過出勤、

昨日之返番として終日御供

いま市 御立 六ツ半

二り

臺道むら

一り六丁

立石

一り八丁

小郡 御休

一り十丁計

高ね村

一り半

下山中村

一り

新道峠

一り半

舟木 御着

一 御着後旅宿江退出、昨年之家にて甚あしく候、石炭の
香堪かたし、明朝より御先江小倉迄差越候様被 仰付、

六月九日、晴、七ツ時出立、四里行て五ツ時比吉田へ着、

又五里行て下之關江着、暫休ミ、乗船にて渡海、七ツ

時前小倉着、右之方橋之こなた横小路拾町はかりゆき、

左頬川端旅宿也、閑疎にて至てよろし、先ニハ伊十院

平殿定宿之由、

一 長州領ニ入てより暑氣少しハ薄く凌安し、

一下之關にて式朱ツ、六尺四人江与て別る、定例之通り

内裡より継人足ニ相成る、道路埒明て宜し、

一 伊勢屋彦藏長崎より来りて、下之關ニ待居るニ逢、奥

四郎殿書状も持来る、同船にて渡海し、小倉江召連る、

一 着後奥四郎殿旅宿江差越、一通り御用談いたし、吸物

酒など出る、暫時にして帰宅、同人并召連候書役椀山

彌兵衛殿より土産物到来す、其外商人原田茂吉より風

鳥一雙到来、相良運八よりサホン到来、いづれも御国

元より謝礼可致事、

六月十日、晴、五ツ過 御旅館村上所ニ出勤、

一小倉江五ツ半過 御着、

一 去月廿五日江戸仕出早川五郎兵衛殿より之御用封、大

坂より当所ニ相届居、披見之上差上る、外ニ豎山武兵

衛殿江も一封込居、着之上相渡す、宿元よりも一封入
込居相届、

一御渡海之飛脚被差立候付、早川江前文之御用答、河村
宗澹殿江家内病氣にて見廻被呉候礼、大坂御留守居菱

刈氏江御用封并滞留中之礼一封、且又前文町便御用封
之内ニ母上様御文被下、家内癩差込候ニ付彼是被仰下

候御受、且彦藏より家内へと申し持参之唐更紗一反入
封差上る、

一御国許江も飛脚被差立候付、老女衆兩人江返答之御用
文等出す、

一奥四郎殿参上持参之御注文品種々被入 御覽、同人よ
り品々進上、且時計一上野彦馬より、忒品彦藏より進

上物御披露申上る、茂吉より自分江差贈候風鳥入御覽、
御用ニ相成、左候て四郎殿 御前江被為 召、御側ニ

て御酒被下候、
一夜入五ツ過四郎殿退出、

一永江休之丞殿今朝 御着前当所江着、直ニ乗船之由承
る、

一大坂にて申付置候岸野仲藏事、いまた来着不致候付、
着候ハ、直ニ長崎江差越候様、若また当所 御立翌日

ニも候ハ、差急き通行追付上候様 御内沙汰ニまか
せ、書状村上銀右衛門江渡残し置く、

一旅宿江包物遣す、村上よりも到来物有之候ニ付、包物
贈る、^{「マ」} 今晚泊番、

六月十一日、晴、夕少々雨降、即止、

小倉 御立 六ツ半時

一り半

大倉村

一り半

黒さき

二り

石坂

一り

木屋之瀬 御休

一り六丁計

直方

一り半四丁計

小竹

一り廿五丁

飯塚 御着

一御立後小倉出立、御小休ニテ拔上、八ツ半過飯塚昨年
之旅宿ニ着、都合宜し、今日より継人足ニ相成、行程
別して早し、主江包物遣ス、

一此節はいまた旅宿江同席相招候義不相整、幸奥四郎殿
ニも被参居候付、同人并書役樺山氏且伊集院太郎右衛
門殿・川上郷兵衛殿・早川黒殿申遣候、早川務ニも申
遣候、庭鳥之汁其外手当申附相招酒出す、夜五ツ半比
皆々被退散、

一り十式丁

山家

一り十式丁

乙隈 御野立

一り十式丁

松崎 御着 七ツ過

一 小細工方肥後七左衛門殿・御納戸書役町田善八殿・御
馬乘玉置七太郎殿相招、平太郎も招呼、吸物・取肴手当
いたし酒振廻候、五ツ比皆々被帰候、家婦江包物遣す、

六月十二日、晴、七ツ過より雷鳴甚敷、雨は不降、六ツ
過より出立、御休江待上、夕御供相勤いたし、御着

六月十三日、晴、七ツ比俄ニ雨降、雷鳴頻也、程なく

後松崎昨年之宿ニ着、

飯塚 御立 五ツ時

まつ可也、主江包物贈る、家之傍水車有、寝ニ入ころ
車留る、

天道村

松さき 御立 五ツ時

二り七丁

二り

内野 御休

古賀

一り半

一り

西山村

府中 御休

嘉永6年

二り

一條まち

一り

羽犬塚

二り

瀬高 御着 七ツ時比

一古賀御小休江御国元より之飛脚参上、老女小の嶋・園川・永瀬より御用文来る、小の島よりハ別ニ封書来る、何れも差上候、左候て今晚飛脚被差帰候付、夫々返書出す、

六月十四日、晴、泊番ニ付八ツ半比出立、御先江山鹿昨年之宿ニ着、直ニ温泉ニ浴し、仕廻致す、主より西瓜・菓子・酒等種々地走す、木綿縮一反謝礼旁遣ス、八ツ後出勤、

瀬高 御立六ツ半前、諸所御小休

南之關御休ニて、七ツ頃山鹿御着、

御道のり八り半程

六月十五日、晴、風立候て冷し、御立後出立、御小休ニ

て拔上、熊本入口御小休ニて待上、惣御供いたし、出

切御小休より又々御先江、七ツ前川尻昨年之宿ニ着、

二階ニて、旁都合あしく候、

山鹿 御立 六ツ半前

一りよ

広のまち

二りよ

植木 御休

一り

御馬下村

一り五丁

熊もと入口

一り程

同所出切

一り半よ

川尻 御着

一夜入ころ奥四郎殿江差越御用談、到来之保命酒一陶贈る、酒など被出、静甫殿ニも入来ニて、五ツ過旅宿江帰る、四郎殿旅宿ハ川尻下町ニて、大島屋彌三郎と云よろしき家也、

六月十六日、晴、暑氣強し、六ツ時前出立、御休にて待

上、夕御供にて七ツ過八代旅宿江着、

川しり 御立定刻

二り

〔古保里〕
古ほり

一り十丁

豊ふく村

一り十丁

小川 御休

一り廿丁計

種子山

式り

八代 御着 七ツ時過

一明朝奥氏并伊勢屋彦藏御暇ニ付、廿五両彦藏江わたし

証書受取置、

一小川江京都より御用封到着、夫々達 御聴、

一今晚江戸江飛脚通行ニ付 母上様江一封、并宰府天満

宮御守札、山鹿にて到来之菓子等新之助江差贈遣す、

一琉球表田中源五左衛門殿より御用封相届、即差上る、

一福崎助八殿江戸江通行参上ニ付、逢候て、子息七之丞
殿悔申入る、

一旅宿別して宜く手広なり、贈物遣す、

一八代御通行拜見群集す、

六月十七日、晴、五ツ前出勤、朝御供、御休にて代合、

八ツ比佐敷昨年之庵屋ニ着、酒肴主より地走す、

八代 御立 六ツ半早メ

一り半之内

平山村御野立

一りよ

日奈久 御休

一り四丁

二見村

一りよ

赤松峠御野立

廿六丁計

田之浦

一り半計

佐鋪峠御野立

廿六丁計

佐鋪 御着

一昨夜御国元より飛脚到着、老女三人名前にて文来ル、
内 篤姫様より御文被進、今朝差上ル、

一今朝江戸六月六日仕出し町便早川五郎兵衛殿より御内
用封到着、浦賀江異国船渡来致し、御老中方御評議之
模様問書等相廻る、即差上る、其外平田・半田等より
も御側役迄申来候由、

一煎染もの一重・酒一升計人馬方御用聞相良一左衛門・
桐野孫太郎より到来、右差分候て、平九郎且御草り取
中江も遣候事、

一夜中町便を以又々早川より御内用封到着、即差上る、
御側役江も一封参り、水俣にて豎山氏江相渡す、

六月十八日、晴、風あり、泊番ニ付八ツ半比出立、九ツ
過出水着、郷土河野瀨兵衛家ニ着、毎之通吸物・酒・
肴等地走有之、包物贈、荒田次郎右衛門よりも葉たは
粉・干肴等到来、謝礼致す、仕廻致し、八ツ半頃 御
飯屋江出勤、

佐敷六ツ時御立にて、諸所御小休、

水俣御休にて、七ツ過出水御飯や

御着、

一御国許より飛脚着、琉球詰之衆より御内用封相届、且
又老女小の島よりも御用文来る、いつれも達 御聴候
事、

六月十九日、晴、 御立後出立、拔上候て、九ツ過阿久
根着、川南仁左衛門所旅宿、

一 出水六ツ半時御立、諸所御小休、野田御休ニ
て、八ツ後阿久根御飯屋江 御着、

一出水にて今朝調練 御見分、自分ニも差越見分す、

六月廿日、晴、七ツ半過出立、御休にて待上、夕御供、
阿久根御定刻御立、諸所御小休にて、西方御
休、七ツ過向田御飯屋御着、

一川内河御乗船、御飯屋下江御舟相着、御乗船前ニはよ
ほと手前より下乗いたし、御駕籠江走付不申候ては、
御舟乗之儀故、間ニ逢申さず候事、

一旅宿棒はなにて御用宿也、座向庭先も手広にて静閑ニ
有之、夏向などハ別て涼し、

一櫻井半藏殿御舟奉行にて被差越居、旅宿江も見廻申され、蜆一籠到来、兼々承居候にくの皮相贈る、且又御国許江幸便有之候ハ、届具候様ニとの事にて、わら苞三・封し物二ツたのミ申され候間、幸明暁より平太郎事先ニ遣候付、受合候事、

一郡奉行關山鬼三太殿出張被居入来、且また西瓜巻・蛤一籠權執印持参到来、其外到来物等は別冊ニ記、

六月廿一日、晴、昨今炎暑、六ツ過出勤、朝御供、御休にて代合、苗代川昨年之宿ニ着、

向田御立六ツ半時、諸所御小休、市來湊御休にて、苗代川御仮屋江八ツ過御着、

一夜中江戸六月八日仕出し町便到着、早川五郎兵衛殿より御内用封相届、浦賀異国船一条種々申来、即達御聴、

一夜入比伊集院太郎右衛門殿より申来り、旅宿江差越、宿元より為迎待受、種々贈来候由、地走有之五ツ過帰宅、

一重式ツ田中氏より贈り被申到来す、

六月廿二日、晴、八ツ半時出立、水上御茶屋江差越、待上居る、是より惣御供にて着、

苗代川御立、諸所御小休、横井

御休にて、九ツ過 御機嫌能

御着 城、

一宇都宮彦四郎水上迄、野口利右衛門横井迄為迎入来、平太郎事昨日より先江遣候事、

一御着後御祝儀申上、毎之通御祝之御酒肴御賄迄も頂戴いたし、七ツ比築地御用屋敷御長屋江無滞着致候事、

(5) 嘉永六年島津齊彬向瀉巡見御供日記

嘉永六年十一月 齊彬公向瀉御巡見御供留

十一月十二日、朝雨降、四ツ時頃より晴る、五ツ時頃よ

り野袴・丸羽織着用出勤、

一四ツ時 御旅服被為 召、櫻之間御中門より御出、下

方方限 御巡見御供相勤候、新橋下御方渡口より御乘

船、常盤丸御舟江相詰候 九ツ半過櫻島藤野村海浜江 御舟被

差寄 御上陸、同所藤野休右衛門所郷土 御小休、夫よ

り燃崎江被為入、野村彦兵衛流儀之射付火矢拾五発

御見分、夜入頃地頭飯屋江御止宿、

一当所より進上物段々有之、郷土年寄組頭等御目見、都

て御先例之通已後右同様進上物御目見等之事ハ別段不記、右進上品鯛・密柑

・大根之類 典姫様江被進、女中向江も被下候節、老

女兩人江文にて申遣し御品差廻候、

一御立付明細書 御前江一通前以可差上管之処、不行届

御側役御供目付より御断申上候旨達 御聴、両日之分

一先差上置、跡は追て差上候段御託之義拙者より申上

る、其外御用筋相仕廻候て、五ツ比郷土藤崎喜右衛門

所着、旅宿にて地走ケ間敷事一切不相成、進物類且は

鶏之汁・飲酒之儀は嚴重御差止相成、依て大根ニしび
少々入汁、皿はもろ鱒之干物、漬物、飯一通り差出

す、給仕湯之村之者十五六歳之娘出る前文段々被仰出候義有、当所は御差入之

義にてさき見聞ニ相成候事故、別して念入候様前以三原藤五郎殿、拙者為見分、差入候節精々申達置候事

一御時計方にて内野太左衛門被召連候ニ付、よそ者之儀

ニ付其段申出、自分旅宿ニ召止連越候事、

一郡奉行山城新之丞殿入来ニ付、別段

御内沙汰之趣一通り内々申聞置候事、

十一月十三日、晴、七ツ時前より出立、御先江垂水江差

越候ニ付、御用舟にて渡海、六ツ半比同所之内貝瀉江海

着、御休所一通見分いたし海浜にて御領、直ニ麓ニ差

越家士伊十院八兵衛所ニ着、仕廻致し 御領主飯屋江

出勤、泊番相勤候、

一讚岐殿御逢被成、御休息所等彼是之事承知致す、猪

一肢・紅白蠟燭廿挺・半紙拾束、御領主讚岐殿より御

贈相成致頂戴候但贈物受納之事前以堅く被仰出候節高貴之向より贈物ハ別段之事と御内嘶を奉伺居候付受納

一七ツ前 御飯屋江御着、御止宿、

一讚岐殿江 御目見被 仰付、御料理進上被成候、其外

進上被下物有之、

一夜入候て讃岐殿并御隠居清章院殿、且また御供之御家

老島石見殿被為 召於

御前御吸物・御酒・御取肴・御菓子等被遣候、

一あかし屋製到来之御菓子一折三重も、内々讃岐殿江差上

候事、

十一月十四日、晴、六ツ半時より馬見所江 御入、馬寄

有之御見物、四ツ半比相濟、垂水 御立、下拙ニは御

先ニ大浦江差越待上居候、同所江御着、領主島要人殿

より式汁五菜御料理進上有之、御先番御供我々江も汁

平鱈・菓子式通り被差出候少々過分なり、御立前出立、七ツ

比花岡江着、領主御飯屋待上居、御着後領主より進

上物被下等有之、新納休右衛門殿事垂水・新城・花岡

いつれも用頼ニて、大方万事今日迄も引会候事、旅宿

家士森永十次郎所、相応之家なり、給士娘之由八才計、

森川孫太夫殿・岸良清右衛門殿那奉行・玉置七太郎殿

入來、

一垂水より 御入無御滞相濟候付、御挨拶御使伊十院吉

左衛門旅宿江入來、且亦同人所拙者旅宿ニ相成候付、

たはこ・白餅等昨日可相贈取込候由ニて被致持參候得

共、此節之 御趣意申述差返候事、

一新城御領主より前文同様之口上を以役人入來、白餅一

籠・干肴等御贈受納、

一御着後万事相濟退出、三原藤五郎殿旅宿江見廻候、左

候て於櫻島御納戸組足輕共心得違之成行口合候事、

一於当所進上之唐芋殊之見事ニ付大キサ巾フジラニテサシ渡シ五寸位、長サ一尺計ツ、有

其外十計、当月廿七八日之比砂ニ相詰候て早川務迄差出

候様、新納休右衛門殿ニ口合候、左候て務江も問合を

以右之芋中急ぎ飛脚便より 御前様江被進候間、問合

を以差廻候様 御沙汰之通申達候事、

十一月十五日、晴、九ツ過少々雨降、六ツ過野服ニて出

勤、御供、

一花岡五ツ時 御立、松之尾御小休、是より 御歩行ニ

て高須村之内常平倉御見分、御床机差上候て米量り俵

作り等 御覽、夫より御乘輿ニて村石御休江 御入、

雨頻ニ降出る、七ツ半比大根占江御着、地頭飯屋江

御止宿、暫在て退出、旅宿郷士マツ 一郎左衛門、飯汁

ハ豆腐ニかまぼこ平ハ長芋・こんにやく・蒲鉾・鱈・

香物也、給士小供家息ニ菓子遣す、

一 櫻島御泊にて御持筒持御小人久木元源四郎と申者、宿主ニかゝり候て飯米色黒く食しかたく、尤受取書ニハ白米と認遣し候ニ付ては存外成由、且又汁も冷居なると発言いたし、同宿之御小人七八人口々ニのしり、宿主迷惑いたし候由承候、付ては此節ハ別段ニ御趣意申聞せ、前以例外被下物等も有之、一統相慎候様申渡置候処、全く所より差出候焼酎等も被差止、旁先年御巡見之振合とは相替候義も有之、御趣意等閑ニ相心得不埒ニ付、外々見聞ニも相成候間、三原藤五郎殿・御納戸奉行有馬次郎右衛門殿等江申談、今晚御暇被下候段申達候、左候て代り者早速被差越候筈、

十一月十六日、晴、

一大根占御立六ツ半時にて、田代花瀬江御入、御休所川辺ニ出来居 御入、其外諸所 御巡見被遊、小根占地頭飯屋江 御着 御止宿、

一 拙者ニは泊番ニ付花瀬江は不差越、五ツ時前出立、小根占江着、道法一里余ニ付ゆるく仕廻、昼比 御旅館江出勤、泊番相勤候、宿主は郷士青水新助と云、客来段々有之、白尾家鎗術取次之由猪鹿倉源四郎殿と

申人など被差越居入来、初て逢申候、
 一 御入後御さしきにて郷士鎗術 御覽有之、
右ケ条今日ハ御見引、御立候節ニ被成候事
 一 江戸表より飛脚到着之由にて御用封多く来る、篤姫様ニも去月廿三日江戸御着之由御左右申来る、五郎兵衛殿より御内用申来り、直ニ達 御聴、自状も来る、其内ニきせる・たは粉入式通り到来す、河村宗澹殿より一封、驚頭宿元より御反物之事申来る、且又江戸老女衆より差越候御用之文封込候て、園河・長瀬等よりも御用封来る、いづれも 御覽ニ入候事、江戸飛脚は去月廿四日立なり、

十一月十七日、晴、

一 五ツ時小根占 御立、佐多之内伊佐鋪地頭飯屋 御着下拙ニは 御立後出立、濱走御小休より拔上候て、八ツ半過伊佐敷郷士園田貞太郎所ニ着、

一 濱走并片野坂之辺、先度見分之節は別して之嶮路、途中ニ大巖など出居候付、直し方有之候処、見違ふ程ニよろしく相成居る、

一 小根占之海浜大かた御影石ばかり也、高サ拾式三間、横廿間ばかり之巖石も有之、右は見分之処也、其余何

程土中ニ埋り居候や相分らす、

十一月十八日、晴、御供前ニ付六ツ半比出殿、

一伊佐鋪五ツ時 御立、同所龍眼樹・荔枝など御植付相成居候御囲内 御覽、諸所 御巡見ニて、九ツ頃同所大泊御仮屋江御着、海辺江御立出被遊候て曳網 御覽被遊、右相濟候て退出、郷土宿なり、されとよそ之業家之如し、

一当所は人家少く宿差支候付、御家老衆初 御納戸奉行 其外伊佐敷江被召残候、下拙旅宿も纒十枚敷一間ニ付かこ之内ニ寐道具入付、其外当用之衣類等合羽籠ニ入れ、御行列之内より差越、尤終日歩行のみニて御供相勤、馬荷両掛などいつれも残し置候、一統右之通りなり、

十一月十九日、晴、早朝より出勤、泊番、

一五ツ時より佐多御崎 神社江御参詣、御帰り掛諸所ニて御狩、鹿一丸御打留、御供之内より鹿式丸・猪之子一丸打留、暮比 御帰館、右御得物之鹿御家老衆初一統江被下、尤 召上りニも相成候、引網も有之、

一御供外相願自分ニ御崎江参詣段々有之、

一拙者ニは 御留守相勤候処、終日御用筋も無之、 御仮屋前湊ニて入海也、奥御小姓など申談釣なといたし居候、尤御用船もかゝり居候事故、一丁計も出候処、珍敷風景ゆへ少しツ、先江乗出候処、終ニハ大泊之岬ニ漕出たり、水主ニ向ていつく迄ゆくそと問たれば、御崎の鼻か、責てハ田尻の岬迄御出被成と云て漕ゆく、けふハ海上別してなきて穩かなりと申たれと、内海の時化たる時よりも波高く、大洋なればさも有ぬへし、扱向ひは種子島、こなたハ屋久島なりと尋ぬニ教へたり、其先ハと問へハ唐土なりと聞ニ、乗たる舟は伝間よりも小さく、大洋の波に浮沈するさま尋常ならず、暫ハたれしも無言ニて顔色替れり、兎角大うねりニてころ持よろしからず、恐ろしさもいはんかたなし、されはよほと時も移りぬ、こき帰らんとひたれば、同舟の衆一同に早く返せくと云たるハおかし、湊内నికిき入て、

ともすれハもろこし迄と遊し舟を

御さきのはなにと、めつるかな

また

おもはずと佐多のみさきにこき出て

わか日のもとを跡に見むとハ

一かこしまより飛脚到着、琉球より飛船来れりとて、郷田・田中等より御用封、また江戸よりも便ありしとて永江休之丞殿より、長崎よりも染川喜三左衛門殿より、いづれも御用封なれば 御帰館之上達 御聴、

十一月廿日、夜中より風雨、

一五ツ前大泊浦 御立、諸所 御歩行、島泊御休前より風雨強し、芝之峠手前より雨はれて、八ツ前伊坐鋪台場江 御入、大炮三発つ、打方 御覧、同所脇にて引網有之候へとも、風波荒く魚入らず、七ツ前同所御飯屋江御着、御止宿、下拙ニは御跡より出立いたし候処、被為 召御供にて着、夜入過ぎきの旅宿江退出、一覽府より今日も便ありて、琉球園田仁右衛門殿より御内用封并郷田氏よりも私状相届候、

一佐多ハ名におふ名所なり、御崎の山中ニ蘇鉄多く、殊ニ神前ニ一叢繁茂す、是そいにしへ唐土より移された一株なりと聞、其外佐多内山岳野原畑などニ自分生のそてつ何百株と云数を知す、三里か程ハ蘇鉄山也と

いふ、さもあらん欤、中国路などのはげ山ニ小松などの生出たるがごとし、また山中ニ大師芋といふ普通の里芋の形ちにて、高さ六七尺、或は一丈はかり成芋あり、葉の広き畳一枚敷位にて、くきだち葉の様子里芋ニ替る所なし、出羽の秋田路の葉雨露を凌ぐニ足れりと珍重す、此芋の葉村里にあらハいづれか勝りおとらん、味は苦がくして、食する事能はずと云、また先ニ云蘇鉄の高き一丈計もありて、皮を削り取たる跡数多見掛たり、所の者に問たるに先年凶歳の時外鱗を去り肉を餅に搗て給り、餓を凌きたりと云、旅宿に帰りたるにその答へたる者、蘇鉄餅ハ即是なりとて到来す、普通の串差団子のこたく製したり、少々給り見るに米の子だんこのことし、砂糖などにて給りたらバ宜しからんといひぬ、また民家の畑に落葉したる楓樹の如き枯木、高さ五六尺はかり成を見る、案内之者ニ尋るに是ハこせう江戸などにて云唐からし也、土器などの也と、春を小鉢に植て花及実の赤く成たるを珍重す、春を迎て古木より芽を生し花咲実のると云、茄子なども双ひて残れり、枯木のことし、是もこせうと同様ニ暖氣ニなれば花咲実を結ふ、年々枯朽る事なしと答へたり、実に当氣厳寒之候にて、いづ方ニても小袖式ツ三

ツ、尚又羽織などもかさねて着し寒氣を凌ぐ折なるに大泊浦にてハ木綿単もの一ツにて相応なり、夜分ハ袴を着したり、折から当冬ハ例歳よりも一しほ暖氣也と云たり、佐多ニ牧あり、吉野・福山などの原野に似す聳へ立たる山岳いくつも双ひたちて、鋸切の刃を立たることし、谷相ニ水流れたり、島泊之辺八重単の水仙花盛りにして路傍に繁茂す、其外根占方にも水仙花多し、佐多の山中の蘇鉄よそに運送する事を禁す、御崎之神おしみ給ふと語りぬ、

一大泊浦郷土の家に宿したるに、十七八歳計成娘給仕ニ出たり、萌黄木綿袴のよふ成服ニ定紋、腰模様を染出し見苦しからず、夜入ころあん燈を持出たるに、坐に來り既に消んとす、娘驚き指を油皿に浸して挑けたり、紙などにてても出し指を拭ふかと見るに、左ニ非す、着したる模様付の衣裳の袖にておし拭ひ、そのま、立去れり、いつ方ニても油の衣類に染たるさへ以の外忌嫌ふ事なるに自若たり、辺鄙の俗おもひ宜し、又公の御入ある時は駕籠と云物來ると聞て、いかなる品にてかあらん、いざ見んとて多く立寄て見物し、珍重したりと家來の語るを聞たるもおかし、

十一月廿一日、晴、六ツ過より野服にて出勤、御供、

一伊左輔五ツ前 御立、諸所御休、芝之峠御休より御歩行、土鑄か原江被為入御休、夫より御乘輿、ハツ比小根占地頭飯屋江御着、直ニ御構敷江御入、郷土鎗術其外武芸 御覽、七ツ過相濟 御引入、暫在て旅宿新助所ニ着、

一覺府江御用便有之、長崎表染川氏江之御用答仕出す、右之内ニ内野仲藏よりいせ屋彦藏江之一封、尤取入物御用筋之状速目か入封致したのミ遣候、且また老女乘江御用答文差廻候、早川務方江も 公私用一封差出候、一御納戸書役町田善八不快ニて御暇被下、代り本田箭八郎被參候筈、

一今晚山形看板已上江御酒・御取肴被下之、一旅宿ニて召連候内野仲藏呼出し種々物語す、御蔭にて珍敷所拝見いたし、目を驚し候所多く有かたく存候由、自分東武ニ出生致し、佐多岬迄見物いたし候事ハ実ニおもひもよらぬ事ニ候、殊ニ御当国ハ大分成金銭みちのはたニ多く捨て御座候と云、何事欵と問ふニされハにて候、両日跡根占海浜を見渡し候ニ、就中多く見得

候、其身江戸日本橋通り町ニ住居いたし候節、数寄屋を建申たるに柱口之石、また雨落ニ美影の五郎太を用ひ候処、一円金ニ纒石四ツを取入候、海浜を見わたし候ニ、右同様成格好のよろしき御影石数知れず御座候と答ふ、下拙云、成程左様なるにもあらんか、何分遠路力及ばず、乍去強て懇望ニ候ハ、内々願上て舟一艘積位も頂戴して遣さんと笑ひぬ、

十一月廿二日、朝微雨、五ツ頃晴る、泊番ニ付六ツ前よ

り小根占出立、銚山江さし越見分致し、鳥濱江は不差越、九ツ時過大始良旅宿郷土（マ）喜作所ニ着、仕廻いたし、給仕家娘江菓子など遣す、八ツ頃御飯屋江出勤す、当所至て質朴辺鄙之故歎、

一今朝小根占御立、諸所御休、大始良地頭飯屋 御着、御止宿、

一伊達遠江守様江御直書被進御下渡相成、覺府江差廻し、夫より四日届町便を以差越候様被仰付、豎山申談御用部屋より仕出す、其外江も御封物被遣、いつれも仕出し候事、幸便ニ付早川五郎兵衛殿方江先便之返答、中村又兵衛殿江御仕向之金子当月末可差廻段申遣す、且

又宿元江も一封、其外井上庄太郎殿より岩元氏江之御用封も一同入封いたし遣す、
一当所新八幡宮江今朝 御參詣被為 在、什物御飯屋江相廻り 御覽被遊候、

十一月廿三日、晴、御立跡より出立、南村御休ニて抜上、四ツ半過高山着、

一 大始良五ツ時 御立、南村鎌田家持切在御休、高山江 御着、御止宿、

一 御着掛田畑ニて御床机差上、収納上見之仕向御覽、郡奉行所役等多人数罷出ル、夫より当所日新院江御位牌御參詣、七ツ過御飯屋江 御着相成、御先番相勤候、

一 旅宿、郷士ニて先年八年寄相勤居候伊東才藏と云、六拾余歳之老人ニて、出会彼是物語致候処、今度下拙旅宿之儀は存寄有之、望ミ候て宿いたし候よし、其趣は当所郷士代々持伝候武器鑑など、近頃ニ至り他郷江売渡候風俗罷成何とも苦々敷次第ニ候、何卒御差止相成候様御願被下度と申候、至極尤成次第ニ付、其段御側役武兵衛殿且は三原藤五郎殿ニ内談いたし候所、依同意奉達 御内聴、即被仰出候、左候て才藏義右様心得

罷在候ハ至極尤ニテ、褒置候様兩人より承候付、其段申聞候処ことの外有難狩罷在候、且又同人申候ニは今日收納上見等之体 御見分ニ相成処、尚又種々子細御座候付申上置度と承候付、細々書付追てかこしま江申越候様ニと申聞候事、其外ニ高山領・申長領漁獵網引場一条細々承る、是また絵圖書付一同差廻候様ニと返答致し置候、いつれも奉達 御内聽置候事、

十一月廿四日、晴、御滞在、四ツ前より出勤、御供、一四ツ後御馬見所江御入、土踊 御覽、郷士三百人余、鎧またハ陣羽織計着用之者も有之、其余は麻上下ニて罷出る、相濟馬寄 御覽、馬數百四十疋余、御見物所江御弁当差上、相濟候て七ツ過 御飯屋江 御帰り、致退出候事、

十一月廿五日、晴、六ツ比出立、泊番ニ付御先江内之浦江差越、旅宿浦人友吉所ニ九ツ半頃着、仕廻致八ツ後地頭飯屋江出勤、

一高山御立、本屋敷御立場御休、御狩有之、鹿猪三丸御得物、夜入内之浦御着、御止宿、

一本屋敷と申ハ、三里之間上り下り之坂道にて至て難所、左右前後共深山なり、人家尤無之、内之浦ハ他郷ニ離れ、一擲かまへたり、依て至り見る人少し、本やしき峠ニ 陵あり、参詣す、御着前引網にて名におふ白くづな、大き成ハ三尺位もあり、大かたは式尺内外、其外雑魚數多取得、御飯屋庭ニ三四尺方成半切桶三ツニ入置 御覽ニ備ふ、

一内之浦ハ、往古平家之公達など隠れ住給ひし所なりと云、

一御得物之獸魚御供中江被下候、
一夕方より雨降出、夜中大風雨相成る、

十一月廿六日、風雨止す、弥強し、俄ニ 御滞在被仰出、五ツ過より雨晴る、九ツ過より当所鎮守高屋大明神御参詣、夫より浜手番所江御入、網引御覽、御帰り掛台場御覽、今日も御獵之魚・焼耐など一統へ被下候事、
一下拙ニは昼前代合退出、

十一月廿七日、晴、六ツ過より野服にて出勤御供、
一内之浦六ツ半時御立、雨包之先園見峠辺にて御狩、高

屋 陵御参詣、本屋敷御休御膳被召上、又々御歩

行、申良浜辺ニテ網引 御覽、暮比同所田邊泰藏所ニ

御着、別て之分限者大家なり、御止宿相成、泰藏よ

り別段ニ御菓子など進上いたし候、

一江戸十一月二日立飛脚到着ニテ、かこしまより御用封

あまた廻る、いづれも一通り披見之上 御覽ニ入候、

左候て御用済四ツ半頃浦人武右衛門所ニ着、田邊泰藏

より進上之御菓子御試として差分到来す、

一先年拙者幼少之比高輪御隠館勤仕之折、懇意ニいたし

旧名有村來と申人、其後仕落有之、当分楠田淡水と名

乗、当浦ニ住居いたし被居入來、久々対面いたし候、

尤別して困窮之体承候付、持越候反布等差贈候事、

十一月廿八日、晴、六ツ時前出立、菱田村御休ニテ飯給

り九ツ過志布志ニ着、郷土之医師池田等泊所ニ止宿、

仕廻いたし泊番ニ出勤、

一申良御立ニテ諸所御休、菱田村御昼、七ツ過志布志地

頭飯屋江御着、暫在て御庭内御さじきへ 御入、町人

共太鼓踊り 御見物、

一かこしまへ便宜有之、伊十院太郎右衛門殿・早川務江

も 公私之状差出す、

十一月廿九日、晴、御滞在、九ツ前代合退出、

一四ツ時より夏井御番所 御見分、浜辺御歩行、寶満寺

江も御参詣ニテ御旅服、八ツ過御帰殿、

一今夕江戸江之飛脚立ニ付、早川五郎兵衛殿江御内用向

其外返答等五封、中山次左衛門殿江公私式封、河村宗

澹殿江智鏡院様御用向一封、東條和山殿へ眞華院様御

用向之返答一封、京都田尻次兵衛殿へ三封、友野七郎

右衛門殿江返答一封、宿元江式封、且又長崎江先便之

返答式封、其外私状少々出す、

一押川宗英娘へ御内々為戴候金子并御反物之事、早川務

江申遣候、

一志布志産物檳榔之木四本同笠、近日ホツト船返帆より

かこしまへ廻し方達す、川上郷兵衛殿へ頼ミ早川務へ

問合相渡す、びろう笠并ひろう之葉ニテ結立候裏、こ

との外見事ニテ、ことニ軽く御座候付、相頼候て私用

ニ差廻す、

一当浦海浜式三町計り沖ニ檳榔樹のみ茂り居候小島有之
檳榔之 御車ハ右之葉を以造立相成先例ニテ、于今如

古例折節貢物相成候よし承る、

一寶滿寺 御参詣後 御備之御供物一包到来、先達て見分之節住僧より茶其外贈物有之、いつれも相断候ニ付此節ハ御供物にて菓子贈り候事と存候、所役より九年母一籠もたせ越候得とも相断差返し候、

一那奉行 清六殿・御納戸書役本田箭八郎殿・平太郎等入来、

一夜四ツ比かこしまより飛脚到着、去ル六日江戸仕出し早川五郎兵衛殿より之御用封、同十五日町使仕出し同人より之御用封、并平田直之進殿・福崎助八殿連名田町御屋敷絵図相添問合、永江休之丞殿より封書等相届いつれも差懸り候御用筋ニ付、直ニ持参にて差上候処御覽之上返答向之事被仰聞、いつれも御下渡相成候ニ付、御受取申上九ツ過退出、

一兼て申上置候通、明朝より都之城江前以差越候段、猶又達 御聴候事、

十二月朔日、晴、六ツ時出立、泰之町御休見分、末吉御飯屋見分いたし候所、拙者旅宿も先比致止宿候町人之家手当相成居候付暫時相休、風呂もわかし置候由申候

付、入湯且食事致し出立、七ツ過比一里塚御立場見分、茶・菓子・酒なども一通り出ル、此所は都之城領内なり、直ニ出立、都之城家士北郷平太左衛門所ニ着、暫休息し領主御飯屋江差越、猶又御座向等見分、豊前殿并御息出雲殿其外男子方御逢被成、暮し退出、一末吉にて御馬預高橋甚五兵衛殿面会、馬御覽之事口合申候、

一旅宿北郷は家士之内一藪之由、当分役人相勤る、屋敷廻り家も手広にて最初玄関より表之間江罷通る、五敷流れ五間計之坐、九尺床ニ唐画極彩色之掛物花瓶立、松筋附一間之違棚、筋付一通りにて、茶一通り出、主人人会、挨拶有之、表之座は窮窟ニも可有之迎裏座へ案内有之、十式枚敷之座也、床一間ニ探幽梅之絵懸物、其外飾付一通り、囲炉有之、褥居付有之、次之間も有之、家内娘子供追々出逢申候、給仕小女兩人、其外用聞之由にて書役体之者菅人付添居候、召連候家来なども其末ニ召置候、左候て飯など出候跡にて、前後之菓子式通り、吸物式通り、硯蓋差身并椀之物一盆酒出申候、いつれも領主より被差出候由用聞より承り、且また酒一樽・取肴四重白木重箱にて
外家迄相添是又領主より別段贈り来候

前文之酒、肴、菓子等ハ全く家主よりさし出候義と被存候、地走向之儀は前以嚴重被仰出置候故、わざと領主より被申候哉ニ被考候事
右央ニ甚五兵衛殿入来ニ付、暫留置、一同酒食給候、
御馬預川上箭七郎殿ニも馬御覽ニ付、領主より御頼ニ

て被差越居、見廻ニ付暫くと留メ候へとも直ニ被帰候、
一家土龍岡次右衛門と申人、一昨年井上氏同道にて私ニ

為見物差越候節、領主より段々地走向有之、差入申候節より領内立出候迄付添案内致し被具、到来物も有之候ニ付、帰府之上謝礼等も致置候處、茶一壺被贈候、

然處此節之儀は何分ニも受納いたし難き 御趣意申聞相断差返し候、尤当所別して手厚成模様ニ付、家主なとより贈物もはかり難く候ニ付、幸之事と存付、取次之用聞へ委細申諭候て返し候、

一主人平太左衛門ニも御飯屋御用向大かた相濟候由にて出會、暫相咄候内同人悴十九歳計之由、亮輔と申、一昨年より為修行江戸江差出し、当分は当町住居何之虎之進方江止宿、隙タニは孝之丞殿江も差越、専文武之修行為致置候、来年は一応帰府為仕候筈被申候付、於江戸用向も有之候ハ、可承趣申聞候處、ことの外歎申候事、江戸着之上ハ尋遣し可申事、

一今日ハ志布志 御立、末吉 御止宿、

十二月二日、晴、曉七ツ半過より 御飯屋江出勤、待上居、泊番迄も相勤候、

一六ツ半時末吉 御立、四ツ前都之城領主飯屋江 御着、御止宿、

一御着之上書院江 御出座、豊前殿・出雲殿兩人一同服用 被出、御敷居外一疊目にて御礼、次ニ奥方芳壽院殿・二男北郷宗八郎殿・三男北郷具熊殿・四男北郷

旬之助殿・五男北郷徳之丞殿一疊目末にて一同出礼、引統中押兩人其外役人五人一同、御障子付江無刀にて罷出御礼、次ニ用人七人無刀一同罷出御礼相濟用人ハ何れも組頭之由一同所にて御吸物御懸盃御肴上御銚子一献差上、御加にて豊前殿・出雲殿被為 召、御勝手之方末より二疊目ニ出座、御前江御盃八寸御盃ニ上之御銚子差上、御酒

差上、其御盃豊前江被下之、上之間御敷居より一疊目ニ被罷出、御台直奥御小姓より勤之御盃相渡す、御銚子頂戴、時ニ御挟肴 御直ニ被下、御加有之退座、出雲殿も同断被下之退座、御吸物等迄下る、暫在て馬見所江御入馬御覽、最初豊前・出雲・宗八郎一同乘方有之、尤前以御所望之段拙者より達し置候、夫より諸郷

之寄馬 御覽、九ツ半比一応 御立帰にて、領主より進上之二汁五菜御料理差上之、豊前ニも御相伴被仰附御台引豊前より差上之、御本膳上下迄も同人被相動筈候へ共、足痛にて出雲被相動候、右相濟候て再馬見所

江 御入、乘馬御覽、已前之通前後馬數百五拾足計、相濟候て御牽セニ相成候御馬、玉置七太郎殿御乗せ相成、領主其外江拝見被仰附候、於馬見所御菓子・御煎染物差上之、七ツ過都て相濟

御引入、御風呂・御夜食等被為濟、夜入過より豊前出雲・奥方芳壽院等被為 召、御吸物式ツ・御硯蓋御差身御太平御并物三ツ、且又出雲より蕎麥切進上にて引統差上、御惣菓子迄も被差上、御供之御家老島石見殿・御側役名越彦太夫・三原藤五郎義も被為 召同様被下候、五ツ半比各退出、無程御寐所江被為

表間之
後座

一表向并御内証より進上物被下物別冊ニ記之、尤御品御披露相濟候て、役人平太左衛門江相渡し、いつれもかごしまニ於て受取候筈、被下物之儀も覚書にて被下、右同断之振合ニ申聞候事、

一詰合之者江膳部被差出、泊番江は 御引け後吸物一通

り・酒・取肴・蕎麥切・菓子被差出、風呂迄も手当ニ相成居候、

一飯屋江出勤、表玄闕より罷通り候、退出同断、

十二月三日、晴、別して暖氣、

一六ツ半前御仕舞之上、奥方より進上之二汁五菜御料理差上之、尤出雲御相伴被仰付候筈之処、少々不快にて御断ニ付、御勝手にて被下之、奥方江も同断御下夕被下候、右ニ付於御休息所差上之、

一豊前被為 召 御自手御印籠并

鷹之被下之、
模様の

一御野服にて五ツ半時御立、豊前父子御供被 仰付、諸所御案内にて御見分、領分境迄被召連候、

一御立後役人等江致挨拶、御料理御下夕之御焼物・御菓子戴き候て旅宿江持下り、平太左衛門子供江為戴、夫々挨拶いたし出立、都之城内名蹟所々ニあり、御休にて被上、九ツ前高城着、御飯屋内見分致し、郷土木崎市右衛門所ニ着、給仕子供〔菓子〕くわしなど遣し候、

一御着暮時之由、山形看板已上江猪肉・御酒被下候、

一於都之城養蚕之儀、依 御内沙汰役人平太左衛門江相

達置候事、

十二月四日、晴、別して暖氣にて江戸三月頃之肌持なり、
七ツ半時より野服にて出勤、御供、

一六ツ時高城 御立、同所之内濱崎太平次支配之干藻場、
御通り抜て 御覽、夫より國見峠辺にて御狩、下拙ニ
も待伏いたし候得とも鹿出不申候、尤郷士之内介添
一人召運越、去川山樹木鬱茂深山と見得たり、鹿猪多
しといへと鹿倉広くして洩れたりと、惣御供待上居候
前へも多く出たれと、鉄炮なくむなしく遁したりなど
と聞、同所御休、夫より山本莊兵衛支配之勘場江
御入込御覽、夫より上之八重と申御野立、こなたより
夜入、松明多く燃し、五ツ比高岡地頭飯屋へ御着、直
ニ退出、旅宿町之清水新兵衛所、
一去川ニ番所あり、関之前急流之山川なり、舟渡し、夫
よりを関外と云、

一江戸表より飛脚着之由にて、伊達遠江守様より御到来
之熊味噌漬一桶相廻る、其外肥後七左衛門殿・田中氏
之状、且又覺府老女園河・早川務・伊十院太郎右衛門
殿・久木田仁右衛門殿等より御用封来る、

一旅宿清水新兵衛家手広く、表之間は大坂より切込廻し
建たりと云、浴室・雪隠など田舎体にてはなし、給仕
小女是また大坂こと葉なり、

十二月五日、晴、暖氣昨日のことし、 御滞在、五ツ時
比より出勤、御供、

一関外近郷諸所御巡見御出、調練御覽、夫より月知梅早
馬等も 御覽、七ツ過 御帰館、再御さしき江 御入、
士踊御覽、五百人余、鎧着用之者多し、夜入前相濟退
出、明日法華嶽江御出ニ付、明晩泊番川上氏より相談
承り繰替候事、

十二月六日、晴、九ツ頃より出勤、泊番、
一六ツ半比より 御出、法華嶽寺江被為入、
一当所産紙布廿五反 御手元御用にて取入方被仰付候、
其外御差登せ紙之事被仰付候て、雜紙方詰見聞役伊勢
某江申達置、

一夜入四ツ前かこしまより飛脚到着、江戸十一月十六日
立飛脚到着之由にて、早川五郎兵衛殿より御内用式文
箱相届、其外老女園川・伊十院太郎右衛門殿よりも御

用封来る、いづれも入 御覽候事、

一私用之紙布式反并紙類取入、差廻し方迄も詰郡奉行相
良角兵衛殿・宿主新兵衛江頼候事、

十二月七日、晴、八ツ半過より少々小雨降、八ツ後御用
濟退出、

一御さしき江御入、四ツ頃より馬寄 御覽、九ツ過より
郷士武芸 御覽、

一今夕覺府より之飛脚被差帰候付、太郎右衛門殿・園川
等江返答出す、

一郡奉行相良角兵衛殿・中島清六殿、山見廻藤崎次郎左
衛門殿・桐野孫太郎・平太郎・石見殿用達追々入來、
一昨日飛脚便より御城坊主高橋榮格より長文之状到來、
入 御覽候事、

十二月八日、晴、風烈寒し、六ツ半比出勤、御供、

一高岡五ツ時御立ニテ諸所御休、野尻地頭飯屋江七ツ半
頃 御着、 御止宿、暫在て郷士所ニ着、至て籠屋、
食物ニ困る、

一京都より御用便有之候由ニテ、得祥院より先日之返答

并 御上京之節被進物一条申来る、近便またく返答
可致事、

十二月九日、曇、泊番、

一七ツ半比より御飯屋江出勤、柳菅老女歌橋とのより陽
明家老女村岡との江之御内用文、写方いたし差上候て、
六ツ時前野尻出立、五ツ過小林町前田平兵衛所へ着、
御着前出殿、泊番、

一野尻六ツ時御立、諸所御休、調練等御覽ニテ、小林江
暮過 御着、地頭飯屋江 御止宿、

一明後日方江戸江飛脚被差立候筈ニ付、早川五郎兵衛殿
江先便之御用答并御国産錫之事御封物ぞツ、山崎拾殿
江老女小の島江先便之御用答、山崎拾殿・岩元氏江
篤姫様・寧姫様御難一条、尤白縮緬式疋差廻候との事
琉球表田中氏・野元氏江御用答一封ツ、早川務方江
公私状、且また昨夜かこしまより之幸便より市田右近
殿より書状を以、奥かた手製のわた子贈られ候ニ付、
謝礼之状ニ書そへて

身にそへて脱きもおかねハわすれえす

おくる衣のあつきめくみハ

はるくと贈るなさけのからころも

かへすくもうれしかりけり

右之通今夕かこしま江仕出し候事、

一当所岳の上に池有之、取得候蛭貝さし出す、大きき蛤のことし、味また勝れたり、召上り候て御賞翫遊候事、

十二月十日、晴、別して暖気、

一小林六ツ半過 御立、西ヶ原調練場にて御休、飯野大河平孫八郎家ニ 御入、昼御膳被召上、一加久藤飯屋江御着、 御止宿、

一下拙ニは御立跡より出立、西ヶ原にて披上、大河平江為御先番差越す、江田平藏殿・川畑魯水殿等参り被居候、 御着之上献賜別冊ニ記す、右之内猪肉ハ寒猪ニ製し、其外ニも二丸はかりも取得同様相製し、追てかこしまへ差上られ候様、依御内命孫八郎江相達す、御供御先番江五ツ組膳部菓子等差出す、飯野大河平家来三百人計、一隊之調練も 御見分有之、孫八郎騎馬にて指揮す、 御立後加久藤郷士前田市兵衛所ニ着、近比造立之座鋪にて食浴また相応なり、

一先達てより御鷹相廻り御鷹方御鳥見等待上居、御差掛

御放鷹にて黒鶴二羽御投飼被遊、

十二月十一日、晴、暖気仲春之ことし、一体霧嶋嶽之北にて御領国中最一之寒気強き所と云、然ルニ珍ら敷暖気不思議也と所之者など云を聞、

一御野服被為 召、五ツ半頃より御出、近郊三里計之処諸所御放鷹、黒鶴三羽御投飼、古城之跡などへも御登り、御巡見綱さし所江御行掛り御休にて御腰弁当被召上、御供何れもこし弁当被下、所之焼酎など御鷹方等江被下候、七ツ比 御帰館、終日御供相勤、 御帰り後退出、

一夜入かこしまより宿次を以、先比久木田仁右衛門殿江申達置候かのこ染御反布差越、
一郡奉行岸良清右衛門殿・山城新之丞殿等入来、

十二月十二日、晴、暖気如昨日、九ツ比より出勤、泊番、一朝日高喜三左衛門殿・園田郷右衛門殿入来、
一今日も御放鷹 御出、黒鶴二羽、まな鶴二羽御投飼七ツ比 御帰館、

一先達て申遣置候売上人島名萬次郎到着、京都御用之御

重硯箱雛形相下け出来方申付、且また白まんかい縮緬赤毛氈等御帰殿迄ニ取揃置差出候様申付候、遠方迄態々差越候付、金子百疋為戴候、からすみ二双同人より到来す、

十二月十三日、夜中より雨降雷鳴、昼後晴る、

一六ツ半比より白鳥山江御出、御入湯等被遊候由、暮比御帰殿之由、

一四ツ半過退出、終日書状認る、

十二月十四日、晴、近年ニ稀成暖氣之由、今朝は氷なども見得申さすと所之者申す、六ツ半比野服にて出勤、御供、

一加久藤五ツ半比御立、御歩行にて御出掛り、諸所御放鷹、黒鶴二羽御羽合御取飼、下拙にも羽合いたし候様被仰付、御鷹匠同道御見わたし之所にて、黒鶴三ツもの相見得、隼にて羽合いたし候所、丈夫ニ取留申候、初て鶴取飼致し御礼申上候、奥御小姓豎山八郎江は鉄炮にて打留候様被仰付、是又まな鶴一羽打留持參被致七ツ過吉松地頭飯や江御入、昼御膳被召上、夫より

御乗輿にて夜入六ツ半比栗野地頭飯屋江御着、御止宿、

一惣御供之儀は加久藤御立跡より吉松江差越待上居候、一御着後御用向相仕廻候て退出、郷士組頭利右衛門所ニ止宿、

一京都田尻次兵衛殿より御用封三通、園川・永瀬より文にて御用向申来る、いつれも達御聴、返答向御沙汰通りいつれも申遣候事、

十二月十五日、晴、暖氣、

一栗野御立、山ヶ野金山江御入、金山奉行役所御止宿之由、御立掛栗野踊御覽、

一霧嶋山御宮御參詣、且又榮之尾江も被為入候思召ニ付、御道筋御休等見分いたし可也にも御入相整候様可致旨被仰出、依之六ツ時より歩行にて出立、日高與三左衛門殿同道、万膳通りより踊へ出、昼飯給り、夫より馬場脇道と申候て、菱刈方杯より霧嶋參詣之道有之、案内召連さし越、踊迄栗野より三里余、榮之尾迄栗野より三里余有之、八ツ半過榮之尾江着、郡奉行山城新之丞殿・岸良清右衛門殿、其外道方・はし方検者など

も被差越、吟味之上 御入被為在候筋ニ治定いたし、
今晩は地頭湯木屋二之間江止宿、

一内野仲藏下人小右衛門事、塩ひたしニ差越度申出候付、
今朝より七日暇遣候て遣候事、

十二月十六日、晴曇、昨日より度々入湯致す、

一御通行筋并地頭湯木屋 御休所之筈にて、御湯殿等可
也ニ出来候事、

一煎染物一重・焼酎一陶、明攀製法支配人桐野孫太郎よ
り贈来る、遠路故差返しかく、地かた検者日高氏其
外 助五郎殿・^[ト]新左衛門殿、御大工頭川添喜右
衛門等申遣し、打寄相披候事、

一江戸十一月十四日立川路正之進便宿許より一封相届、
御用部や書役伊東正兵衛殿より宿次を以為持越候、

十二月十七日、晴、暖氣、乍去小袖式ツ着用、一体寒地
也、

一朝入湯いたし、五ツ頃郡方其外同道出立、硫磺場明は
ん湯等見分、新規明はん山見分、夫より明はん製法所
桐野孫太郎支配所江差越見分、まんちう・茶一通り出

す、夫より九ツ時比霧嶋山 御宮江参着、花藏院御座
向見分、其外諸所見分致し花林寺にて仕廻いたし候て
御旅館江罷出居待上る、泊番相勤る、

一今朝金山御立、踊御昼休にて、夜入六ツ半比霧嶋 御
旅館江 御着、 御止宿、

一井上氏ハ御供、川上氏ハ金山より國分江被差越候て待
上居候、其外霧嶋江は不被差越國分江被遣候向多有之、

十二月十八日、晴、泊り明より御供、

一五ツ時華藏院 御出、 御宮江御参詣、 御神酒等御
頂戴、社内諸所御見分御立、

三拾壹町廿五間外ニ五丁五間御入込にて
御眞伏江被為入

鹿一丸御打留、其外ニ五丸御得物有之、自分ニ
も眞伏立致候へ共出不申候事、

きり一町六間

明はん湯 御通披 御覽

三丁

硫磺湯 右同

支配人
桑原次右衛門

式丁廿式間

榮之尾御休

支配人
安藤仲兵衛

御弁当御膳被召上御入湯被遊、花林寺より牡丹

餅・煎染物差上ル、御供中御賄被下候、暫地頭

湯木屋にて御休、

半り拾丁五拾八間

但五六丁前にて夜入候事、

御手山明はん製法所御立場

支配人

桐野孫太郎

製法人 加世田郷士

表医師

東條曉雲

暫御休諸所御覽

支配人より密柑・唐芋など差上ル、

一里八丁廿式間

花藏院 御帰館、夜五ツ時前

一 御帰館之上退出 但泊番外は大方本坊花林寺江止宿御頭等被下候

一 花林寺より贈物式品有之候得とも、受け不申返し候事、

一 かこしまより宿次到着、江戸去ル四日早川五郎兵衛殿

より町便を以差越候御内用封到着、直ニ

御前江差上候、其外私状宿元よりも一封来る、

十二月十九日、晴、別して暖氣、小袖式ツ・単臈半にて

宜し、

一 霧嶋花藏院御立、七ツ過國分地頭飯や 御着、

一 七ツ半比花林寺出立、四ツ半過國分町煙草や吉兵衛所

ニ着、離家有之止宿、先比も止宿したる所にて至極町

嚀にて食浴宜し、通路諸所にて紅梅の満開見掛たり、

又当年ハ珍ら敷き暖氣なりと諸所にて云をきく、

一日高氏・川添喜右衛門等入来、

十二月廿日、晴、五ツ前より出勤、泊番、

一 御構鋪江五ツ比より 御入強張踊 御覽、人数五百人

計、相濟御馬見所江 御入、郷士乗馬御覽、八ツ後雨

降出候て央にて 御引入御帰殿、

一加久藤にて初て鶴羽合いたし候付、御鷹方御鳥見等詰

合之衆江両種代金式百疋相中ニ贈候事、

一加治木役人留守居等入来にて、 御通行前夜より差越

呉候様御領主より御頼之段承る、

十二月廿一日、晴、昨今猶また暖氣、小袖壹ツ・袴半
のみにて宜し、野梅・紅梅家々ニ開発、又畑地の菜の
はな盛りにて弥生のごとし、夜ニ入ても月影霞わたり
て長閑成空也、

一六ツ時より御出、上小川筋小村筋御放鷹、真鷹一羽鴨
四羽御投飼、九ツ過 御帰館にて昼御膳被召上、再御
馬見所江 御入、昨日残り之乗馬寄馬等御覽、御さじ
き江御入、郷土武芸 御覽、御供相勤る、

一たね油支配人之由濱田新左衛門入来、内意事承る、
山城新之丞殿・川添喜右衛門等入来、其外玉置七太郎
殿ニも入来ニ付、引入れ候馬一条相談致す、

一田中七右衛門殿・豎山八郎殿霧嶋にて初矢有之、銘々
拝領被致、披きいたし候趣にて呼来候得共、客来にて
いづれも断り差越さす、

一宿主吉兵衛より吸物・酒・取肴等夜入地走いたし候へ
共、御趣意申聞断り候事、給仕之小娘江包物遣候所、
名産之刻たはこ少々持參、別段之事故受候事、

十二月廿二日、晴、風烈、

一今日も朝御放鷹、夫より諸所御巡見、夕方御帰館之由、

一下拙ニは四ツ後御飯屋江出勤、九ツ過退出致し出立、

御先江加治木江差越、八ツ半比着、御領主濱手之御飯

屋江參上、御座向見分致し、兵庫殿并御嫡女九才・文

清院殿等御逢、暮前旅宿町人家ニ着止宿、少々風邪ニ

付早々相休む、御領主より吸物式通り・硯蓋差身并壹

ツ・酒・飯・菓子等御贈被成頂戴、外ニ龍門司焼物色

々平籠一、同断御贈、

一養蚕方相厲ミ候様との事、御内用方平元結紙之事、役

人新納平兵衛・曾木新六并留守居木崎新右衛門等江口

合候事、

十二月廿三日、晴曇、六ツ半比より 御旅館江出勤、待

上居候、泊番、

一今朝國分 御立にて、八ツ後加治木領主演手茶屋 御

旅館江御着、

一御着後御礼之次第、御盃被遣二汁五菜之御料理進上、

其外献賜諸事垂水之振合通相濟、

一夜入兵庫殿・文清院殿・嫡女於直殿被為召、〔緩カ〕暖々御物
語、御吸物・御酒其外垂水通り、御供之御家老石見殿

・御側役名越彦太夫ニも被召出候、且亦 御自手御印

籠兵庫殿江、御包物文清院殿・於直殿江被遣之、

一江戸去月廿九日立飛脚到着ニ付、かこしまより御用封

其外相廻る、早川五郎兵衛殿より御内用五封・私状壹

通ニ干海苔三帖、半田嘉藤次殿より公私用状一封つ、

干海苔式帖相添中山次左衛門殿より御用封式通、河村

宗澹殿より公私用一封つ、ニ干海苔三帖、御城坊主前

田久盛より御内用壹封、外ニ口上書ニて干海苔三帖、

肥後七左衛門殿より私用状壹封、内ヲールコール代七

両入封、売上人枡屋休兵衛并八文字や萬七より書状之

内ニ干海苔五帖ツ、かさりや勘右衛門より金木糖〔平カ〕・

養生糖一箱ツ、宿元より御状到来、且亦

聰徳院様より御尋として老女より文にて干のり十帖被

下候、其外私用状所々より到来、

十二月廿四日、晴、風もなく暖氣、

一江戸より相廻候由ニて、聰徳院様より御一封、老女中

より一封、お秀より一封、かこしま老女より相廻り、

即差上候事、

一加治木御立、帖佐調練場御昼休、近郷之調練 御見分、

蒲生地頭飯屋江 御着、御止宿、

一拙者ニは六ツ過出立、帖佐調練場 御昼休江差越待上

る、四ツ過 御着、〔重留〕より周防殿御差越被成居、

御礼事御盃被下、二汁五菜御料理御進上、御同人御相

伴、且又献賜等昨日之御振合ニて 御手つから御印籠

も被遣候て、万事御都合能相済、御付御小納戸鹿嶋郷

十郎殿等江諸事引会候、八ツ半過 御立相成候、今日

は調練人数別して多く、其内加治木人数は別段宜しと

の事、御立跡より出立、七ツ前蒲生郷士所先日見分之

宿ニ着、暫御飯屋江罷出居、少々風邪故早々退出相休

む、旅宿之祖母七拾才ニ相成候よし、頂戴之菓子贈候

処、自身相製候由ニて麻苧少々到来、別段之事故受納

致ス、其外宿より贈物は相断候事、

一士踊御覽も有之、

十二月廿五日、晴、風烈、

一蒲生六ツ半時 御立、諸所御休、よし野庄屋役所より

惣御供ニて八ツ過 御着城、

一御祝儀申上、御祝酒、御賄等頂戴いたし、七ツ過退出、

帰宅、

一 櫻嶋御立ニて垂水御領主仮屋江 御着之上、下拙被為召候付罷出候処、御意ニは今日当所海辺御巡見被遊候処、御通路筋傍ニ墳墓所々ニ有之、いつ方も五六尺計つ、柴垣ニて囲出し有之、且また民家など古ひ居見苦敷所など多くハ同様囲ひ出し、其外横小路ニハ柴垣を以て喰違出来、見透さぬ様ニ取立有之候、右様之体ニては 御巡見之詮更ニ無之、何様見苦敷候共少しも御目さわりに相成候間、明朝 御通行筋よりさきく右様之場所ハ不殘為取除候様、郡奉行等江早々可申渡旨被仰出、以之外成 御都合ニ候、左候て猶又 御意ニハ、於寔府南林寺などへ 御参詣之御通り筋、諸人之墳墓殊之外多く有之候得共、是迄囲出し候義いまた御覽不被遊、諸郷百姓共之墓所なれば逆、別段相替候事ハなき筈なり、右様之仕向故手広き諸郷別して余計成賦役多く相かゝり百姓共迷惑ニ相及事ニ候、今日御差入之廉故きつと為取払可然被思召候、横小路圍切候義ハ尚以 御合点不被遊、此節 御巡見之ため御通行之御事ニ候へは、狹少成場所迄も 御見渡被遊候様可致筈候処、郡奉行等第一心得方不宜と被思召候段御内話も承知仕、何共恐入候段申上置、即夫々申渡一

夜之内ニ都て取除たる事ニ候、
一 都之城ニ於て、家士西洋流之調練 御見分被遊候筈ニて、前以御軍賦役等差入諸事御手当ニ相成、倍臣之事故調練之節罷出候家来一統脇さしのみにて刀不带様被達置候由、然処都之城役人北郷平太左衛門を以領主より被申越候ニは、平常之御見物事と相替り御軍備ニ相懸り候義故、いづれも戰場同様ニ武備を張り奉入 御上覽義ニ候得は、何卒帯刀御免被仰附被下度、尤諸郷之郷士も一列ニ備へ申義ニ付、若輩之者共励ミニも相成、往々下知行届候訳も有之候間、何卒可然相願呉候様無わり承り候ニ付、其趣奉達 御内聴、尤成事と之御意ニて、士分同様帯刀にて調練有之候事、其後於飯野大河平孫八郎家来共一隊之調練御覽被遊候節は、都之城とハ訳合も相替り他郷より相変り候義も無之、勿論願立候事も無之候ニ付無刀にて相濟候事、

(6) 安政元年島津齊彬參府御供日記

嘉永七寅年為 御參府正月廿一日覺府

御立御供相勤候日記

正月廿一日、晴、

御発駕、横井御休にて、七ツ半過苗代川御飯屋江 御着、

一御発駕前出勤いたし、水上迄惣御供可相勤筈之處、少々不快ニ付出殿相願、六ツ半比出立、乗物其外行列毎々之通、左候て家来菅人不足ニ付、納屋之辺住居之由清次郎と申者雇入候て召連候、且亦時計師内野太左衛門并御菓子屋明石六兵衛猪飼家、札内、外ニ弟子一人いづれも下拙家来之場にて召連越候様 御内沙汰承知仕、御内用筋にて召附られ同道致候事、

横井にて昼飯給り、九ツ時頃苗代川平嶋平左衛門所ニ着此之前之通り朝鮮、通詞なり、仕廻致し御飯屋江出勤、泊番相勤候、

一高山郷士伊東嘉早太事、横井迄為送さし越候事、

一出立前萬五郎・牛之助等其外、万事世話ニ相成候者共 江木綿縞、またハ肴代等遣候事、

一御着後慶賀鶴亀之舞、其外御祝儀・上り物等先々之通、

正月廿二日、晴、昨今寒氣之かた、

一六ツ半時苗代川 御立已來御定刻六ツ、半時と被仰出、諸所御休にて御昼市來 向田御飯屋江御着、

一下拙ニは 御立後出立、市來湊にて昼支度致し、九ツ半比向田町取付之家宮里武右衛門所ニ着、質屋・酒等商賈之由、来年 御下国之上は召上り味咄酒御用相勤 度心願之由、内意承る、

一御着之上御用向有之、御家老豊後殿江差越、

一長崎より奥四郎殿參上被致、 御目見被仰付、御襟下是迄之振合通拝領被仰附候、

一御着之上 御渡口より御乗船、川獺 御覽、御獺之魚 旅宿江頂戴致候事、

一長崎製菓子一箱・更紗一切奥氏より到来、

一式重物菓子折加賀屋吉左衛門より到来御陸尺棟頭

一蒲葵团扇七握新田宮權執印持參到来、為謝礼菓子一折 遣候、

一關山鬼散太殿郡奉行・玉置七太郎殿等入来、

一御発駕之飛脚、江戸江今晚被差立候付、宿元并早川五郎兵衛殿・玉置平兵衛殿江一封ツ、遣す、牛嶋林左衛

門江も馬屋一条申遣候事、

正月廿三日、晴、六ツ過向田出立、西方御休江待上居、

夕御供相勤ル、

一今朝向田御立、九ツ頃西方御着、七ツ時前阿久年御〔横〕飯屋江御着、暫在て浜辺より御乗船被遊、一里計之沖大島江御渡り被遊、島内神社御参詣、尤無人島にて鹿のみ多く、至て之小島なり、御上り場より五六町之所ニ

前以郡奉行計ひにて御休所飯ニ出来居候得共、御休無之、浜辺江御床机差上、暫曳網御覽、無程元之通暮頃御帰館、直ニ退出、町家橋本屋吉兵衛所ニ着、吸物・酒・取肴等饗す〔昨年之旅宿より一段宜し〕

一江戸正月十二日仕出町飛脚、昼御休江到着、浦賀江異国船廿一艘渡来之由、極御内用封早川五郎兵衛殿より申来る、即達 御聴、尤御家老衆よりも申上ニ相成候由、

一夜入帰宅之処、又々江戸去ル三日立飛脚到着、早川五郎兵衛殿より御内用文箱式封、中山次左衛門殿より式封、半田嘉藤次殿より一封、田中・野中よりも一封ツツ相届、いづれも御用封故、即御手元江差上る、其外

御城坊主高橋榮格・西尾新兵衛等より一封ツ、来る、是また達 御聴、自状は宿元并早川五郎兵衛殿より来る、

一御供一統江御酒・御取肴被下候、

一御家老豊後殿より被相招候得共、何分飛脚着取込ニ付、断り不差越候事、

正月廿四日、昨夜より風雨、今朝益甚し、昼より晴る、

一五ツ過阿久根 御立、野田御休、出水 御着、

一六ツ半前より出勤、朝御供相勤、野田にて代合、昼飯仕廻候て、御先江出立、九ツ半過出水郷土河野瀬兵衛所ニ着、吸物・酒・取肴等地走有之、包物・菓子等謝礼す、主瀬兵衛悴勤太夫事此節江戸詰被仰附候ニ付、万端相頼候趣瀬兵衛并老母より細々承る、

一布海苔其外たはこ等郷土荒田次郎右衛門より到来す、謝礼として包物之内五品菓子等贈る、霧嶋錫杖院入来、

胡麻四箱到来、為返礼菓子一包相贈る、

宿主より串柿・たはこ等到来す、

一豊後殿・三原藤五郎殿等江見廻候事、

一明日より他国通行ニ付、式円金六兵衛江下け払方申付

る、

正月廿五日、風雨雪霰、晴日交る、寒氣甚し、

一泊番ニ付七ツ半時頃出水出立、水俣ニて昼飯給り、七ツ時前佐鋪〔惣〕、一昨年泊たる松屋五兵衛家ニ着、座向広く至て都合宜し、主より吸物・酒・取肴等地走あり、

蒲葵團扇式握・葉烟草式把贈る、

一御国人足拾式人江酒代百丸ツ、為取候て帰す、

一人馬方御用聞三人相中より取肴・菓子一重ツ、酒一樽到来す、末江遣候事、

一江府去ル十四日町飛脚中途江到着、五郎兵衛殿より御用封来る、即於 御中途差上る、

一仕舞致し七ツ半頃より出勤、泊番、

一今朝出水 御立、水俣御休、夜五ツ時頃佐鋪江御着、〔惣〕

正月廿六日、微雪、風烈折々晴日出る、寒氣甚し、

一六ツ時佐鋪御立、田之浦御休、八代江御着、

一御跡より打立、田之浦ニて拔上、九ツ半過八代、昨年之宿守口屋熊之助所ニ着、酒屋また質商買相応之宿也、家宝など出て、丁嚙ニ地走す、吸物・酒・取肴等出す、

ほきたち・はたはこ・菓子など家娘ニ遣す、

一今日郡奉行帰府便より御袂時計ぜんまい之事、伊十院藤九郎殿江問合出す、御用部屋書役權之助殿江渡す、

一高山郷土伊東才藏より受取置候書冊御咄申上置候て差上る、

一江戸表去ル十七日仕立町飛脚到着、五郎兵衛殿より御内用封箱受取、書封即差上候事、

正月廿七日、曇、昨日よりハ寒氣薄し、

一六ツ半頃八代出立、小川御休江待上、夕御供相勤候、暮比川尻 御着、直ニ退出、旅宿昨年迄は奥四郎殿定

宿ニて、已来相頼候段約し置候付、宿を附る、主人八旬余之由、立出て挨拶いたす、酒・肴を地走す、包物等昨日之通謝礼す、

正月廿八日、朝雪雨降、又晴て日出る、

一六ツ半時前出勤、朝御供、熊本入口御休より毎之通惣御供、出切御休より相放候、下拙事植木御昼迄御供可相勤処、井上庄殿江頼み出切より拔上候て、植木ニて昼飯給り、八ツ時過山鹿着、例之毛利惣兵衛家ニ着、

途中諸所歩行いたす、

一八代御立ニテ、植木御休、山鹿 御止宿、

一便宜有之段承候付、大坂菱刈七左衛門殿江唐銅燈炉之事、京都田尻次兵衛殿江小まち紅之事、書状を以たのみ越候事、状は御用部屋書役伊東正兵衛江たのむ、一兩度温泉江浴す、

一夕刻より吸物式ツ・硯ふたさし身并六ツはかり惣兵衛

より地走す、娘兩人江袖口録〔録カ〕・髪かさりなど遣す、一

人ハ昨年近所江嫁し候よし、今日之御通行拜見なから来ると云、別して丁嚀なり、蒲葵団扇・包たは粉十・干海苔一帖謝礼す、明石六兵衛途中ニテ到来之由、小鳥・水仙寺のりなど持来る、

正月廿九日、晴、

一泊番ニ付七ツ半過山鹿出立、南之關ニテ昼飯、九ツ前

瀬高町家江着、庵屋いふ計なし、早々仕廻して出勤す、

泊番、

一山鹿 御立、南之關御休、瀬高江七ツ半比御着、

二月朔日、曇、

一早朝より 御先江差越候様、昨夜承知仕候付、暁七ツ

半頃郷兵衛殿と代合退出、直ニ瀬高出立、府中ニテ昼飯給り、九ツ半頃山家旅宿酒屋ニ着、至て之庵屋なり、家内四夫婦相揃居、其外子供有之由、目出度家なり、

一江府正月廿一日仕出町飛脚、九ツ頃松崎・山鹿之間ニて行逢、五郎兵衛殿より御内用式文箱受取、浦賀異国船一条なり、 御着之上直ニ差上る、

一江府正月十五日立、表より被差立候飛脚到着、五郎兵衛殿より三封、岩元太右衛門殿・山崎拾殿・中山次左衛門殿より御用封一封ツ、且また京都田尻次兵衛殿・原田才輔殿・友野七郎左衛門殿より各一封ツ、受取いつれも達 御聴、

一筑前侯より御馬乗安田又三郎御使として、夕刻山家御茶家江被差越候ニ付、出勤いたし御直書相受取、御着之上差上候処、弥明日飯塚御休江被為 入候様御返答之趣、又三郎江口合候事、右ニ付明朝成丈早目ニ出立致し、飯塚江 御先ニ差越居候様被 仰付候事、右相済退出、

一宰府連歌屋入来、梅之御守護并半切一折到来、御初穂并包烟草等謝礼す、

一夜中九ツ時頃長崎表より伊勢屋彦藏御用物持參、旅宿江到着、然処最早出立前相成候付、其儘同道致し候事、

二月二日、早朝雨降、五ツ時頃より晴天、

一飯塚御休駅江 筑前侯御放鷹先より御内々被為 入御対顔被遊筈にて、前以被仰付置候通、昨夜九ツ半時頃

御先江山家出立、強雨、朝五ツ頃飯塚江着、昨年之旅宿酒屋江立寄、家来行列廻残し置、御茶屋江出勤待上居る、前以御膳所向被差越、召上り物等夫々御手当致し置候、

一暁八ツ半時頃山家 御立、諸所御休にて、五ツ半頃飯塚御休御茶屋江 御着、

一筑前侯昼九ツ時頃御入来、 御対顔有之、御昼飯、御吸物・御茶碗物・御硯蓋・御差身・御并物式ツ・御菓子等被進、左候て七ツ半時比上様 御立、諸所御小休にて、木屋之瀬江御着、筑前侯ニハ右御茶屋江御止宿相成筈にて、御立後暫居残り、御座向等御供之御側向大宮主殿・奥膳八藏殿兩人江引渡候て出立いたし、夜四ツ時前木屋之瀬柏原閑一所ニ着、座向手広く立派にて、茶室なども有之、食浴共別して宜し、九州路にて

ハ最一之旅宿欵遅着、遺憾なり、

一御杉折二重物御煎染・鴨一羽筑前侯より御到来、雲片花糕一折・鏗節御菓子一は此方様より被進候、左候て筑前

侯御供之奥向拾四人江御酒代として金千五百疋相中ニ御鷹匠頭兩人江式百疋ツ、御鷹匠三人江百疋ツ、被下之候、

一博多帯地式筋下拙江被下候由にて、大宮・奥膳より木屋之瀬江差越、豊後殿にも被下物有之、一同相廻候付、用達久保八郎太江引渡す、いつれも江戸より御礼可申上事、

一朝夕途中別して差急き、殊ニ雨天ニ付、家来已下人足等江も酒代為取候、鐵藏事足痛にて旅かこにて通行、右ニ付六兵衛召連候手代、代りニ召連候、

一いせや彦藏自分旅宿江召置候更紗一反并西洋小間物類新之助江被申、彦藏より到来、且また蘭酒一瓶此内之礼之由にて、原田茂吉より到来、彦藏より受取、

一彦藏江金三百疋前文謝礼ニ与ふ、

二月三日、晴、六ツ過より出勤、朝御供相勤、黒崎御休にて代合、昼飯給り、御先江出立、小倉旅宿江暫時立

寄、御先ニ渡海、七ツ半比下之關着、旅宿高砂屋吉兵衛所ニ着、大家ニテ二階ニ休む、亭主書籍ニ好候由ニテ色々物語す、白鶴之書一張・三亥之扇子一振与ふ、菓子一折到来す、

一右通前夜越ニ付、太左衛門事ハ早川江彦藏事は井上旅宿江頼置、

一上様ニハ小倉 御止宿、

一例之通爰許より通陸尺相成候付、式朱ツ、四人江、小差江も同断遣候事、

二月四日、晴、泊リニ付六ツ過下之關出立、小月ニテ昼

飯、九ツ前吉田旅宿秋屋徳右衛門所ニ着、仕廻致出動、

一小倉 御立、 吉田江御着、

一御渡海之飛脚立候ニ付、此内より屯居候早川江之返答御用封仕出ス、中山次左衛門殿江一封、宿元江も一封、

且亦到来之菓子折新之助江贈遣す、

一御内用御封物一ツ、早川五郎兵衛殿・永江休之丞殿・

山崎拾殿江被下候付、御渡被遊即仕出候事、

一御国元江も同断飛脚立ニ付御封物一、三原藤五郎殿江被下候付、表向仕出す、

一伊勢屋彦藏より御取入品代金三拾貳兩貳分御内沙汰ニ付、御内用方より相払置、追て御小納戸方御金より引出候様承知いたし候事、袂時計代金百貳拾兩ニテ御取入相成、三拾兩ハ先比より返上、残りも有之、さし引候て九拾兩右同断御内用方より相払、右之外蘭筒之二挺か、み一丁御取入相成候よし、右一条は務首尾ニ候事、御払錫地かね之事申聞る、染川喜三左衛門殿江御差図通問合遣し、彦藏江渡す、時計鎖り之事も同断別段問合相渡す、

一細上布一反・金千疋、進上物御返しかた／＼彦藏江被下候事、

一コツフ三对同人より預り置候、江戸ニテ相払候て代金可差廻事、

一彦藏事御用済ニテ御暇被下候、尤外ニ商人四人程同道いたし參候由、左候て筑前江差越候様申付、吉永氏・

大宮氏・奥膳氏江書状ニテ申遣候様被仰付、同人江相渡、右幸便ニ付、先日於飯塚拝領物之御礼も申上越候

事、

一箕作阮甫老長崎より帰府通行之由ニテ、御旅宿江參上、御目通被仰附、於御側御吸物・御酒・御飯・御くわし

迄被下、左候て丹後縞一反・煙豚一肢・金子三百疋被下候、九ツ時前退出、

二月五日、晴、御立後出立、拔上候て船木にて昼飯給り、七ツ前小郡着、旅宿福田屋吉兵衛相応之家なり、娘十才之由、くわしなと遣す、

一江戸正月廿五日仕立町飛脚着、岩元市太郎殿より一封到着、即上る、外ニ早川五郎兵衛殿よりも御用封一封同断差上る。

一昨日京都より之便有之、得祥院殿より御内用并此程之御受等相届、即差上候事、

二月六日、晴雨、務事少々風邪ニ付、代番として七ツ半比出勤、終日御供、

一 小郡六ツ時御立、今市御休、福川江暮前御着、

一 御着後直ニ退出、旅宿尾崎屋源七と云紺屋織、手広にて相応成家なり、

一 江戸正月廿八日表仕出町飛脚到着、早川五郎兵衛殿より御用封来る、直ニ差上候、異国船大森品川等之沖江乗入候段申来る、私状も来る、妾腹之女子出生之由申

来る、右便新吹立壹朱銀一切初て参る、御慰ニ御覽ニ入候事、

一 先年より兩三度花岡にて旅宿いたし候元助と申者尋来り、酒瓶并重詰等持参懇切之事故、暫對話、重詰等相披、菓子并肴代百疋・米翁之書・蒲葵团扇・たは粉なと取合せ与遣し、且又昨年より懇望之書またく承り断兼候ニ付、短冊ニ

浪幽々さらにゆたけき初日かな

右之通認遣候事、

二月七日、朝雨、六ツ頃より出勤、朝御供、

一 福川御立御定刻、花岡御休、玖珂御着、

一 花岡にて代合、昼食給り御先江出立、途中道悪く候ニ付、終日乗輿、七ツ半比玖珂着、旅宿庄屋勤候由、俵屋何某と云至て手狭なり、兩日跡より少々風邪氣ニ付振出しなと給り、早く休む、

一 江戸去ル朔日仕立町便到着、夜入比也、早川より御用封来り即差上候、

二月八日、朝雨、四ツ半比より晴る、八ツ半比玖珂出立、

坂道式里計歩行す、關戸ニて食事いたし、四ツ半過玖波江着、木綿十反取入、代金式円半相払、左候て屋形船位成船借入一同打乗、別して之追手ニて、九ツ過廿日市ニ着帆、旅宿相応なり、子供ニ菓子など遣し、七ツ比より出勤、泊番、

一四拾八坂越之格を以、為祝儀式朱ツ、陸尺四人江遣す、

二月九日、晴、六ツ比より廿日市出立、御跡ニ付上、

廣島町惣御供相勤、海田市御休ニて拔上け候て、暮時

西條四日市旅宿ニ着、家相応、百姓組頭之由、

一便宜有之、京都田尻氏より先度差廻遣候御内用方御用

物、慥ニ相受取候段返答參る正月廿日付

一夜入豊後殿より被招候付差越、有馬次郎右衛門殿・川

上郷兵衛殿・重久玄碩殿・迫田甚助殿等集会、段々地

走有之、四ツ過帰宿、

一今朝廿日市御立、六ツ比海田市御休、西條四日市江夜

入六ツ半過御着、

二月十日、晴、別して暖氣、七ツ半頃出立、御昼休江參上、昼飯等給り、夕御供、一里余り御歩行、夜入六ツ

半比尾之道御着、直ニ退出、昨年之宿竹原屋調兵衛所ニ着、相替らす叮嚀なり、菓子一折到来す、手代など別して能世話致す、昨年之謝礼旁西洋布一反為土産遣候、今日ハ拾里半計之道法、殊ニ七拾町一里も交り居候由、よほど遠し、

一肴三種・酒一陶政田屋嘉平より、奈良漬一苞加賀屋吉左衛門より到来す、

一鐵藏事足痛ニて跡より着、

二月十一日、晴、七ツ時出勤、朝御供、六ツ時前尾之道

御立、九ツ前神名邊御休江御着、代合、昼飯給り御先

江出立、暮前矢掛旅宿ニ着、

一今日も鐵藏足痛ニ付かこニて通行、右ニ付太左衛門事

家来之場ニて付添參候事、六尺之棟頭宿元病人有之段

申来候由、暇取帰る、

一大坂御留守居徳尾藤左衛門殿參上、右便より京都田尻

氏より書状到来す、且、陽明御殿より五月六月七月八

月迄之御兼題詠草ニ、御点被成下、且また年頭進上物

御披露相濟候との事、安平次主殿殿、加治隼人殿より

書状參る、

二月十二日、晴、風烈寒し、八ツ半過出立、八ツ半過藤井着、昨年之旅宿にて、至てむさし、仕舞致し、為泊番出勤、

一矢掛御立 藤井江御着暮時、

一江戸去ル六日仕立町便着、早川五郎兵衛殿より御用封相届、即差上る、右便 母上様よりも御一封被下候、

二月十三日、晴、藤井御立六ツ時、御跡より出立、七ツ時比有年、昨年之旅宿ニ着、

一江戸二月二日被差立候中急飛脚夜入頃参着、早川五郎兵衛殿より御用封一文箱、中山次左衛門殿より御用封式、戸塚静海殿より一封、半田嘉藤次殿より一封、いづれも御用封、其外驚頭才之丞殿・岩元太右衛門殿・永江休之丞殿・森覺之丞殿・山田太兵衛殿・柳屋休兵衛等より私状、宿元より御文・諸社御洗米等、并八文字屋萬七より山葵など参る、

一御国元正月廿九日右同被差立候飛脚も到来、老女兩人より御用封文箱一・伊十院太郎右衛門殿より白葛魚塩漬にて数百相廻候由申来る、東郷藤兵衛殿より御蔵板

四書五經大坂江相廻し置候由申来る、伊十院藤九郎殿より御時計ぜんまい之事、久木田仁右衛門殿より白木綿差出候段、市田右近殿より御内用佐志金砂之事等、奥四郎殿よりも私状相届、御用向はいつれも奉達 御聴候事、

二月十四日、晴、六ツ時出立、正條御休江参上、夕御供相勤、姫路江七時頃 御着、御用向相仕廻、暮比昨年之旅宿ニ着、不相替叮嚀にて、食物別して宜し、主人茶人に見得て、薄茶など出し、料理も会席風なり、錦絵七枚・桑手拭・米庵之書扇など贈る、

一今晚御国元江之飛脚被差通候付、老女衆江返答、い十院太郎右衛門殿・東郷藤兵衛殿等江一筆ツ、返答出す、一原田才輔殿京地より昨夜参上、今晚御暇ニ付、弥此節之御上京廿二日ニは 御参殿之筈万端口合、且田尻次兵衛殿、得淨院江も其段申遣し、書状は同人江相渡候事、

二月十五日、夜中より雨降、七ツ過晴また微雨ニ相成、一六ツ時出勤、朝御供、姫路御定刻御立、加古川御休にて代合、昼食致し御先江出立、大藏谷昨年之旅宿江七

ツ半前着、

一 今晩江戸江之飛脚被差通候付、早川江此内より数々之御用答、其外永江氏・中山氏・戸塚氏・菊池氏等江公私取交返答出す、宿許江も一筆遣候、且また新之助旧冬従 若殿様御襟下拝領之御礼菊池・中山迄申贈る、一 谷田屋安五郎父子入来、菓子一箱到来、酒など遣し、太左衛門・六兵衛なども呼出し酒遣す、且また家来以下江此節はいまた酒不遣候付、一通り酒肴申付、一統遣候事、

二月十六日、曇、七ツ時前出立、兵庫にて昼飯、九ツ半比西之宮昨年之宿ニ着、食浴いたし出殿す、

一 御着七ツ時過、

一 大坂御着前召上り御菓子製し置候様被 仰附、六兵衛・十助事今晚より先江遣す、中島屋江伝言等申遣す、一 岩城升や手代長兵衛入来、菓子一折到来す、野袴之事たのみ遣す、

二月十七日、曇、西之宮 御立七半時、御跡より付上、御小休より拔上、近道有之由にて差越候処、舟わたし

之河三ツ余計ニ有之、往来之人多く、おもひ之外手間取候、已来参り申間敷事、高木別荘江 御入前待上、夫より惣御供、尤高木にて御茶など御所望有之、丹後縞式反被下候、御側役より為戴候、九ツ時頃大坂御屋鋪江 御着、御用向相仕廻候て、七ツ時比例之中嶋屋喜右衛門方江着、

一 御留守居菱刈七左衛門殿江對話、先頃問合置候金燈炉出来候ハ、御国許伊十院太郎右衛門殿より差廻し呉候様口合、其外之御用向不差急義は喜右衛門江申聞置候間、追々承呉候様申置候事、

一 居附之衆其外御銀主等毎之通見舞有之、到来物等は別冊ニ記、

一 百疋ツ、家来兩人・下人兩人江、六兵衛手代之十助江も同様遣す、其外棟頭・少差・六尺等江も式朱ツ、毎之通遣す、

一 錫燗鍋一ツ昨年約定ニ付喜右衛門江、金百疋ツ、宇助并下々相中江土産として贈る、にしき絵・菓子家息六才江遣す、白芭蕉布一反谷田屋安五郎江、琉球紬一反菱刈氏江贈る、

一夜入過より例之通地走有之、持合之コップ喜右衛門江

贈る、且また御国産一条若扶物等之事承る、四ツ過休む、

二月十八日、昨夜より雨降、

一今曉七時頃去ル十二日江戸仕出し飛脚到着、早川五郎

兵衛殿より之御用封受取、即達 御聴候事、

一熊々織泥障式掛代金壹両貳式朱ツ、人形四ツ代金貳分

ト貳百文ニテ取入候事、

一今日も段々到来物有之、別冊ニ記す、

一西洋布一反ツ、森本半左衛門・同猶之助・近江屋權兵

衛江、芭蕉布一反ツ、津田休右衛門・同休兵衛・和田

休左衛門江、右追々到来物いたし候付、謝礼旁差贈候、

いづれも御銀主なり、

一金式部太左衛門江、白綿球木綿一反右家内江、右是迄

連越、且又家内ハ始て逢候付、置土産旁遣候、尤来月

方ニは爰元仕廻方いたし、御国元江罷下候筈被仰付候

事、

一金拾五兩内野太左衛門江、右御国元江罷下候付、為仕

廻料被下之、御用部屋より受取相渡ス、外ニ拾五兩於

御国元被下候筈ニ付、三原藤五郎殿江御側役より問合

相成筈ニ付、其段も内々申聞置候事、自分よりも藤五郎殿江問合迄通、同人江相渡候事、

一毎之通御内証より御反物類御家老衆初江被下之、御側

役衆江届置候て、夫々被下候事、

但 御反物 拾品 御家老 豊 後 殿

但外之御家老衆江は五品先例、豊後殿ニは御銀主等別段手広付会ニ付、左之通

右同 五反ツ、 御側役 兩人

右同 七品計ツ、 御小納戸中

右同 五品 奥御茶道頭 重久玄碩

但別段御内用相勤、手広付会有之候ニ付、左之通

右同 三反ツ、 奥御茶道

右同 貳反ツ、 御小納戸見習

右同 三反ツ、 御納戸奉行

右同 貳反ツ、 御用部屋書役

右同 一反ツ、 御側御用人座書役書役

御納戸書役

御仕立物役

御草り取中

御小人中

御膳所向

御膳配役

金子但御用部屋より相下ル御膳所働中

右之通、尤御仕立物役・御草り取之儀は、我々心得を以別段一反ツ、重み為戴候事、

一 菱刈七左衛門殿江御用向口合候事、

一 京都原田才輔殿より 近衛様御參殿一条ニ付、御用封

到来す、

一 明朝より御先江伏見江差越候付、御參殿之節被進物之

事・被下物之事等相伺、御側役衆江も口合置候、左候

て舟其外手当書役い東正兵衛殿江相たのみ候事、尤御

召料御反物も相納候筈ニ付、書役本田箭八郎殿、御仕

立物山下權八・御草り取前田勇助等一同召連候筈にて、

夫々申達す、

一 毎之通御合力銀八両貳分、通し馬料八両御草り取受取

来り、入手いたし候事、

一 今朝四ツ時出勤いたし、御用済夕七時頃退出、

一 夜入過より毎之通吸物・酒・取肴等喜右衛門より差出、

太左衛門夫婦・六兵衛呼出し、且亦喜右衛門・宇助其

外岩城升屋手代長兵衛等參居候付、呼出し酒為給候て、

四ツ過休む、

二月十九日、曇、昼後雪少々降、又晴る、

一 六ツ半頃出立、御先江伏見江差越候付、屋形船一艘相

渡り、弁当等入付乗込、荷物其外家来、其已下は別段

三拾石船一艘相渡り積込、夜入五時前伏見ニ着船、

一 大坂にて乗物手入いたし候付、代金貳両貳分ト六匁五

分相払候事、

一 大坂滞在中諸払はたご等六兵衛を以相払、別冊ニ記外

ニ為謝礼肴代貳百疋喜右衛門江遣候事、

一 六兵衛・十介等は御用有之候ニ付、残し置候事、

一 伏見上陸、直ニ長崎屋江着、毎之通都合宜し、着掛田

尻次兵衛殿旅宿・水野武八郎御長屋江たち奇面会、先

方よりも見廻有之、御用筋申談る、友野七郎右衛門殿

其外当所之衆追々入来有之、到来物も有之、別冊ニ記

す、中島屋手代甚藏入来、新之助のしめ申付る、

一 蒲焼友野より到来、

一 夜四ツ過比より毎之通吸物・取肴・酒等地走出る、八

ツ半過休む、

二月廿日、晴、五ツ半比暫時御飯屋江出勤、御着前之御

用向相仕廻候て、昼後退出、仕廻いたし直ニ再出勤、

一近衛権江被進物取揃見分いたし、相納り居候御反物も見分いたし候事、

一得淨院殿ハ長屋内ニ参り被居候付、見廻候て御用向申談る、且また昨年相願置候 右府様御染筆御懷紙、同人持参有之、頂戴致候事、

一萌黄羅紗羽織地一反 田尻次兵衛殿江、菓子一はこ相添差贈候、呉良ふくれん羽織地一反友野氏江、西洋布一反ツ、土師庄十郎殿・水野武一郎江、小奉書一束得祥院殿江、琉木綿一反長嶋や清左衛門江、西わん布一反ツ、笠川平五郎・中島内甚藏江、更紗一反・日州半切式折・包煙草拾五原田才輔殿江、包たは粉廿篠原伊右衛門殿江、金百疋人足入之主權江、右之通土産として相贈、またハ遣候、

一今日も段々到来物有之、別冊ニ記、

一今朝大坂 御立、御乗船、伏見江夕方 御着、御祝ひ上り物等御先例通、泊番相勤候、

一大坂にて浮織木綿一反濱村孫兵衛江、縞芭蕉布一反同孫太郎江相贈り候事、

二月廿一日、晴、七ツ時過退出、

一明日ハ弥 御参殿之筈從 右府様被仰進候よし、其節は下拙も大奥江御都合次第可被為 召哉之段、御内沙汰承知仕候事、

一明日御側より御使者相勤候付、御使番方仕出し、表通り御先例之御使者をも兼相勤候段申出、御品は明早朝相廻り候筈御手当致す、

一明日方御国元江之幸便有之候ニ付、垂水御たのみ小町紅十五、外ニ衣裳着せ付候人形一ツ進上致候付、新納休右衛門殿江宛差廻候、扇子五拾本、右高田猛八郎殿江為謝礼相贈る、尤先便からすみニ雙^双到来之礼なり、岩下氏迄頼ミ遣候事、川畑清右衛門殿江此内之返答出す一印伝提物為送中用取入候事、
一夜入過より茶室江案内有之、清左衛門より茶振廻有之候事、

二月廿二日、晴、別して暖氣、

一曉七ツ過より垂物鐘もたせ、御使旁為御先番近衛様御殿江参上、早川務・百幸衛殿・朝倉重郎殿・い十院卯十郎殿・三原玄甫殿同道、いづれもかこにて被差越候、

尤是迄ハ人数相少ク候ヘ共、今日より相重ミ本文之通、

一 参着之上被進物等都て彼御方御近習加治隼人殿江御口
上申述引渡申候、大奥ニて被進候御品は原田才輔江引
渡候事、

一 御出掛錦御屋敷江御立寄、夫より所司代江御見廻被遊
候て、夫より近衛様江被為 入候 錦御やしき御先番我々一
統さし越、御弁当持参い
たし
候事

一 近衛様江五ツ時頃 御参殿、御出之節御家老豊後殿・
御側役豎山武兵衛殿、其外我々いづれも御玄関之上御
椽ママ類江罷出る、直ニ御扣所江御通り、御腰物は我々受
取上候 御扣席は前以拝見いたし置、
御都合相直し置候事 御茶・御たは粉盆等此

方奥御小姓より差上ル、尤御入之節は御服沙麻被為召
候ニ付前以我々一同持参之御挟箱より、御のしめ御長
袴取出し、御入前御扣所江差上置候ニ付、直ニ御召替
ニて諸大夫衆并道正庵江御逢被遊候、御案内有之、御
書院江御出ニて、諸大夫衆江御逢ニて 御口上被仰述
候、夫より御小書院之方江御通り被遊候 我々御刀御跡、
より差上る

一 昨年之通り相替事無之、暫在て御立出被遊、御半切
ニ御召替再御通り被遊候、直ニ大奥江御入、
一 御先番御供、いづれも一席ニて、御料理両度・御吸も

の・御酒等被下候、

一 諸大夫衆初被下物は御留守居田尻次兵衛殿より被引渡
候事、

一 御二度後豊後殿・武兵衛殿・下拙三人御座向拝見被仰
付 我々外之者も跡ニて一統御内々
御座向拝見被仰付候よし 候との事ニて、案内有之、
一 表御座拝見、夫より大奥江被為 召候との事ニて、御
鈴口より罷通、 右府様・大納言様・太守様御列座之
御小座末江罷出、 御目見被仰付、御茶・御菓被下候、
左候て御代々御伝来別して重き御記録之内御手鑑、
太守様御拝見被遊、三人江も拝見被仰付候、いづれも
別して之古筆多く、尤

御代々之御宸翰御張付、其外源頼光朝臣初大江山入之
節為御暇乞参上之御玄関帳等は、別して珍重之御文書
ニて候、尤往古より之能書大かた相揃居、普通之古筆
物とハ格別相替候事、暫在て御吸物・御銚子、其外種々
御饗応、 御三公 御同様都て我々三人江も被下候、
公達 起君様・信君様ニも御出座ニて、御目見被仰付

候、左候て從 右府様三人江 御盃被下候 豊後殿江は
ニて其儘拝領被仰付候、豊後殿案内之事ニて少々当惑之様子、再ヒ
天盃じやと之御意有之頂戴被致候、心得居可申事、武兵衛殿・下拙江
は兼て之、御盃被下、
大納言様并両君様御銘々御下り被遊
候、其儘戴き下ル

候て御酌にて、御酒被下候、且また信君様御事 御縁
女様ニ御貰受之御直定御内約、十九日ニ豊後殿御使を
以被仰入、翌日彼御方様よりも御承知之御答有之、右
旁之御訳合ニも候哉、從 信君様御自手三人江御人形
一ツツ、被下候、御座向も至て之御小座にて、八疊
敷計之所ニ 御三方様被為 入候、左候て御次ニ横ニ
拾枚敷も有之候、其所江我々三人外ニ原田才輔、且ま
た渡り之御用人之内兩人計被為召、諸大夫等罷出られ
候、御給仕御側女中御座之間内江はいつれも膝行にて
御酌等被申上、關東なととハ別段相替候事、
一御饗応中御当座御会被為 在、御三方様江御探題上
り、夫より下拙江戴候様との 御意にて戴き候、其外
は諸大夫衆御用人之内四人原田才輔、都合九人御連中
にて候、下拙ニは祝言と申御題戴き申候、直ニ詠出可
差上哉之段 御気色奉伺候処、追て差上宜との 御意
にて候事、
一大奥御座江被罷出候諸大夫ハ、今大路何某進藤何某、
御用人ハ林播磨・松井丹後介之由にて候、右四人江は
從 太守様御盃被下候、老女衆も被相詰候、村岡其外
なり、右ニ付御肴代五百疋ツ、唐琥珀式反ツ、右諸

大夫兩人江、御肴代三百疋ツ、唐琥珀式反ツ、御用
人兩人江、於 御側被遣候、御退出前我々御申上上
相下り候節、從 右府様老女御取次を以、下拙江黒塗
蒔繪薄板一枚・御盃弐ツ・御紙入一拜領被仰付、豊後殿
衛殿ニも被
下物有之 信君様より御下り之御くわし等被下候、左
候て五ツ前 御退出、御出之節之通御立帰之御礼被為
在候事、御帰殿は四ツ半前、我々ニも御立後相下り、
四ツ半過帰宅、

一氷砂糖一壺・源氏煙草一箱・御肴代金三百疋、

右は兼て奉願置候 御染筆被成下候、且また是迄通行
之節々進上物いたし来候付、旁得淨院殿江相たのみ、
御内証より進上仕候事、

一丑年月次御題にて差上置候九月・十月・十一月・十二
月之詠草 御点被成下候て、掛り之衆より御受取申上
候、左候て当年之御題相下り候事、包たはこ廿五ツ、
諸大夫殿五人江、同廿ツ、掛り三人江相贈申候、例之
通右人数よりと申、別段菓子一盆被相贈候、御先番同
席にて相披候

一我々より御礼之儀は、明日御留守居おのつから御使者
として參殿ニ付、取東ね申上られ候付、別段申上ルニ

及はずとの事、

一去ル十五日江戸仕出し飛脚到着、早川五郎兵衛殿より

御用封相届候、即達 御聴候、明日御立之飛脚便より

一通り返答出候筈、

一内野太左衛門事為送先日より泊り居候、金子差支候よし、五両貸し遣候、御国元にて追て返納之筈、

二月廿三日、曇、暖気、六ツ比出勤、

一伏見御立、藤之森迄惣御供、大津御休にて代合、夫より

御先江出立、矢走船借入乗船草津江着、倡家なり、

澁川屋と云、

一長嶋屋江滞留中はたご外ニ式百疋遣候事、下々江百疋遣し候、

一飛脚被差立候付、京田尻・原田井大坂菱刈江御用封出す、

其外御国元江私状遣候、菓子一箱ツ、政之助兄弟

・鐵五郎兄弟江遣し候、江戸江も飛脚立候付、宿元江

一封・菓子二はこ相廻候事、

二月廿四日、晴、風烈、少々暖気、

一八ツ半過草津出立、水口にて昼飯給り、八ツ半過坂之

下旅宿江着、宿下通り仕廻いたし、泊番ニ出勤、

二月廿五日、晴、暖気、風有り、

一坂之下御立七ツ半過、御跡より出立、御小休にて拔上、

七ツ半前桑名着、昨年之旅宿ニ泊る、座狭く候ニ付二

階ニ休む、

一今日ハ途中差急候付、陸尺小揚之儀申出候事、

一明日名古屋表江御使者被差出候付、御同朋江口半阿彌

并同勤中江問合差出置候、昨夜仕出す、

一近衛様召上り之酒三樽御所望にて、御請之儀取計、廻

船便より江戸表江差廻候様依 御内命、田尻次兵衛殿

江問合仕出す、御用部屋書役い、東正兵衛殿江申達し置

別段帳留記之

一着掛 御本亭江罷出、泊番前之八郎殿等江口合、明日

御使者勤之儀申置候事、

二月廿六日、晴、七ツ半頃より出立、乗船、尾州様江被

進物持参、番場一式町先より左江曲り、名古や本町江

出、暫立やと致し、夫より御城内御用人水野惣左衛門

殿屋敷江差越候処、退出前にて暫待居、無程帰宅被致、

面会いたし、御口上申述、被進候御菓子・饅節引渡、且又惣左衛門江被遣候捻たは粉七箱為戴、直ニ退去、小差召連候付、案内為致本町通り江出候所、昨今両日天満宮祭礼にて、植物市相立、夥敷鉢物等出る、江戸水天宮・金毘羅等之如し、町内見せ物等も有之、繁花なり、七ツ半過宮江立帰り、暫時

御本亭江罷出、首尾申上、旅宿太田屋喜兵衛方江止宿、為土産包たはこ拾五・金百疋遣申候、是迄之振合も有之候ニ付、下々江酒遣候、

一酒・肴政田屋嘉兵衛より、鮓一桶八木平太郎より到来す、

一従尾州様御使者江口半阿み入来之由、川上郷兵衛殿出会致候由、御儉約中ニ付是迄銀は不被遣候、左候て別段御小納戸計にて、丹後縞式反被遣候由、

一昨日江戸より去ル廿二日仕出早川五郎兵衛殿より御内用封到来いたし、直ニ御前江御受取被遊候て、御覽相濟候由にて、都て御下渡被遊候事、

一京都よりも便宜有之、原田才輔殿より先比申遣し候御時計之返答申来る、

二月廿七日、晴、七ツ半時出勤、朝御供相勤る、御休池鯉鮒駅にて代合、御先江藤川江七ツ半前着、旅宿桔梗屋定吉と云相応之家なり、

一新居駅より田代才兵衛入来、いりた、き一曲到来、一御膳所計鴨いり付一陶為戴參候て頂戴す、

二月廿八日、晴、風烈、七ツ時前藤川出立、吉田棒鼻店にて昼飯給り、七ツ前新居着、昨年之宿にて新宅、旁万端都合宜し、菓子并米翁服沙物一張亭主江遣候、彼方よりも小鯛五尾到来、才兵衛より酒肴五種計到来、為返金百疋遣候、七ツ過仕廻致し、為泊番出勤、

一御着七ツ半過、一鴨一羽加賀屋吉左衛門より到来、主より到来之鯛酒相添候て、御草履取中江遣候事、

二月廿九日、晴、御立跡より出立、乗船、西風よほと強し、順風故暫時ニ着帆、尤未明迄ハ風別して強、六ツ頃より和らしく、また四ツ比より大風ニ相成、天龍河渡し之頃ハ別して強し、舞坂御休にて拔上げ、濱松東部之方棒鼻にて昼飯給り、七ツ前袋井旅宿着、相応

之宿なり、

一玉置七太郎殿入来、金子差支候由、式円貸渡候、

三月朔日、晴、少々風吹、

二月晦日、晴、今日も風烈、七ツ半頃 御先ニ出立、金

一御供前ニ付、七ツ半比出勤、六ツ過 御立、

谷ニテ待上げ、夕御供相勤候、七ツ半頃藤川江御着、

一御立前御直書入御文箱一 聰徳院様江、右同壹封西尾

無程旅宿江退出、此已前之宿ニテ、知人ゆへ子供菓子

新兵衛江被下候付、岩元市太郎殿江差廻し、いつれも

遣し、また不快之児も有之、奇應丸与へ遣候事、

同人夫々持参被致候様可申越との御事ニ付、其通り問

一昨夜島田駅より置鹽藤四郎入来、例之麻うらはき物二

合相添、且また玉置平兵衛殿事、一御泊り川崎駅迄

足・手拭十筋到来ニ付、金百五拾疋ニ消毒丸所望故遣

御着之節被罷出候様就 御内沙汰、当人江問合、右之

候、

通御用部屋書役能勢權之助殿口合、即刻飛脚番之足輕

一大井河無御滞御越相濟、置鹽所ニテ御休、毎之通進上

式人差立遣候事、右仕出方手間取、御供難相勤候付、

物別段差出候付、御返しも被下候、

川上郷兵衛殿朝御供被相勤候、尤右相仕廻候て出立、

一昼頃江戸去ル廿八日町便参上、早川五郎兵衛殿より例

差急き御小休ニテ奉追付、夫より御供、府中御休ニテ

之御内用封相届、御前ニテ披見之上、即達 御聴候事、

代合、夫より拔上候て、沖津此已前之旅宿江八ツ半過

一江戸より大井河御越待上之飛脚より、早川五郎兵衛殿

着、

より御用封参り居、是また達 御聴、右飛脚今晚被差

一江戸去ル廿九日仕出し町便、昼四ツ半過御中途江参着、

帰候付、同人江両度之返答大凡申遣候、取込候付宿元

早川五郎兵衛殿より御用封到来、即差上候、私状も到

江は不遣候事、

来、

一山形看板已上江例之通御酒被下候事、

一早着ニ付、主人案内為致、清見寺江差越見物、三穂之

一昨今御肴頂戴いたし候事、夜入候て八木平太郎入来、

松原等絶景なり、寺中ニ制札あり、天正十年本多庄右

衛門名前あり、古物にて賞翫す、

三月二日、晴、別して長閑なり、眺望する芙蓉峯之積雪

いふ計なし、

泊番ニ付御先江出立、倉澤例之店江たち奇、鮑・さゞい等にて食事いたし、吉原棒鼻店ニても食事致し、八ツ半前沼津旅宿江着、随分手広く相應成家なり、先年一度泊りたる宿なり、酒肴出す、為謝礼式朱遣候、子供江も菓子また奇應丸など与ふ、仕廻いたし出勤す、

一 御着七ツ半過、

一 江戸より山崎拾殿参上被致、

一 江戸去ル廿九日立飛脚参上、御用封はいづれも差上候、

右飛脚御国許江被差通候ニ付、嶋津登殿・三原藤五郎殿江就御差函御内用筋問合遣す、

三月三日、朝少々雨降、四ツ過晴る、また九ツ過ニ降出

し、速ニ晴る、

一 六ツ時早メ 御立、御跡より出立、三島御休にて拔上

け、八ツ半過小田原并筒屋江着、家相応なり、

一 山御越待上之飛脚参り居、早川五郎兵衛殿より御用封

相届、即達 御聴、右今晚被差帰候付、凡之返答出す、宿元江も一封遣す、

一 箱根にて昼飯給り、畑宿にて新之助江遣候前置其外土産品少々、代金式分文取入申候、

一 山越相済候付、定例之通六尺等江式朱ツ、遣候事、山越相済候付、供之乗江酒為飲候、宿之子供江菓子・かんさし等遣す、兄弟娘も有之、自分も祝ひいたし、酒・取肴等為出候、

三月四日、晴、七ツ半比出立、梅澤ニ休み、あんこう汁

為出食事致す、大磯御休江待上、夫より夕御供、七ツ

半比戸塚江 御着、直ニ退出、旅宿相応なり、

一 先日藤枝より差立候飛脚立帰り、早川より御用答受取即達 御聴候事、

一 明夜川崎 御止宿之処、差支、品川江御止宿相成候段

被仰渡、

一 柳屋休兵衛入来、酒為飲候事、

三月五日、晴、戸塚御定刻御立、御供相勤候、川崎御

休にて代合、御先江品川江着、本宿之坂もと屋なり、

一加奈川巷之玉川屋江御小休ニテ、前海江碇泊之異国船初て見物す、

一川崎御休江中山善太夫殿・水谷殿父子・山田五六郎父子・森覺之丞父子・高橋榮格・平井善朴・西尾新兵衛・鷲仁右衛門・谷口月窓等参上、御逢被遊、いつれも品川御泊駅江参上いたし候様依 御沙汰申聞候事、

一新之助并山田半之丞川崎迄為迎入来、同道いたし、山本ニテ昼飯為給、旅宿江留申候事、

一為御迎参上人段々有之、其外御休江参上之面々一同被召出候て、御側ニテ御酒等被下候、西尾新兵衛殿ニは別段被仰付候義有之、私宅江招呼食事為致、駕籠等手当いたし、下行も遣候て被差帰候、

一旅宿江も町人毎之通見廻有之、

一玉置平兵衛殿参上、私宅江も見廻有之、蒲焼一折到来、

一早川五郎兵衛殿より御用封到来、即達

御聴候事、

一昨夜御国許より飛脚到着、老女永瀬・園川より御用文到来、即達 御聴、明日便より返答出候筈ニテ、書入封し置候事、

一旅宿より地走有之、為謝礼金貳百疋為取候事、夜入遅

方井上庄太郎殿其外御本陣江参上之衆退出掛入来、山崎拾殿・黒田松賀殿・町人金田市兵衛兄弟・植木屋新兵衛・金澤屋與吉・かきり屋勘右衛門・山田屋鶴吉はしめ段々入来有之、酒・肴・酌取など内々為出、遅方相休む、大かたハ此家江止宿なり、

三月六日、晴、暖気、

一六ツ半時前出勤、惣御供、

一四ツ半時頃 御立、高輪御殿江暫時

御立寄、直ニ御立ニテ、八ツ時ころ芝 御屋敷御本門より 御機嫌能 御着、

一御祝儀表奥江も申上候て退出、親類之衆段々入来、不相替祝酒取囉し候事、

〔表紙〕

日記 上

爲 正マサ 始ヨシ 爲ヨシ 德
請次 新之助 屯 壯右衛門 玄齋

御小性 奥御小性 御小納戸見習 御小納戸 御刀番
御小納戸頭取 御馬預 御小納戸頭取 御納戸奉行
御用御執次見習 御船奉行 代々新番 一代小番

爲範之嫡男、文化十年癸酉七月十四日於
東武高輪御屋鋪生ル、
母は早川千竈兼道之三女

一文政二己卯年

新之助

〔御養料〕〔朱カキ〕
十二月親類野崎・今井兩人名前ニテ、家内人数六人御

養米銀之儀願被吳候処、十二月廿九日願之通御家老監
物殿御附札ヲ以、高橋甚五兵衛殿御取次ニテ左之通被
仰渡候、

一壹ケ月米壹斗五升 大小無構 家督老人

一壹ケ月錢五百文 右之母

右之祖母

右之第二人

妹老人

右之通文政三庚辰年正月ヨリ被成下候、願書等ハ別

ニ有之候事、

〔継目家督〕〔朱カキ〕
一文政三庚辰年五月九日、芝御殿御取附之間ニテ

御用人向井十郎大夫殿御取次ニテ、左之通被仰渡候、
御側役列席、右ニ付回勤御家老衆御取次、御用人引進、
御目付江相勤候、勿論前日御用触致承知候八歳已下ニ候
得ハ名代ニテ
被仰付事ニ候得共、八才已上ハ当
人不罷出候て、ハ不被仰付御法之由

○

一代新番
定府屯
継目嫡子

山田新之助

右之通被仰付候、

一同月十日、左之書付高輪御用部屋江差出候、高輪より芝御用人座江出候事、

○ 口上覚

私儀亡山田屯繼目被仰付、雖有仕合奉存候、依之御序之節初て之 御目見并繼目之御礼申上度奉願候、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

五月十日 御小姓与 定府 山田新之助

○ 同月十二日、御目附衆より御用ニ付名代差出候処、近

々御目見可被仰付候付、御問条之趣申出候様にて之儀案文ヲ以被相達候付、同月十四日御留守居附佐野傳左衛門殿相頼、御問条御目付衆江差出候、写ハ別ニ相記置候、

○ 文政三庚辰年五月廿八日、繼目初て之

御目見被仰付候付、五ツ時罷出候様、向井十郎大夫殿ヨリ前々日書付ヲ以被仰渡候付、右刻限罷出候所、芝御殿於御書院太守 齊興公初て之 御目見被仰付候、御奏者御用人向井十

郎大夫殿着用染帷子振袖半上下

一右相濟御家老衆・御奏者番衆・御側役衆・指引御目付江為御礼致廻勤、

一右ニ付進上物中紙三束、前以御用人衆江目録ヲ以相納候、三束代三百文請片木代拾文前日御用人座書役衆江、

御留守居方触番横田新助方頼候て差出候、同伴中小姓野村新九郎殿江祖父方にて相頼、当朝早川龜太郎・同壯四郎殿一所ニ御殿江罷出、何れも一篇ツ、習礼有之、御留守居役所江扣居候て、

御出座前御書院廊下江相揃、日事勿論罷出候届御目付衆江申出候事、

一右一件之儀ニ付てハ、西向御屋鋪祖父方にて都て取計有之候事、

御 目 録	田 江	田 江
御 目 録	田 江	田 江
御 目 録	田 江	田 江

一杉原紙調番日
御用人座にて御用人衆江目録片木請にて相納候事

【御養料願書案】〔朱カキ〕
一文政二年己卯十二月、親類衆より御養料被願出候案文、

口上覚

私共親類山田屯事病氣御座候処、終養生相叶不申、先達て病死仕候、屯事全体小身者にて、亡養父代被召抱新参者之儀御座候得は、別て手薄生計にて御座候得共、屯事幼少より 御側江難有被召仕被下、御役料等之御蔭を以前後差繰、多人數之家内兎や角と介抱仕居候処、此節之病中到死後身分不相応之物入有之、至極難渋仕候、其上当分難去家内七人程有之、屯悴新之助事当年七才罷成、其外女子之儀御座候得は、朝夕之賄方より甚難渋仕候付、少々之儀は親類共より精々取扱も仕候得共、右通多人數之家内、其上此節之物入都て外方取替等を以相弁置候付ては、誠ニ難渋之儀にて何様可仕様も無之、暮十方罷在仕合御座候、依之当御時節柄誠以恐至極奉存候得共、新之助御奉公相勤申迄之間、御憐愍を以御救被下候様奉願候、右ニ付ては恐多奉存候得共、外々手段無御座候間、不奉願恐無扱奉願候間、何分ニも不都合無之様宜御取成を以、此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

十二月

右江御張紙

野崎良右衛門

今井平左衛門

本文新之助儀、大小無構一ヶ月壹斗五升、錢五百文、其外ハ七升五合錢三百文ツ、新之助御奉公相勤迄之間被成下候、

十二月

監物

〔繼目初て之御目見御問案〕〔朱カキ〕
一 文政三年庚辰五月廿八日 初て 御目見之節差出候御問案文、

差出

近日中 御目見被仰付儀も可有之候間、其心得可仕由にて、段々被仰渡御問案之趣承知仕候、

一 親屯相果、私江繼目被仰付候間、早速繼目御礼初て之御目見奉願置候付、近日中 御目見被仰付候ても 何そ差支候儀無御座候、尤親類中御咎目被仰付置候者無御座候、其外不致遠慮候て不叶訳無御座候、

一 私事何ぞ付差扣相伺置候儀無御座候、

一 願名不仕候、

一 私儀未勤方無御座候、

一 祖父山田屯儀寛政四年 御家中江被召出候、

一 親屯儀御小納戸御側目附兼務被仰付、一代新番ニ被入置候、祖父屯儀は御小納戸頭取格御鷹匠頭勤被仰付、

十一人御賄料被下置、一代小番ニ被入置候、

一 幼少又ハ極貧者ニテ、名代を以進上物相納候者無御座候、

一 初て之 御目見不相濟内、前髪取仕候者無御座候、

一 中紙進上此節仕筈ニ御座候、

一 当年八才ニ罷成申候、

一 初て之 御目見相濟不申候、

一 未繼目之御礼、初て之 御目見不仰付候間、弥以被仰

付度奉願候、

右任御問条差出如斯御座候、尤 御目見不被仰付内

病氣等候ハ、其段御届可申上候、以上、

五月

定府

山田新之助

〔御小姓御役〕〔朱カキ〕
一文政四年辛巳年五月廿五日 前日御側役岩元太右衛門より美濃殿御差函之御用触致承知候

一 御小姓

一 御心付銀四枚式匁

山田新之助

右之通御役被 仰付、御心付銀被下置候、

右御格之通可申渡候、

五月 美濃

右之通於芝御殿御近習番所上之間、御側役野村主禮申

渡之、席詰岩元太右衛門、差引御目付四本甚七、右相濟、於同所廊下同人より口達を以、是迄之通 桃次郎

様方江相勤候様致承知候、依之三日之間芝御殿江相勤、

夫より高輪御殿江相勤候、右御役被仰付候上御内証之

御礼申上候処、 御出跡ニ付 御目見不被仰付由致承

知、御鈴口より大奥江罷通 御前様江御目見致し、八

ツ後退出致候事、就右明細書左之通差出候事、

口上覺

一 御小姓

一 御心付銀四枚式匁

一 持高無御座候

一 居所高輪御屋敷内

一 当年九才

右は今日御役被仰付候付、明細書為御見合此段申上

候、以上、

五月廿五日

山田新之助

〔美濃守様御養子之御掛勤ニ付拜領物〕〔朱カキ〕
一文政六年癸未六月廿七日、 官兵衛様御事 重蒙公御末男 桃次郎様御事

黒田家 松平備前守 御養子被為 整、度々御出之節御供相

齊清主

勤候付、仕度料金子二拾兩御内々拝領被仰付候、御側
役猪飼央御取次、

「重豪公御附替」〔朱カキ〕
一 同年十二月廿五日 前日御側役有馬札より
御家老座御差圖を以御用触到来

大御隠居御附

一 御小姓

一 御心付銀四枚二匁

山田新之助

右之通御役替被 仰付、御心付銀被下置候、

右御格之通可申渡候、

十二月 御家老座

右之通御家老座御差圖 于時御家老衆
御詰合無之 有馬札御取次を以被

仰渡候、席詰岩元太右衛門、

就右明細書左之通差出ス、

大御隠居御付

一 御小姓

一 御心付銀四枚式匁

一 持高無御座候

一 居所高輪御屋敷内

一 当年十一才

右は今日右之通御役替被仰候付、明細書為御見
合此段申上候、以上、

未十二月廿五日

山田新之助

「美濃守様御方江掛勤目拝領物」〔朱カキ〕

同日、野崎良右衛門御取次を以、是迄之通官兵衛様御
方江被付置、為仕度料金拾兩從 大御隠居様拝領被

仰付候事、同廿七日 官兵衛様黒田家江御引移被成候

付、今日より彼御方霞ヶ關御屋敷江掛て相勤候、同八

年乙酉二月朔日 官兵衛様御前髪被為執候付、掛勤一

統 野崎良右衛門・木場次郎兵衛・櫻井、被成御免、同三日一統

廣喜・有村来・猪飼銅太郎・拙者 彼御方江被為召、御酒・御料理等・銀子十三枚備前守

様より、其外御銘々様よりも頂戴物被仰付候、尤掛勤

之内彼御方御紋服をも頂戴致候事、

「愛之助早川家養子」〔朱カキ〕

一文政八年乙酉十二月、三弟愛之助儀、早川家養子願書

左之通御用人座江差出ス、

口上覚

私三弟山田愛之助事、千竈嫡子早川藤右衛門養子ニ

内約仕候間、養子成御免被仰付被下度奉願候、此等

之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

酉十二月

山田新之助

正月 丹波

然延翌九年丙戌五月六日前日監物殿御差図御用人島津仁十郎より御用触承知

早川千竈

定府御小姓組

山田新之助

右千竈嫡子早川藤右衛門事四拾余才罷成、直子無之、新之助三弟山田愛之助事藤右衛門養子

右願之通被仰付候、

右は於御取附之間二之間町田監物殿御差図、御用人島津仁十郎御取次を以、口達にて被仰渡候、席詰種子島

六郎、差引御目付川上郷兵衛兩人、一同罷出致承知候、但愛之助儀内々は先年より早川家江引移居候事、

「奥御小姓」〔朱カキ〕
一文政十一年戊子正月十一日前日丹波殿御差図、猪飼央より御用触承知致候

大御隠居御附

一奥御小姓

一御心付銀八枚四匁

山田新之助

右之通御役替被仰付、御心付銀被下置候、

右御格之通可申渡候、

右於高輪御殿御近習番所御家老島津丹波殿御差図、御附御側御用人御側役兼務猪飼央御取次を以被仰渡候、列席御側役野崎良右衛門、差引御目付三雲鐘之助、右承知仕奥御小姓川口小仲次相頼、前髮取致し、御内証之御礼申上候処、

山田新之助

右は今日 大御隠居御附奥御小姓江御役替被仰付候得共、是迄之通 虎之助様御方江相勤候様被仰付候事、

正月十一日

右之通再野崎良右衛門より致承知、同人同道にて大奥江罷通 御礼申上候事、

誓詞願明細書即日差出候事、

「鑓術入門」〔朱カキ〕

一文政十一年戊子二月十五日、此度 虎之助様御儀御家中梅田九左衛門鑓術本心鏡智流御稽古被遊候付、御相手被仰附、今日入門仕候事、

手被仰附、今日入門仕候事、

「御年男手代」〔朱カキ〕
一右同年戊子十二月朔日

山田新之助
松本健次郎

右来丑年頭 大御隠居様御年男手代被仰付候、

十二月朔日 御家老座

右於高輪御用部屋承知いたし候事、

山田新之助
松本健次郎

右来寅年頭 大御隠居様御年男被仰付候、

右可申渡候、

十二月朔日 央

〔劍術入門八本之伝授〕〔朱カキ〕
一同年十一月三日、虎之助様御儀先年より柳生但馬守

様御流儀劍術御稽古被遊候処、今日八本之御伝授被爲
受、拙者ニも此節伝授相済、今日引渡有之候、

但先年より入門被仰付置候処、年月等帳留ニ無之、

〔星御褒美〕〔朱カキ〕
一文政十二年己丑十月廿四日 前日御供目付向井新助より
御用触承知致候

文政七年申年一ヶ年皆勤

大御隠居御付奥御小姓
御小姓之内定府

山田新之助

右之通於御目付座御家老猪飼央殿御差図、御目付向井

新助より致承知候、尤拙者事今日は御供ニて難罷出、

名代片岡喜藤太致承知候、依之翌日致廻勤候事、

〔御年男〕〔朱カキ〕
一文政十二年己丑十二月朔日 前日御側役井上逸作殿より
御用触到来

右之通於高輪御用部屋御家老猪飼央殿御差図、御側役
井上逸作御取次を以致承知候、

但右之通被仰付、翌十三年寅年頭御年男無滞相勤、
正月十五日二種一荷御法之通進上仕、御礼申上候
事、

〔之助初て之御目見一件〕〔朱カキ〕
一文政十三年庚寅正月十五日、山田ノ之助爲春於

御小書院 御名代 齊彬公江中紙三束進上仕、初て御
目見仕候、御奏者北郷權五郎、

就右先是文政十二年丑八月廿三日、左之二通御用人
座江差出候、

口上覚

私弟山田ノ之助事初て之 御目見不仕候付、御序之
節 御目見被仰付被下度奉願候、尤近所証文相添差
上申候、此等之趣被 仰上可被下儀奉頼候、以上、

定府 大御隠居御附 奥御小姓

山田新之助

丑八月廿三日

一 口上覚

亡屯二男山田ノ之助初て之 御目見奉願候、直子別儀無御座候段、近所ニて存知罷在候間、此段申上候、以上、

八月

今井 渚印

早川小市郎印

此以後十二月御目付郷田仲兵衛・山口武兵衛より御用之儀申来、名代園田八十右衛門相頼候処、ノ之助近々初て之 御目見被仰付候間、御問条可差出旨被仰渡候付、左之通立紙ニ相認候て十二月十三日差出候、

差出

近日中 御目見被仰付候儀も可有之候間、其心得可仕由ニて、段々被仰渡候趣承知仕候、

一 私弟ノ之助事、初て之 御目見被仰付候ても何そ差支候儀無御座候、尤親類中御咎被仰付候者無御座候、其外不致遠慮候て不叶訳無御座候、
一ノ之助事何そニ付差扣相伺候儀無御座候、

一願名不仕候、

一ノ之助事勤方無御座候、

後一代々御小姓与被入置、私迄も御小姓与被召入、

大御隠居御附奥御小姓相勤居申候、

前一祖父山田屯儀寛政四年御家中ニ被召出候、

一親屯儀御小納戸御側目付兼務被仰付、一代新番被入置、祖父屯儀御小納戸頭取格御鷹匠頭勤被仰付、

十一人御賄料被下置、一代小番被入置候、私事

大御隠居御付奥御小姓被仰付相勤申候、

一幼少又ハ極貧者ニて名代ヲ以進上物相納候者無御座候、

座候、

一初て之 御目見不相済内前髮取仕候者無御座候、

一中紙進上此節仕咎ニ御座候、

一当年十三才罷成申候、

一本家嫡家外ニは別無御座候、

一初て之 御目見相済不申候、

一奉願置候通未初て之 御目見相済不申候付、弥以被仰付被下度奉願候、

右任 御問条差出如斯御座候、尤 御目見不被

仰付内病氣等候ハ、其段御届可申上候、以上、

丑十二月 定府 山田新之助

一前以御目付衆より御用申来、習礼有之、当朝も

御出座前習礼いたし候、且進上物之代銀御納戸江

相納、進上物は当朝御用人座江差出候、御目見

相済廻勤致候事、

〔星御褒美〕〔朱カキ〕
一文政十三年庚寅七月十一日 前日御目付向井新助より御用触致 承知候

文政七申年より同八酉年迄相続二ヶ年皆勤

山田新之助

右之通於御目付座被仰渡候、勿論当朝不快にて名代園

田七五郎相頼致承知、翌日御礼廻勤致候事、

〔藏方〕〔朱カキ〕
一文政十三年庚寅八月廿八日、御附御側役井上逸作より

御用にて御用部屋江罷出候処、左近允具二郎、拙者願之

通来卯年出水福之江出物藏名代之者江被仰付候由、御

国許より申来候由にて致承知候、勿論昨年内願之趣同

役迄申込置候、左候て附属之儀山口安節世話、伊藤宗

善親類渡邊七左衛門と申人江、最初より場所善悪無構

金五拾兩ニ付属致、今日迄ニ皆同入手致候事、

〔鏡智伝授〕〔朱カキ〕
一天保二年卯正月十八日、鏡智流中極意伝授帳末ニ記ス

〔藥湯御暇〕〔朱カキ〕

一天保二年辛卯十二月、痔疾痛にて去ル十一月廿二日よ

り引入罷居候処、外方藥湯相応可致旨療医より承候付

左之書附并医師証文相添、同役迄差出し置、其後差越

候節御門通相廻入湯致候事、

口上覽

私事先達てより痔疾にて引入、種々薬用仕候処、未

寸切と無之難儀仕候、依之一廻りも藥湯仕候ハ、可

宜旨療医より申聞候間、何卒一廻り之藥湯御暇御免

被仰付被下度奉願候、尤別紙医者証文相添差上候、

此段奉願候、以上、

卯十二月三日

山田新之助

医師証文

山田新之助事久々痔疾之痛にて、私療治仕候所未寸

切と無之、此涯藥湯被致候ハ、全快と見及申候、依

之証文如斯御座候、以上、

卯十二月三日

澁谷龍貞印

〔百日御届〕〔朱カキ〕
一天保三年壬辰三月、長病ニ付御届、

私事今日ニて百日罷成申候間、此段御届申上候、以
上、

辰三月三日

山田新之助

〔御筆拜領〕〔朱カキ〕
一天保三年壬辰四月十三日

虎之助様より御願被下候て、

重豪公御染筆拜領被仰付候、

芝蘭之二字 御銘 八十八歳南山翁書、御朱印

三ツ有之、 但荒川仲藏証書相添、

〔歩行御暇〕〔朱カキ〕
一天保三年壬辰四月廿六日、病氣之内歩行御暇申上候所、

同月廿九日御下ケ札ニて御免被仰付候一条 医者証文案略
之

口上覚

私事長々病氣ニ有之、折角養生仕候処、少々は快方
罷成候へ共、今以寸切と無御座候付、歩行仕候得は可
宜旨療医より承申候、何卒日数十五日歩行御暇被成
御下ケ札 下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

願之通
御暇被下候
四月 中央

但療医証文相添差上申候、
四月廿六日 山田新之助

左候て十五日之日数筈合候節、又々十五日御暇相添、
同年七月ニ相及出勤致候事、

〔名替〕〔朱カキ〕
一天保三年壬辰十二月四日、名替之儀別紙書付ヲ以相願、

同九日願之通御免被仰付候、

御下ケ札
願之通名替
被成御免候
十二月 中央

口上覚

願名屯

私事内々無扱差支候儀御座候間、右之通名替御免被
仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、
以上、

辰十二月四日

山田新之助

〔御金拜領〕〔朱カキ〕
一天保三年壬辰十二月廿四日

御金七両

右は 虎之助様御稽古事御相手別て精勤仕候趣 重
豪公御聴ニ相達、御内々被下候旨

虎之助様御側江被為 召候て、御直ニ拜領被仰付候事、

一天保四年巳正月五日、下總国諏訪社江御代參帳末ニ記ス

〔御役御断〕〔朱カキ〕
一天保四年癸巳正月十五日

三位重豪公旧冬已来御不例被為 在候処、御養生不被
為 叶、今晚被遊 御逝去候、依之御附一統御役御断
申上度趣、同廿七日御附御側役井上逸作迄申出候、

口上覚

私共事高輪御附被仰付置、是迄難有相勤罷居申候処、

三位様被遊 御逝去候付、御役御免被下度奉願候、

此旨被仰上可被下儀奉頼候、以上、

巳正月廿七日

御小納戸見習はしめ
奥御小姓 連名

然処四月廿七日、於御取附之間三之間御側役野崎良右
衛門より願之通御役御免被成候趣致承知候 但前日御用触
上下にて罷出申候、西村善作・千頭欣
二郎・清水周吉同様被仰渡候

山田 屯

右は 三位様御逝去ニ付、御役御免被下度旨申出、

願之通被成御免候、御心付銀御賄料取込有之候ハ、

被下切被仰附候条可申渡候、

四月 笑左衛門

一奥御小姓格

一御心附銀八枚四匁

山田 屯

右之通御役被 仰付、御心附銀被下置、左近様

虎之助様御方江相勤候様被仰付候、

右御格之通可申渡候、

四月 笑左衛門

右之通於御小書院廊下御家老調所笑左衛門殿御差図、

御側役野崎良右衛門御取次ヲ以被仰渡候、列席御側御

用人永江伊右衛門、差引御目附猿渡嘉左衛門但今朝罷出
候節鳴子

口江御用部屋書役呼出候て御届申上、
夫より御家老座前廊下江相扣居候

就右誓詞願驚頭才之丞、明細書御用部屋江差出候、

口上覚

私事今日奥御小姓格御役被仰付難有仕合奉存候、依

之御席之節誓詞被仰付被下度奉願候、此段申上候、

以上、

巳四月廿九日

口上覚

名

〔再七奥御小姓格〕〔朱カキ〕
一天保四年癸巳四月廿九日 前日御側役野崎良右衛門より披きに
て、西村善作・千頭欣二郎・拙者連

名之御用
触到来

一奥御小姓格 一御心付銀八枚四匁 一持高無御座

候 一居所高輪御屋敷内 一当年酉式十一歳

右は今日御役被仰付候付、明細書為御見合此段申上候、以上、

巳四月廿九日

名

「ノ之助前髪取」〔朱カキ〕
一天保四年癸巳五月十四日

口上竟

私二弟山田ノ之助事当年十七才罷成申候付、前髪執御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

但初ての

御目見相済申候

巳五月十四日

山田 屯

右之書面御用人伊勢兵部江差出候処、翌十五日願之通御免被成候付、十七日前髪取為致候上、同道いたし御用人座江御礼申上候事但川口小仲次養子置次郎一同被仰付候事

「星御妻美」〔朱カキ〕
一天保四年癸巳七月十八日御用触有之

文政七甲年より同九戌年迄相統

三ヶ年皆勤

奥御小姓格
高輪御付
御小姓相勤候内
定府
山田 屯

右之通皆勤 御褒美被 思召上候、
右御格之通可申渡候、

七月十九日

右之通於御小書院廊下御側御用人勤新納四郎右衛門ヲ以被仰渡候、差引御目付近藤隆左衛門・名越彦兵衛、

但本文御用人伊木七郎右衛門より御用触到来即同人申渡迄も相済候処、其後御家老座書役より面会之上、本文之通相心得居候様承申候事、

「馬箱伝候」〔朱カキ〕
一天保四年巳十一月、高麗流馬術手数伝授帳末ニ記ス

「大信院御遺物拜領」〔朱カキ〕
一天保五年甲午四月十九日御用触申来ル

御掛物定物絹地秋草彩色之絵筆者名印有之 一幅

右は 大信院様為 御遺物被下候旨、於御用之間御側役勤末川主水より被仰渡、御品は於御近習番所御小納戸衆より被相渡候但同列之衆多人数有之

「申出書案」〔朱カキ〕
一天保五年甲午六月廿九日、定府一統被召出候訳等十八ヶ条書附を以申出候様、御用人伊勢兵部殿より致承知、

左之通書附七月朔日差出候、

口上覺

一私祖父山田屯後玄齋、寛政四年子五月十一日

御家中ニ被召抱候段、島津伊賀殿御差函、島津矢柄

御取次ヲ以被仰渡候、即日六人賄料御近習通御鷹匠

頭上席被仰付候、

一寛政七年卯十月十二日、御細工奉行格御鷹匠頭勤被

仰付候、島津將監殿御差函、伊十院準衛御取次、

一同九年巳二月廿八日、御小納戸頭取格勤方は迄之通

被仰付候、市田勘解由殿御差函、島津仁十郎御取次、

依之即日御番入之儀奉願候処、一代小番被入置候段

御同人御差函、同人御取次ヲ以被仰渡候、

一享和二年戌年二月十五日、早川渡殿二男早川新之助事

智養子願之通被仰付候旨、市田勘解由殿御差函、市

來左中御取次ヲ以被仰渡候、

一文化元年子五月九日、市田勘解由殿御差函、石黒戸

後左衛門御取次ヲ以御隱居御附御小納戸頭取被仰

付候、右御役にて御迦勤玄齋と名替刺髮被仰付候、

一文化二年丑二月四日病死仕候、依之親類共より御届

申上候、

一被召抱候已後 御目見等仕候儀相分り不申候、

一親新之助後屯、享和二年戌五月廿八日於大御書院中

紙三束進上仕、養子成之御礼申上候、御奏者市來左

中、

但実家ニ罷在候内、寛政九年巳十一月十五日市

田勘解由殿御差函、山本五郎兵衛御取次ヲ以、

時之丞様御小姓御役被仰付候、同十年午六月

廿七日島津仁十郎御取次ヲ以、初て之 御目

見被仰付事候得共、御役相勤居候付 御目見

相濟候筋にて、明廿八日中紙のみ進上仕候様

被仰渡候、依之翌廿八日於御用人座島津仁十

郎江相付中紙三束進上仕候、

「本文享和二年也」〔貼紙〕
一養目相分り不申、五月廿二日西覺兵衛御取次ヲ以角

入被仰付候、

一文化元年子三月廿五日、市田勘解由殿御差函伊十院

準衛御取次ヲ以、御隱居御附御小姓御附替被仰付

候、

一同年九月廿八日、市田勘解由殿御差函伊集院準衛御

取次ヲ以、御隠居御附奥御小姓江御役替被仰付候間、前髮執仕候、

一文化二年丑四月廿一日、市田勘解由殿御差図、諏訪甚太夫御取次ヲ以養父玄齋継目被仰付候、依之継目之御礼申上度旨、口上書ヲ以山田權右衛門迄申出置候、

一文化十年酉八月朔日、伊隼院隼衛御取次ヲ以、屯と名替御免被仰付候、

一文化十四年丑十一月五日、新納内藏殿御差図、堀殿衛御取次ヲ以 大御隠居御附御小納戸見習奥御小姓兼務被仰附候、

一同年十二月六日、新納内藏殿御差図、向井十郎太夫御取次ヲ以一代新番被入置候段被仰渡候、

一文政二年卯十月六日、町田監物殿御差図、櫻井半藏御取次ヲ以 大御隠居御附御小納戸御側目付兼務江御役替被仰付候、

一同年十二月四日病死仕候、依之親類共より御届申上候、

一私事初新之助後屯、文政三年辰五月九日向井十郎太夫御取次ヲ以、亡父屯継目被仰付候、

一同月廿八日、中紙三束進上仕、初て之 御目見并継目之御礼申上候、御奏者向井十郎太夫、

一文政四年巳五月廿五日、川上美濃殿御差図、野村主禮御取次ヲ以御小姓御役被仰附候、

一文政六年未十二月廿五日、御家老座御差図、有馬礼御取次ヲ以 大御隠居御附御小姓被 仰付候、

一角入被仰付候年月、相覚不申候、

一文政十一年子正月十一日、島津丹波殿御差図、猪飼央御取次ヲ以 大御隠居御附奥御小姓江御役替被仰付候間、前髮取仕候、

一天保三年辰十二月四日、井上逸作御取次ヲ以、屯と名替御免被仰附候、

一天保四年巳四月廿六日、野崎良右衛門御取次ヲ以、願之通御役御免被仰付候、尤去ル正月 三位様被遊 御逝去候付、御附之儀にて御役御免被下度旨願出置候、

一同月廿九日、調所笑左衛門殿御差図、野崎良右衛門御取次ヲ以、奥御小姓格御役被仰附候、

一同年七月十八日、御家老座御差図、新納四郎右衛門御取次ヲ以、御小姓相勤候内三ヶ年皆勤 御褒美被

思召上候段被仰渡候、

一二弟山田ノ之助儀、文政十二年寅正月廿五日中紙三東進上仕、初て之御目見仕候、御奏者北郷權五郎、

一天保二年卯正月十一日、猪飼央殿御差図、野崎良右衛門御取次ヲ以、高輪御附御小姓御役被仰附候、

一天保四年巳四月廿九日、野崎良右衛門御取次ヲ以、願之通御役御免被仰付候、尤去ル正月 三位様被

遊御逝去候ニ付、御附之儀ニて御役御免被下度旨願申出置候、

一同年五月、伊勢兵部御取次ヲ以、願之通前髪取御免被仰付候、

一三弟早川愛之助儀、文政九年戌五月廿日島津仁十郎

御取次ヲ以、千竈嫡子早川藤右衛門養子願之通御免被仰附差遣申候、

右之通申出候様被 仰渡、此段申上候、以上、
定府 山田 屯
七月

〔御心附ヲ以再渡一件〔米カキ〕一天保五年甲午十二月、拙者并千頭欣二郎殿・三雲鐘次

郎殿三人、当月渡御心附銀為申受用頼ミ御小人差出候処、兩日以前高橋源七と申者相受取候由、依之相礼候処、高輪鶴之渡詰御広鋪足輕にて、拙者共より被頼候筋ニ偽り相受取候儀別条無之、尤金子は於外方仕捨候趣、右之外ニも段々不首尾成儀有之由、御広敷小頭より承申候、依之披露書、

口上覚
御心附銀 小判金 五兩 式朱銀 四切

錢一貫二百八十一文
右は私共当月渡御心付銀一昨廿一日為申受方御進

物蔵江差越候処、高輪鶴之渡詰御広敷足輕高橋源七と申者、去ル十九日私共より被相頼候筋を以申

受候由承申候間、則右源七方江承合候処、弥相受取候儀無相違段承届申候、就右ては、右御心附銀

〔許之〕
相作り源七相受取候筋御座候間、此段御披露申上候、以上、

山田 屯
千頭欣二郎
午十二月廿三日
三雲鐘次郎

右之書面一通ハ御用人座、一通ハ高輪御徒目付江差出

候、且又

口上竟

小判金五両 貳朱銀四切 錢一貫二百八十壹文

右は私共当月被成下候御心附銀本行之通為申請方御進物藏江差越申候処、高輪鶴之渡詰御広敷足輕高橋源七と申者、私共より申請方被相頼候趣ヲ以、右御心附銀都て相受取候段致承知候付、則右源七方相糺申候処、弥相受取色々仕捨候旨承申候、就右ては、成行別紙ヲ以御披露申上候、依之近比恐多奉存候得共、又々相渡候様被仰上被下度奉頼候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

午十二月廿五日

三人連名

右之書面御側御用人新納四郎右衛門殿江差出候処、翌未正月五日再被成下候趣、御側役碓山八郎右衛門殿より致承知候、依之御取次等江御礼廻勤致候、右被仰渡御書付之写、

御はり紙
物奉行
しらへ之
通申付候
正月央
山田屯・千頭欣二郎・三雲鐘次郎より、去午十二月被成下候御心付銀逢聊爾 又々相渡候様願出趣有之、

右一件御用人座書役木脇善助と申人引受、世話いたし被呉候間、跡達て肴等進物いたし候事、

但右之後別段被仰渡有之、右様逢聊爾候共、もはや再び不被成下筋ニ相成候事、

【藏方】(朱カキ)
一天保六年乙未六月、拙者所帯方不取統ニ付、藏方之御内意先年已来申上置候、尤去年三月ニも御側役末川主水殿・種子島六郎殿迄願書差出し、勿論御付御小納戸今井渚殿・三雲鐘之助殿などよりも書面ヲ以申出呉られ候処、当五月晦日於御国元中西十郎左衛門殿江御側御用人座より御用ニて被罷出候処、

左近允具二郎

菊池五郎左衛門

山田屯

中西十郎左衛門

右四人相中江藏方名代勤可被仰付儀も可有之候間、名前申出候様可申渡事、

右之通書役より被相渡候付、名代池田理兵衛殿名前差出し被置候由、同六月二日吉利主馬殿御取次ヲ以、國分手下井藏方四人相中被仰付候旨、御代官西之原次右衛門より被相達候趣、中西氏より七月三日(符カ)飛脚便ヲ以被申越致承知候、就右即日 御内証之御礼申上、

山田 屯

其外最初より世話被呉候向江致廻勤候、且又附属之儀は中西氏江専相頼、殊ニ菊池悴太郎殿御国許ニ居合被申候付、万端任置候所、十一月廿九日右之衆より文通

にて、錢六百二十貫文ニ金ニして八十六兩
ト錢八百文押川清右衛門

と申人附属相片付、金子菊池五郎左衛門殿方迄相届、

即差越、一人分金式十一兩一步三朱但進物料等
さし引相請取、

証書菊池氏江差出候、勿論左近允氏ニは差越不被申候

付、拙者一同相受取候て、是又受取書遣し、帰宅之上

樋ニ相渡候て、御国元江も受取且挨拶等兩人ヨリ申遣

候事、細事別袋ニ有之、願書も同断

〔納経〕〔采カキ〕
一天保七年丙申四月

法華経 一部 八卷 紫シケ表紙 右

大信院様 御逝去後書写致候処、此節清書致候付、御

寺江相納度存居候処、幸 御国許福昌寺先住当時江戸

泉岳寺内ニ閑居被致候安山和尚江相頼、昆布料式百匹

相副、福昌寺江書状贈り被呉候て、奉納成就致候事、

〔御小納戸見習〕〔采カキ〕
一天保八年丁酉二月廿一日前日御用触切紙到来

御小納戸見習

右之通被仰附、 篤之丞様御方江相勤候儀、是迄之通被仰付候、

右御格之通可申渡候、

二月 央

右之通於芝御殿御近習番所上之間、御家老猪飼央殿御

差函、御側御用人勤島津主計殿御取次ヲ以被仰渡候、

差引御目附猿渡嘉左衛門殿右之通被仰渡候付、御内証

之御礼申上候処、 御目見は為被仰附筋相心得候様御

側役碓山八郎右衛門殿より致承知候、

明細書種子島休藏殿江相渡候、誓詞願町田咲輔殿
夫より御用人座江出候由差出候、

口上覚

私事今日御小納戸見習被仰付、 篤之丞様御方江相

勤候儀、是迄之通被仰付難有仕合奉存候、依之御序

之節誓詞被仰附被下度奉願候、此段申上候、以上、

西二月廿一日 名

口上覚

一御小納戸見習

一御心附銀八枚四匁

一当年酉式拾五才

一高輪御屋鋪内ニ被召置候、

一持高無御座候、

右は私事昨廿一日御小納戸見習被仰附候付、明細書

為御見合、此段申上候、以上、

西二月廿二日

名

一御番入は別段相願ニ不及旨種子嶋氏より承候、其外

都て同人并御小納戸見習伊十院平殿世話被呉候事、

篤之丞様江御内々御鉢肴進上仕候事、

〔他所縁字〕〔朱カキ〕

一天保八年丁酉三月十四日、願置候他所縁与伊木七郎右

衛門殿御取次ヲ以、今日御免被仰付候付、罷出致承知

候筋相心得候様との趣ヲ以、御用人座書役より申来候、

依之翌日御札致廻勤候、

覚

私事縁与仕度御届候処、御屋鋪内相応之者無御座、

依之他所縁組御免被仰付被下度奉願候、此等之趣被

仰上可被下儀奉頼候、以上、

西二月廿二日

名

御下ケ札

願之通被成
御免候
三月
央

〔一代新番〕〔朱カキ〕
一天保八年丁酉十月十七日 前日御用触切紙
到來

山田 屯

右は当二月廿一日御小納戸見習被仰附候付、其節一

代新番為被入置筋被仰付候条申渡、可承向江も可申

渡候、

十月 央

右之通於芝御殿御取附之間三之間御家老猪飼央殿御差

図、御側御用人嶋津主計殿御取次ヲ以被仰渡候、差引

御目付郷田仲兵衛殿、依之左之書附御用人伊木七郎右

衛門殿迄即日差出候、

口上覚

私祖父山田屯事御役ニ付一代小番被入置、父山田屯

儀一代新番被入置、私事此節御役ニ付一代新番被召

入、雖有仕合奉存候、右通三代引統新番被召入候間

御見合ヲ以御番入被仰付被下度奉願候、此等之趣被

仰上可被下儀奉頼候、以上、

西十月十七日

名

一御内証御札其外廻勤相替事無之、右願書は種子嶋休藏殿せ

話被呉候事、

〔代々新番〕〔朱カキ〕
一天保八年丁酉十一月廿八日前日御用触切紙到來

山田 屯

右は祖父一代小番、亡父一代新番被入置候処、此節御役ニ付一代新番被入置三代引統候付、代々新番被入置候条御格之通可申渡候、

十一月 央

右之通於御取附之間二之間、御家老猪飼央殿御差図、御用人伊木七郎右衛門殿御執次ヲ以被仰渡候、列席御用人倉山作太夫殿、差曳御目付有川勇四郎殿、

〔実名改〕〔朱カキ〕
一天保九戊戌正月、実名是迄爲徳と申候処、差支候付、爲正と相改ル、

〔鎌倉御代参〕〔朱カキ〕
一天保九年戊戌二月廿八日 篤之丞様御内願之儀被為在候由にて、拙者儀内々相州鎌倉鶴ヶ岡八幡宮・江之島辨才天・大磯駅之内稻荷社江御代参被仰付、今朝出立いたし候て、三月朔日夜帰宅、直様御届申上候、尤御額面一ツ八幡宮江御奉納ニ付、相承院江引合 御神前江奉掛候、

但拙者外ニ千頭欣二郎殿ニも内々被相願候て同道

并母・弟ノ之助事も極内々召連、御小人勤庄司休藏江御額面宰領為致、持人は宿場にて人足雇入

為持候、全体表向にて無之、御内々被仰付候事

故、道中賄料三人分拙者休藏、御奉納物持人足料

のみ御手元より相下り申候、且又於宿場持人足

次立候儀は、表向芝江不申出候て宜候哉之旨、高

輪詰御留守居付役田代宗右衛門殿江拙者差越、

直ニ承合候処、別段届ニ不及、勿論自分承届居

候故、御留守居衆江も咄置可申旨承申候、左候て

帰着之上、道中にて何人雇入候と申儀庄司休藏

ヲ以同人江申遣置候事、かこ人足も少々有之、

勿論宿かこ也、

一御門制之儀は、高輪御側役迄御小納戸ヲ以 御沙汰

被遊置候故之旨相届、御門出致候事、首尾都て三雲

鐘之助殿也、

〔南部様御用係〕〔朱カキ〕
一天保九年戊戌四月十六日

御小納戸見留

山田 屯

右は 篤之丞様御事、南部左衛門尉様御智養子御内

約被為 在候付、御用掛被仰付候条此旨申渡、可承
向江も可申渡候、

四月 央

別紙之通被仰渡候間申達候条、直達之筋可被相心得
候、左候て御請之届可被申越候、以上、

戊四月十六日

倉山作太夫

山田 屯殿

右之通被仰渡候付、御受書差出、翌朝廻勤致候事、

〔斎形公御附書〕〔朱力キ〕
一天保九年戊戌閏四月十五日前日御用触切紙到来
御請書差出ス

少将様御附

一御小納戸見習

一奥御小姓

山田 屯

右之通御役替被仰付、御心附銀是迄之通被下置候、

右御格之通可申渡候、

閏四月 笑左衛門

右之通於上御屋鋪御近習番所上之間、御家老調所笑左
衛門殿御差函、御側御用人新納四郎右衛門殿御取次ヲ
以被仰渡候、列席御側役勤末川主水殿、差引御目附江

田太郎太殿、就右御内証之御礼申上、無程 御両殿様
御退

城掛於 御休息所 御目見被仰付、八ツ後退出、

中将様 篤之丞様江も御礼申上候処、 篤之丞様ニは

於御住居 御目見被仰付候、依之明細書式一通、御用部や、春通

〔御側御用人座、誓詞願一通、右御小納戸驚頭才之丞殿江差出申候事〕

口上覚

少将様御附

一御小納戸見習

一奥御小姓

一御心附銀八枚四匁

一当戌式十六才

一持高所持不仕候

一高輪御屋鋪内江被召置候

右は私事今日御役替被仰付、難有仕合奉存候、依之

明細書御見合此段申上候、以上、

閏四月十五日

名

口上覚

一私事今日 少将様御附御小納戸見習奥御小姓江御役

替被仰付、難有仕合奉存候、依之御席之節誓詞被仰

付被下度奉願候、此等之趣被 仰上可被下儀奉頼候、

以上、

閏四月十五日

一 今日御役替ニ付ては、折田梢殿見習より本役ニ御役替有之候付、諸事同様ニいたし候、且又三日之間麻上下着用にて相勤、十九日より泊番迄相勤申候事、

〔篤之丞様より拝領物〕〔朱カキ〕
一同月廿二日 夕刻より

篤之丞様御住居江被為 召候

付、麻上下着用にて福壽亭江罷出候処、御側にて御酒・

御吸物・御膳等頂戴被仰付、御襟下五ツ・御目錄五百

疋頂戴被仰付候、其後廿五日御附御年寄津山より仰文

ヲ以御印籠〔梨子地蒔絵根付 珊瑚珠結ノ緒〕一提、御紙入小御道具類一包、

数年相勤候付、被下候趣ヲ以御内々頂戴被仰附候事、

〔篤之丞様御方江寄勤〕〔朱カキ〕
一天保九年戊戌閏四月廿六日

山田 屯

右は此節御役替被 仰付候得共、 篤之丞様御方御

用向御差支ニ付、南部様御方江御引移後二三ヶ月迄

は 御同人様御方江、此内之通相勤候様被仰付候事、

右之通御側役勤種子嶋六郎殿より名代上田熊二郎殿江

被仰渡候、依之福壽亭江罷出、御礼申上、芝御殿江も

罷出、六郎殿迄御受申上候事、翌日より福壽亭江致出

勤候事、

〔申出書留〕〔朱カキ〕
一天保九年戊戌五月廿七日、御目付衆より御用にて、天

保三年已來名替御役替等細事申出候様致承知候付、左
之通江田太郎太殿迄申出候、

口上

一天保三辰年名替一件

一同四年巳正月 三位様御逝去後退役一件

一右同再勤一件

一天保八酉年二月御小納戸見習被仰付候一件

一同年十一月一代新番 十一月代々新番

一同九戌年閏四月 少将様御附御小納戸見習一件

右之通以書面申出候事、

〔南部様一件〕〔朱カキ〕
一天保九年戊戌九月五日

田上百二

山田 屯

右は 篤之丞様御事、南部様江御引移御当日より彼

御方御家來御馴染被為 仕候迄之間、二ヶ月程隔日

ニ掛勤被仰付候条可申渡候、

九月 央

右之通倉山作太夫殿御用御取次ヲ以被仰渡候、尤問合書ヲ以被仰渡候付、御受書差出別段御礼ニ罷出候事、

「同」〔朱カキ〕
一同月七日

少將様御附
御小納戸見習
山田 屯

右は 篤之丞様御事、南部様江御引移御当日より掛勤被仰付候付ては、右相済迄之間勤向之儀ハ御小納戸同様相心得候様被 仰付候条可申渡候、

九月 央

右御側御用人新納四郎右衛門殿御取次、名代吉井七郎殿江被仰渡候、同人より致承知候事、

「同」〔朱カキ〕
前日御用触有之、拙者一人
一同月十一日 罷出候

金五両ツ、 田上百二
山田 屯

右は南部様江掛勤被仰付候付、為仕度料被下候旨於芝御殿御用部屋御側役勤末川主水殿より被仰渡候、百二殿名代も拙者承り、帰宅之上頂戴物引渡候事、

「篤之丞様より御縁頭拜領」〔朱カキ〕
一同月十三日

御紋付御縁頭一具地四部一金赤銅ニテ牡丹桐之頭御紋七ツ居ル

右は 篤之丞様於御前拜領被仰付候、尤三雲鐘之助殿同様之御鑄・田上百二殿同様之御三所物同様拜領被致候、其節

詰合御用人ニて

御同人様御方御小納戸勤猪飼御太郎殿、

但御証文相添

「南部様一件」〔朱カキ〕
一同年十月七日

田上百二

山田 屯

右は 篤之丞様御引越之節御供被仰付候条申渡、可承向江も可申渡候、

十月 央

右之通御側御用人新納四郎右衛門殿より致承知候、同九日四ツ時高輪御殿表御玄喚より御出、我々兩人熨斗目麻袴致着用、御乗物御簾之左右江御供いたし候、当朝御持せ御道具類、御乗物御供人数都て為御迎彼御方より差越候、御引移之上南部左衛門尉様被成御逢、御酒等被下、且金子千疋ツ、・縞縮緬二反ツ、被下候、左候て翌日より隔日ニ出勤致し候平服、家来客人、草り取客人召連候、御引移之節

ハ家来三人・鐵一筋・挾箱一ツ相中・合羽籠同断、十一月晦日
草り取卷人ツ、召連彼御方御行列之内ニ交り差越候。

中將様御附御側役勤伊十院中二殿より、最早御馴染も
被為付候御事故掛勤御免被仰付候旨致承知候、翌日於
彼御方御料理被下之、左衛門尉様より銀五枚・島八丈
二反、篤之丞様より同三枚・同一反ツ、御家老野中頼
母出会ニて被下之候、

一十二月朔日より芝御殿江相勤申候、

一同年十一月四日 金子貳百疋 右は南部篤之丞様御智
養子一件御用掛相勤候付被成御祝、右之通拝領被仰付
候条可申渡候、 十一月 央

右は於御取附之間三之間、御用掛御留守居以下一同列
居、御側御用人新納四郎右衛門殿御取次ヲ以被仰渡候、

〔齊彬公より初て御襟拜領〕〔朱カキ〕
一同年十二月朔日

少將様 御襟下 五ツ

右御附御小納戸より御用ニて初て拝領被仰付候麻袴着用

〔齊宣公より御間狂拜領〕〔朱カキ〕
一 天保九年戊戌十月八日、從

齊宣公被為 召候付、夕刻田上百二殿兩人罷出候様、
御附御広鋪御用人より致承知、麻上下致着用罷出候所、

於大奥御休息所 御目見被仰付、御縁類ニて御吸物・

御酒被下之、御手自御胴乱一提拝領被仰付候、詰合
御小納戸勤仙波市左衛門殿証書相副、

但篤之丞様明九日南部左衛門尉様御方江御引移之管

にて、夕剋御招被進御祝、御膳・御酒・御吸物等
被進、齊宣公 篤之丞様 勝姫様御寄合にて、

青松院之方篤之丞様御実母・お百十之方隠岐守様御実母被罷出、老

女平瀬御伽、菊池藤助・沖渡來・黒田松賀等詰合
被申候、田上氏ニは南部様江御使者にて帰宅遅方
ニ相及、御断被申上候、

本文御胴乱、天保十年亥春類焼之節焼失いたし、
証書のみ相残候事、

〔鉄砲入門〕〔朱カキ〕
一 天保十年己亥正月五日、稻留流鉄砲師家末川主税殿詰

合ニ付、今日入門致候事、

〔差拍練〕〔朱カキ〕
一 天保十年己亥正月六日、太守様 少將様御同道にて

一 昨四日高輪福壽亭 御神殿江 御參詣被遊、御先番
相勤候処、御入之節御庭御中門締り居、御不都合相
成候付、御先番一統不行届趣にて御側役衆江相附書附

を以差招相窺候、依之御目通遠慮之儀も相伺候処、不
及其儀旨致承知候、

山田 屯

〔御長屋類焼〕〔朱カキ〕
一天保十年己亥二月廿四日、夜五ツ時過高輪御屋鋪南隣

大久保 御下屋鋪より出火、風烈にて、西通御長屋

拙者被召置候御長や致類焼候、家内一統無別条立退、

拙者義泊番にて候処、就出火 中将様江 御両殿様よ

り御機嫌御窺之御使相勤、夫より御暇いたし申候、御

返答は其節芝江被掃候同役江相頼候、四ツ過龜甲御中

門涯にて鎮り申候、即剋類焼之者一統龜甲御茶屋末江

被召置候旨被仰渡、追々御賄被下、別段 中将様より

も御飯等被下候、翌廿五日早川愛之助一同南向御屋敷

内江被召移、三月七日又々西向御長屋江被召移候、其

後再び南向御長屋江被召移候、

一二月晦日、就類焼從 中将様金子七百疋頂戴被仰付

候、其外松平美濃守様・南部左衛門尉様・御同氏伊

勢守様よりも御内々金子被下候、

一同日御襟下五ツ御小納戸伊十院卯十郎御取次にて拝

領、

一三月五日 金三両ツ、

南部六郎二郎

右は被召置候御長屋此節及焼失、皆共別て致難渋候
由相聞得候付、右之通被成下候条此旨可申渡候、

三月 央

右之通御用人倉山作太夫殿御取次ヲ以被仰渡、金子

ハ於物奉行所頂戴いたし申候、且又願候て御扶持米

一俵ツ、拝借相濟、翌月より少マツ、於御蔵上納致

候事、

一三月八日、金子十両、右は就焼失御内々被下候旨、

御附御側役末川主水殿より致承知候、

但愛之助儀も同様被下候事、

〔就御城御先番御取替一件〕〔朱カキ〕
一天保十年己亥十二月十三日、金子貳拾両ツ、

一 郎殿・拙者、右は勝手向不如意ニ有之、殊ニ先日よ

り兩人御城御先番等被仰付候付、極御内々御取替被仰

付候、同役たり共吹聴致聞敷趣御附御側役勤種子嶋六

郎殿より致承知候、

但先月廿六日、御城御先番以来兩人にて繰廻相勤

候様、伊十院卯十郎殿御取次にて被仰付候、就右

菊池氏拝借之儀御小納戸折田梢殿迄御内意之儀た

のみ被申候由、拙者義も右様之御内意ニても申上候、否御座候ハ、同様可申出旨承候付、同様難洩之趣ヲ以頼申候、跡達て取次之衆江致廻勤、肴一折ツ、贈候事、

「申出留」〔朱カキ〕
一天保十一年庚子二月三日、家格等之儀申出候様御用人倉山作太夫殿より通達有之、左之通書附ヲ以申出候、

口上覚

私事天保八年乙酉二月廿一日央殿御差図、御側御用人島津主計御取次ヲ以御小納戸見習被仰付、同年十月十六日御同人御差図、同人御取次ヲ以一代新番被入置候、就右祖父一代小番、亡父一代新番、私事此節一代新番被入置、三代引統新番被入置候付、御番入之儀奉願候処、同年十一月廿八日御同人御差図、御用人伊木七郎右衛門御取次ヲ以、代々新番被入置候旨被仰渡候、

二弟山田ノ之助 大信院様御在世中御小姓御役被仰付、御逝去後願之通御役御免被仰付、当分私同居仕申候、

三弟早川愛之助、文政九年丙戌五月六日監物殿御差

図、御用人島津仁十郎御取次ヲ以、早川藤右衛門養子願之通被仰付、即日彼方江差遣申候、

右之通御座候、此段申上候、以上、

二月六日 新番 山田 屯

「南向御邸江引移」〔朱カキ〕
一天保十一年子三月廿二日、南向御屋敷御長屋江引移被仰付候、

「ノ之助今井家養子願濟」〔朱カキ〕
一天保十一年庚子九月二日前日御用触切紙到来

定府 小番 今井 渚
定府 新番 名代園田八十七右衛門
山田 屯

右之渚嫡子安之丞事病身ニて、往々御奉相相勤体無之候付、安之丞ニは家内長子被仰付、屯二弟山田ノ之助事渚養子被仰附被下度旨申出、願之通被仰付候、

九月二日 御家老座

右之通拙者渚殿名代一同罷出、於御取付之間二之間御家老座御差図、御用人倉山作太夫殿御取次ヲ以被仰渡候、尤先日左之願書御用人座江差出候今井家よりも願書被差出候

口上覚

私二弟山田ノ之助儀、今井渚養子遣申度内々申談候間、御免被仰付被下度奉願候、ノ之助儀初て之

御目見相済申候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

子八月廿日

名

右養子引結之儀ニ付ては、昨年已來渚殿入來にて兩三度承候得共、乍妾服〔惣〕も現在嫡子安之丞有之、生立虚弱之由候得共、いまた若年其外内実ハ二男末子も居被申候付、屹と返答も致し不申打過候所、及再三、安之丞は幼年ニは候得共、四五年此方辺鄙ニ生立、迎も御奉公勤候体ニ無之、二男は猶更幼年にて同様之儀、其外之子供厄害者等ハ渚殿才覚ヲ以追々縁付いたし、養子江少しも世話掛申間敷、就右ては諸道具等は譲り不申、先代より之書附類、且は家ニ付拝領之品のみ相譲可申候間、格別故障も無之候ハ、貰受度段承候付、御国元親類之衆江相談いたし、先代早川家より之由緒も有之候付、旁致約諾候、

但渚殿當時は病氣にて御役御断被申上、外宅中之儀、其上病氣快氣之上ハ御国元江引越候様被仰

付置候事、旁願書振六ヶ敷、且又養子願濟之上

万一御国元江早速差越候筋ニも被仰付候ハ、

養子のみ差越、渚殿并家内ハ矢張江戶表江居付

被申度内存にて、拙者より所々江御内意も申上、

殊ニ御家老座書役勤伊十院宗之丞殿江引受相頼

極内々願書案等致し被呉候、都て今井氏ニ書留

有之、

〔御取替〕〔朱カキ〕
一天保十二年辛丑二月、拙者儀類焼後及困窮之上、今井

平九郎就出立ては養父方も手支にて、用心金等手当不

相調、無拠御取替之御内意御小納戸勤伊十院卯十郎殿

ヲ以、種子嶋六郎殿迄申出候処、極御内々御用部屋御

取計を以願之通金貳拾五兩御取替被仰付候、勿論幸当

年は御心附藏方申出置候付、弥被仰付、付属相片付候

上は急度可致上納旨申上置候、尤為念拝借之証書差出

候処、不及其儀趣にて相下り候得共、金子入手之上ハ

弥無相違可致上納事 但就右御側役種子島六郎殿・山口五郎右衛門殿并伊十院卯十郎殿江兩種相贈候事

本文十月御心附藏方之金子到着いたし候所、弟共不

時之出府被仰付、其外難去借材〔財〕及返却候付、皆同上

納不相調内金十兩卯十郎殿迄相納、御側役衆江相納

申候、尤六郎殿江も直ニ成行申出置候処、無抛趣故

格別不都合ニも相成間敷、内金は慥ニ被相納候趣も

承届候、就右金子調達致候ハ、早速上納可致事、

〔奇彬公御筆拝領〕〔朱カキ〕
一天保十二年丑三月 齊彬公御染筆拝領帳末ニ記之

〔和歌入門〕〔朱カキ〕
一同年七月依御内命再昌院法印江和歌入門帳末ニ記ス

〔遠慮ニ付赦免〕〔朱カキ〕
一天保十二年辛丑八月晦日、御用之儀有之候付、拙者并

親類一人同道ニて、今日八時主計殿宅江可罷出、病氣

等候ハ、名代可差出旨御側御用人猿渡彦左衛門殿より

致承知候処、就不快名代親類兼清水周吉殿被罷出候処、

遠慮 山田 屯
右は去々亥正月高輪福壽亭 御神殿江

御参詣付、御先番相勤、御庭口御中門明方可致候処、

無其儀、御不都合相成候、大形付差扣相伺候、依之

右之通被仰付候、

右可申渡候、

八月晦日 主計

右之通被仰渡候付相慎罷在候、勿論月代髭等不仕、外

窓入口戸も候ニ不及旨内々承候得共、外窓ハ先明ケ

不申様ニいたし置候、然所九月三日御用触到来、八ツ

後親類同道にて島津主計殿宅江罷出候様御側役名越彦

太夫殿より致承知候付、直様親類江申遣候処、誰も居

合不申、延剋相成候付、一人先平服ニて罷出候処、主

計殿宅於表之間

山田 屯

右今日遠慮赦免被仰付候条可申渡候、

九月三日 主計

右之通彦太夫殿より被相達候付、引入候処、再罷出候

様との事ニて、罷出候所、主計殿出席、彦太夫殿も詰

被申候、其儘平伏いたし候処、宜と主計殿被申候付引

入申候、右は月代見分之由ニ承申候、且又全体麻上下

着用ニて罷出候事之由候処、心得不申不都合ニ付、是

又最初同人江承り候処、上下着用為致筋ニ相心得候様

と承申候、親類も間ニ逢不申候得共、是又同道為有之

筋ニて宜と主計殿用達久保次郎太より承申候、翌朝麻

上下着用出勤いたし、御礼申上、御家老衆御取次江廻

勤いたし候事、
但八月晦日・九月朔日・同二日・三日遠慮、同

三日御赦免被仰付候、御賄料等は差引無之候、

口上覚

口裏嶋津中務

〔藏方〕〔朱カキ〕
一天保十二年辛丑九月廿八日拙者所帯方不取統付、同役

中江被下来候藏方名代勤之儀申出置候処、國分与濱之
市出物藏名代勤被仰付候旨、御国元世話人御用部屋書
役河野祐右衛門殿より申来、且附属之儀も高山新助と

申仁江六拾両ニ相片付候由ニて、此節慥ニ致入手候、
但右一件最初御国元早川家江たのみ遣し、夫よ

り河野氏江たのみ被呉候、同人専世話ニて万

事無滞相濟、金子も御用部屋且御側御用人座
御用封之内より三十両ツ、届參候、勿論於御

国許名代之者江被仰付候、吹聴有之候節御内
証之御札申上、同役江も於外方振舞いたし申

候、〔河カ〕海野氏江縞織結城一反進物いたし、其品
彼方より調文品之内少し進物致候事、

早川家江も夫々謝礼いたし申候事、

〔齊宣公御筆拜領〕〔朱カキ〕
一天保十二年丑極月 齊宣公御染筆拜領帳末ニ記之

〔他所縁組御免〕〔朱カキ〕
一天保十三年壬寅三月

私事依頼他所縁組御免被仰付置候付、松平龜丸様

御家中津田平太夫姉縁組仕度内々申談候間、御免
被仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉

頼候、以上、

三月八日

山田 屯

右江御附札

願之通被成御免候、

三月 笑左衛門

右願書三月八日御用人座江差出置候処、翌九日御用触

致承知、不快ニ付愛之助為名代差出候処、御張紙ヲ以
願之通御免被成候旨、御用人勤嶋津中務御取次ヲ以被
仰渡候、尤御取付之間三之間ニて致承知候筋相心得居

候様との事ニ御座候、

右は先代由緒も有之候付、旁熟談いたし申候、当

分津田氏因州表住居ニて、兄松下勝之進里方同様

万端及相談、内実ハ昨年秋八月十三日引越候事、

〔嫡女出生幼亡〕〔朱カキ〕
一天保十三年壬寅七月十日午之刻、本妻江女子致出生候

処、虚弱ニて同十六日晝致夭亡候、同日白金瑞聖寺江
致埋葬、法名秋夢嬰兒と付申候、代々墳墓之後江葬り、

別段塚石等立不申候、

右出生之節ハ拙者不快之筋ニテ引入、天亡ニ付ても別段御届不差出、三日遠慮後致出勤候事、

〔御取替〕〔朱カキ〕
一天保十四年卯五月、御金御取替被仰付候帳末ニ記之

〔嫡子出生草世〕〔朱カキ〕
一天保十五年 辰五月廿一日酉ノ刻、本妻江男子致出生

候、七夜之祝相済、新之助と名ヲ付申候、出生之節ハ直ニ産穢御届申上、産穢明後致出勤候事、

〔御取替〕〔朱カキ〕
一弘化元年今年十二月十三日改元辰十二月、拙者取統方難波ニ付御内

々御取替之願、同役菊池矢一郎・御小納戸鷺頭才之丞・伊集卯十郎等ヲ以相願候処、幸 御参府年ニテ御側役

勤伊集院織衛取次、碓山將曹殿取扱ニテ御内々廿五兩、願之通御取替被仰付候、当分御時節柄故一切他言仕間

敷旨細々致承知候、勿論御附御側役衆も存知無之由、実ニ六ヶ鋪御時節ニ候得共、拙者儀毎々御三家様等御

使者専ら相勤、別段御取扱之由將曹殿より致承知候、就てハ右之衆江少々之肴等贈申候事、

〔藏方〕〔朱カキ〕
一弘化二年巳四月、拙者事所帯方難波ニ付御心付藏方内

願之趣、昨年同席之衆迄申出置候所、國分与濱之市蔵方名代勤被仰付、今井平九郎御同許ニテ取扱金五拾兩は宮里新助と申仁ニ附属致し、追々金子入手致候事、

〔御内使者〕〔朱カキ〕
一弘化二年巳五月御内用御使者被仰付候事帳末ニ記之

〔西向引移〕〔朱カキ〕
一同年十月南向より西向御屋敷引移候事帳末ニ記之

〔御内使者〕〔朱カキ〕
一弘化三年午正月御内用御使者被仰付候事帳末ニ記之

〔名替〕〔朱カキ〕
一同三年午正月廿一日、拙者名内々差支之儀有之候付、

名替仕度段御小納戸伊集院卯十郎を以、御内々奉願候て、三名程相認入 御内覧候処、壯右衛門と申名付可

申段承知仕、左之通願書差出し、翌日御側御用人勤平田直之進より御用ニテ、願之通被仰付候旨承知仕候事

但、明細書御側御用人座江差出ス、

口上覚

願名

壯右衛門

右は内々無拠差支之儀御座候間、右之通名替御免被

仰付被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、
已上、

三月廿日

山田 屯

御附札にて 願之通名替被成御免候、

正月 石見

〔御金撰敷〕〔朱カキ〕
一 弘化三年丙午六月二日、御家老御用部屋江も被罷出、

御側役御用をも被相勤候嶋津將曹殿より御用にて御用
部屋江罷出候処、御同人より左之通、

山田壯右衛門

右は 少将様此節急速 御下向ニ付ては、被召連候
へハ御国許之御用弁は宜鋪候得共、急速之御立跡御
道具類御預ケ被遊候者無之、壯右衛門江御預ケ被遊
候へハ 御安心被思召候旨 御沙汰被遊候、且亦他
所御用向も是迄被仰付置候事故、御国許よりも追々
被仰付越候思召ニ付、旁此節ハ被召残候、左候て御
内用御使者勤等ニ付てハ、物入も可有之候間、御金
三拾両被下之、

右之通御口達にて被仰渡候付、御礼申上退出、

但他所御内用と申は、昨年五月廿七日 御側にて

御内用認物被仰付候節、已来町奉行鍋嶋内匠頭
等江仙波市左衛門兩人申談、使者相勤候様ニと
御直ニ御沙汰承知仕候、其後鍋嶋家は勿論御老
中青山下野守様江も御内用之御使相勤候事、

〔寄與公御方江番勤〕〔朱カキ〕
一 弘化三年午六月六日、御留守中 太守様御方江相勤候

様被仰付候事、帳末ニ記ス

一 弘化三年丙午六月

山田壯右衛門

右は 寶鏡院様御卒去付
太守様江 少将様より御見舞之御使被 仰付
候条可申渡候、

六月 笑左衛門

右之通御用人勤吉利仲御取次ヲ以被仰渡候付、改服
御用部屋江罷出、御側役勤伊木七郎右衛門江御口上
申述候事、同七月御悔之御使相勤候様御使番より承
知致し、御側役勤二階堂志津馬江御口上申述候事、

〔御留守中與之番勤〕〔朱カキ〕
一 弘化四年丁未正月十四日

奥之番奇

山田壯右衛門

右 御留守中右之通被仰付候事、

右之通於御用部屋御側役勤二階堂志津馬殿より致承知候事、

但昨年六月 少将様御立、当正月

太守様御立ニ付、御留守詰御納戸奉行仙波市

左衛門兩人、右之通被仰付候、左候て三月十

九日御前様御行列にて、瑞聖寺・大圓寺并高

輪福壽亭 御神殿江御参詣被遊候付、騎馬ニ

て御広鋪御用人勤田上百二殿兩人御跡乘相勤

候事、

〔星御妻〕〔朱カキ〕
一弘化四年未十月廿四日 前日御目付森川孫太夫より切紙 於芝御殿御取附之間三之間、御目付谷村孫右衛門より御家老

島津將曹殿御差函之趣にて、天保十亥年一ヶ年皆勤ニ付

御褒美之段被仰渡候 当日麻袴着用、且為御礼御家老衆江計口上書ヲ以廻勤之事

〔右同〕〔朱カキ〕
一弘化五年申 正月廿六日 前日御目付種子嶋權助・森川孫太夫より切紙到来御請書差出し、当日麻袴着用出仕、於芝御殿御取付之間三之間、天保十四卯年一ヶ年

皆勤

御褒美之段被仰渡候 但、御家老衆江口上書ヲ以御礼廻勤、尤御座候付、同役井上庄太郎名代にて被仰渡候事、
用申渡候節ハ、折節 御前江罷出居難迦

〔藏方〕〔朱カキ〕
一嘉永二年西六月廿日於御国許高奉行有川藤左衛門より

名代長野仲左衛門江来戌秋代り福山出物藏役人名代勤被仰付候、左候て追々金六拾六兩ニ附属相濟申候、尤

右ニ就ては昨年来同席より申出ニ相成居、右一件都て

御膳番座書役長野源助引請せ話いたし被呉候、細事別

紙有之、但、於江戸承知いたし候上、御内証之御礼申上、御家老衆、御側役衆江致廻勤候事

前 〔御取替〕〔朱カキ〕
一嘉永元年申極月廿七日所帯方難波ニ付、内々御取替願

御附御小納戸勤伊集院卯十郎迄相頼置候處、今日御側役勤種子島六郎殿・山口直記殿より、御内々御金拾五兩御取替被仰付候事、

〔御小納戸江御役替〕〔朱カキ〕
一嘉永三年戌二月廿一日 昨廿日御側御用人勤平田直之進殿・宍岐殿御差函にて切紙到来、御請書差出し

麻袴着用、五ツ半時致出仕候處、於御小書院廊下御家老島津壹岐殿御差函、列席御側御用人井上逸作殿・同勤平田直之進殿より被相達、差引御目付川北十郎殿、

少将様御附

一 御小納戸

一 御役料米四拾八俵

山田壯右衛門

右之通被仰付候旨、御役料米被下置候、

右御格之通可申渡候

二月 壹岐

右之通被仰付候翌々廿三日御取附之間二之間之格ヲ

以、御側御用人座之上之間但當分御取附之間ニテ御作事中 壹岐殿御

差函井上逸作殿より但麻袴着用

「御刀番」〔朱カキ〕

一 御刀番

山田壯右衛門

右之通被 仰付候条可申渡候、

二月 壹岐

右之通被仰付候付、両度共御内証之御札申上、無程

御目見被仰付候、御家老衆初御側役已上口上書ヲ以

廻動〔勤カ〕

一 御膳番

一 奥之番

右之通被仰付候旨、於御用部屋御側役勤名越彦太

夫殿より被仰渡、且亦御道具掛御書物掛之儀は、

矢張是迄之通被仰付候旨

御沙汰被為 在候旨致承知候、

一 御役替被仰付候付、誓詞願書御附御小納戸菊池藤

助殿江差出し、明細書一通御側御用人座江差出し

候、御刀番ニ付ては御借馬申出候所、願之通御付

札ヲ以被仰付、其外申出事色々有之、御膳番座書

役取扱被呉候事、

「御内使者」〔朱カキ〕

一 嘉永三年戊四月、御内使者一件御達帳末ニ記ス

「御合力」〔朱カキ〕

一 嘉永三年戊五月廿五日前日御側御用人勤平田直之進より明廿五日四ツ時可罷出、石見殿御差函ニテ申達

候段切紙到来、染帷子・麻袴着用四ツ時罷出、御側御

用人御目付方江届申出候、

口裏 石見殿より被相渡候御書付之写

銀九百五拾目外ニ四百七拾五匁當御時節付三部一引

少将様御附

御小納戸

山田壯右衛門

右は当三月廿一日御役替被仰付候付、御合力銀

右当日より御法之割を以、右之通被下候、

右御格之通可申渡候、

五月 石見

右之通於御小書院廊下、御側御用人井上逸作より致承知候、右ニ付御内証御礼御用部屋江申上、御家老衆并御取次御側御用人、差引御目付平田孫六、席詰橋口權九郎江計致廻勤候事、

〔齊興公御方御内使者〕〔朱カキ〕
一嘉永三年戌七月 齊興公御方御内用使者被仰付候事帳

末ニ記之

〔御隠居御家督御用掛〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥正月廿七日、御家老川上筑後殿・島津將曹殿御差図にて、今般

齊興公御隠居 齊彬公御家督被仰出候付、御用掛被仰付候段、御側御用人ヲ以被仰付候、

齊興公御付御小納戸

永江休之丞

川上郷兵衛

齊彬公御付御小納戸

菊池藤助

右之通一紙御書付ヲ以被仰渡候事、

山田壯右衛門

〔右同拝領物〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥二月廿八日 〔昨廿七日御用人川上龍衛より、明廿八日四時可罷出旨、將曹殿就御差図申渡候段〕

切紙到来、麻袴着用罷出候所、於御取付之間上之間御用御請書差出、人川上龍衛より

金子三百疋

山田壯右衛門

右は此節 御隠居御家督付御用掛相勤候付、右之通拝領被仰付候条可申渡候、

二月 將曹

右之通被仰渡候、尤此度御用掛一同御達差有り、

〔齊彬公御初入部御供〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥二月九日 〔前日御側役勤豎山武兵衛より切紙到来、御請書差出す〕 於御取付之間上之間

太守様 齊彬公御初入部御供被仰付候段、御側御用人御側役勤豎山武兵衛より被仰渡候、

右ニ付御家老將曹殿并御取次江廻勤、尤服紗麻袴、

一三月九日江戸御立、長棒乗物、粹入具足箱、家来兩人、鎗一本、両掛一荷、合羽籠一荷、草履取召連候

事、

一五月八日、御国許御着 前以申出、御廐より御借馬
鞍置にて、中間式人、御口之者宰領、沓籠一荷水上
御休迄相廻り居、夫より乘馬にて乗物跡ニ召連、
御供にて着、着服丸羽織・野袴、陣笠着用、

但上様御召服同様

〔京御内用取扱一件〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥三月、於伏見御飯屋

京都御内用之儀已来京都御留守居田尻次兵衛申談相勤
候様、左候て御取入物等之儀拙者より申越候分ハ、速
々払出、証文引結ニ不及、伏見 御通行之節々取速抔
御家老兼江申出引結可致旨、將曹殿より京都御留守居
江御証文ヲ以被仰渡候段、御側役豎山武兵衛より致承
知候事、

〔長崎右同〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥四月 御旅中小倉駅ニ於て、長崎表御内用
御取入物等之儀も長崎御付人勤奥四郎江引会、前条京
都之御内用之振合ニ相勤候様被仰渡候、尤奥四郎義当
駅迄御用有之罷出居、同様被仰渡候事、

〔琉球方御内用取扱〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥八月廿四日御側役勤豎山武兵衛より、是迄

琉球在番其外王子等江御内用之儀、伊十院平江被仰付
候得共、已来 太守様御用之儀は橋口今彦・拙者兩人
江被仰付候間、其段琉球江も申渡し、彼方より申上候
儀も兩人江申出候様可申遣旨被仰付候事、

〔改誓同掛り〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥八月十三日御側役名越彦大夫より此節御家
督ニ付 御前誓詞之面々改誓詞被仰付候付ては、御小

納戸頭取御小納戸一統申談取調管候得共、尚亦御小納
戸頭取橋口今彦・御小納戸川上郷兵衛・拙者相掛り取
調候様致承知候事、

〔御參府御供〕〔朱カキ〕
一嘉永四年亥八月十四日 前日御側役名越彦大夫より豊後殿、来
子年 御參府御供被仰付候段、於唐子之間彦大夫御取
次を以被仰渡候、同席其外一列被仰渡、

後「下湯御巡見御供」〔朱カキ〕
一嘉永四年亥十月廿一日
齊彬公覺府御立、伊集院妙圓寺、加世田日新寺 御參
詣、夫より下湯諸所 御巡見、十一月二日指宿二月田
御茶屋江御着、暫 御滞在にて御湯治御放鷹等被遊、

同月廿四日同所 御立、廿五日 御帰城、御供被仰付、指宿御滞在中迄も居残相勤候事、

前「石門」〔朱カキ〕
一嘉永四年亥九月十二日、当冬下瀉 御巡見御供被仰付候段、御側役豎山武兵衛御取次ヲ以被仰渡候事、

「聴徳院様より御用類」〔朱カキ〕
一嘉永四年亥九月廿四日 聴徳院様より

太守様江、御内用向は勿論、御文通等之御取次、以来拙者受持御取次相勤候様御頼被成候趣、菊池藤助より飛脚便を以問合相達候、依之其段奉達 御内聴、御受申上候事、

「改誓詞」〔朱カキ〕
一嘉永五年子二月六日 前日御小納戸より切紙到来、於御国許御座之間、今度

齊彬公就御家督改誓詞被仰付候、尤齊興公御代願書差出置候得共、御序無之未被仰付候ニ付、此節前書拝聞為有之筋、前以御右筆より致承知、今日血判被仰附候、誓詞江前以性名実名迄御右筆被相認置、書判之分自分ニ相認申候、左候て 御座之間江御出座被為 在候御格ニ候得共、当分は 御出座は不

被遊、席詰御家老島津豊後殿・御側御用人・御側役・

御小納戸頭取・御小納戸・御右筆頭・御側目付・御右筆等相詰、差引御右筆御文台ニ誓詞案載之持出、一人宛出席、二之間御鋪居内一畳目ニ平伏、于時御右筆当務之御小納戸御側目附之前書読上られ、拝聞相済退座、再ヒ七枚之起請拝聞之向一同出席神文為読聞有之、其後一人ツ、右同二畳目ニ出座、御小納戸より誓詞前ニ被差置候節、御文台御硯箱之針を以血判致し候、左候て御役々取次、御家老衆御見届相済退出、

但誓詞人麻袴着用無刀、席詰は帶刀、御礼廻勤等は無之、

後「仕廻料拜敷」〔朱カキ〕
一嘉永五年子二月廿六日、金百両、右は当秋就 御参府御供為仕廻料、御側役豎山武兵衛御取次を以、御内証より拝領被仰付候事但同役一同列様

前「御関狩御供」
一嘉永五年子二月廿一日御家督後初て齊彬公吉野江御登せ御関狩被為在、御供相勤候、左候て於御鹿垣谷越四五拾間向之岡江走通り候鹿一疋御自身御打留被遊、御機嫌御宜、右之御持筒即下拙江

拜借被仰付候間、此節は打留候様との 御沙汰にて御渡被遊候間、難有御請申上、待居候処、再鹿二足計走出申候得共、不都合にて得打留不申候事御行列内御跡乗、自分供廻り左之通

箱挑灯 口取 乘馬 家来 鉄砲 鎗
袖摺挑灯 口取 家来 弓張挑灯 草り取
箱挑灯 口取 家来 為持
杏籠 合羽二

「諸家様御用御取次」〔朱カキ〕
一嘉永五年子閏二月廿九日、奥平左衛門尉様・南部遠江守様・有馬中務大輔様・伊達遠江守様・聰徳院様・智鏡院様、右御方々様御内用向御取次并御書通之節々、拙者受持取扱いたし候様 御直ニ奉承知候、依之同席江も其段申聞置候事、

「御刀番」〔朱カキ〕
一嘉永五年子四月廿六日 昨日御側御用人猪飼御太より豊後殿、御差函之切紙到来、御受書差出候
当秋就 御參勤御在府中御刀番被仰付候旨、於御側御用人座御書附を以被仰渡候同役同様

「湯治」〔朱カキ〕
一嘉永五年子五月、左之通願書差出候所、同月願之通御附札ヲ以被仰渡候付、即櫻島黒神温泉江差越、二廻り致入湯、即帰府之上残日数差上御届申上候事但外御役場之者ハ

つれも医師証文相添差出候事候得共、御側目付相勤居候付、医師証文ニ不及候事

御付礼

口上覚

願之通御暇 被下候 私事、長々腹之痛有之、段々尽手養生仕候得

五月近江 共、今以寸切と全快不仕、此渥湯治相応可仕 旨療医より承申候間、何卒三廻御暇被成下度 奉願候、左様御座候ハ、以御蔭櫻島温泉江差 越、得と入湯仕度奉存候間、此等之趣被仰上 可被下儀奉頼候、以上、

子五月二日

山田壯右衛門

「仕廻料」〔朱カキ〕
一同年五月表向之仕廻料拜領帳末ニ記之

「御合力」〔朱カキ〕
一嘉永五年子六月廿八日 前日切紙到来、御請書差出、御家老末川近江殿御差函、御側御用人猪飼御太より左之通御書附於唐子之間被相渡、列席同役合川次郎兵衛、御合力銀壹貫五百目内七拾五匁、但御供道中片道分重

山田壯右衛門

右は 御參勤御供被仰付候付、江戸拾貳ヶ月往来、四ヶ月相込、拾六ヶ月一詰ニして、御合力銀右之通被下置候、

右御格之通可申渡候、

六月 近江

「御金拝敷」〔朱カキ〕
一嘉永五年子七月二日 昨日御勝手方御用人二階堂源太夫より披き
外御役人連名にて今日罷出候様承知候事

御勝手方御用人二階堂源太夫より同人於詰席左之通被
仰渡、御金五拾兩拜領被仰付候、

金五拾兩

山田壯右衛門

右藏方内定申出趣有之候得共、繰合不相調候付、御

内々右之通被成下候事、

一右ニ付ては、去ル五月廿八日左之書面御側御用人伊木

七郎右衛門江差出、即日御勝手方御家老末川近江殿江

差出被具候段致承知候、尤旧冬より御側役勤豎山武兵

衛迄御内意申上、并御家老勤嶋津豊後殿江御内意得と

申出候所、極御内々其涯金子五拾兩武兵衛より被相渡、

此涯之入価等無手支相勤可申旨、尤藏方願達之上ハ上

納可致段申出置候付、右御金即日武兵衛江其儘相納申

候事、

一差出候御内意書左之通

御内意之覚

私事文政三辰年御小姓御役被仰付、其後高輪

御子様方江掛勤被仰付相勤候所、三位様御附奥御小

姓江御役替被仰附、相勤罷在候処、天保八酉年御小納

戸見習被仰付、其砌より御老中様方其外御役方江御内

使者繁々被仰付、殊ニ出火等之節は昼夜急御使者被仰

付、難有当務ニ付ても同様被仰付、他所向引合之儀ニ

て支度旁も、乍可也応分限候様取仕立、且は無抛付届

等も不致候て不叶儀共段々有之、近比ニは三都并琉球

表御内用取扱被仰付、無調法者難有相勤罷在候処、総

体困窮者右通之入価相屯、其上多人数之家内介抱方等

種々入費筋有之、弥増差迫難淡仕候付、当御時節柄近

頃恐入奉存候得共、来丑春秋代下代出物藏役人之間名

代勤被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、以御蔭他借

等相繕、猶亦精勤仕度念願奉存候、此等之趣御内意を

以申上候、以上、

子五月廿八日

山田壯右衛門

「御発願御供近衛様江御歌道御入門」〔朱カキ〕
一嘉永五年子八月廿三日、齊彬公為御參府御国許 御

発駕、御供相勤出立之通り 行列等是迄、十月九日江戸 御着、

無滞御供ニて致帰府候事 但御用之儀有之、小田原御泊駅より
踏越、前日着いたし候事

一 伏見御滞館中九月廿四日 近衛様江御使者被仰附

參殿行列、乗物、手籠、家来三人、草履、取替人、合羽籠、着服のしめ半袴 於大御書院

忠濃公御対顔被仰付、御直答奏者諸大夫進藤式部
權少輔引進メ、相濟退出、且亦拙者事御歌道之御

入門御許容後、初て參殿いたし候付、再於同所

御対顔被仰付、奏者同人御座末江出礼、直ニ御側

ニ相進、平伏いたし候処 御意今度入門幾久敷、御

口祝數斗御手自被下之直ニ懷、退出、左候て御近習

中村修理案内、於大奥境御鈴口老女兩人龜岡・野

嶋、表使等列席、君様方より之御口上致承知、

自分江之拝領物同人御取次ニて被下之候 一忠照公御

紙・御紙入・御盃
式ツ・御菓子等

「乗馬召立」〔朱カキ〕
一 嘉永五年十月十日御用部屋書役伊東正兵衛江頼相仕

立、左之通願書御側役勤墅山武兵衛江相付差出候処、

同十六日御家老川上筑後殿御差図ヲ以、御用人勤川上

龍衛御取次を以、乗馬自分ニ召建候義御免被仰付候付、

其涯より乗馬召立候事、

但右ニ付ては馬飼料のみ月々相渡申候、

一 差出候御内意書左之通

口上覚

私事、当務ニ付乗馬召建候御規定ニは無御座候得共、

折節御内使者被仰付外勤仕、殊ニ出火之節御老中様等

江御見舞之御内使者兼々被仰附置、是迄御借馬ニて相

勤候得共、平日不乘馴置候てハ込合之場所、別て心配

仕儀多々御座候間、当御時節柄近比奉恐入候得共、乗

馬自分ニ召建候儀御免被仰付被下度奉願候、左候て馬

飼料之儀御法之通被成下、馬屋壱軒御造次相渡候様、

是亦奉願候、此旨被仰上可被下儀奉願候、以上、

十月

山田壯右衛門

一 被仰渡候御書付左之通、

口裏筑後殿より被相渡候御書付之写

山田壯右衛門

右は御内用向等之儀付御内使者被仰付置、御丸内出

火之節は、御老中様其外江も御見舞之御内使者も兼

て被仰付置候処、乗馬不相建候ては急弁いたし兼候

趣相聞得候付、乗馬自分計を以召建候儀被成御免候、

左候て馬飼料之儀御法之通被成下候条、此旨可申渡

候、

但馬屋等致造次相渡候儀は、有来通可取計候、

十月 筑後

「新之助初て 御目見」〔朱カキ〕
一嘉永五年十月廿八日嫡子新之助儀初て之 御目見申

上候、但細事は新之助書留之内ニ
相記置候事

一右ニ付、前以御用人座江差出候留、豎紙ニ認、

口上覚

私嫡子山田新之助事、当年九歳罷成申候付、御序之

節初て之 御目見被仰付被下度奉願候、尤直子別条

無御座候、此等之趣被仰上可被下儀奉頼候、以上、

十月十九日

定府
山田壯右衛門

一御目見被仰付、前以御目付衆より御問条差出候様被仰

渡、左之通差出候、

差出

近日中山田新之助初て之 御目見被仰付候儀も可有之
候間、其心得可仕由にて被仰渡御問条之趣承知仕候、

一私嫡子山田新之助儀初て之 御目見奉願置候付、近

日中被仰付候ても何そ差支無御座候、尤私并親類中

御咎目被仰付候者、其外不致遠慮候て不叶義無御座

候、

一私事何そ付差扣相伺置候儀無御座候、

一先祖代郷養子又ハ郷より被召出候者無御座候、

一願名不仕候、

一祖父屯儀御小納戸頭取御鷹匠頭勤被仰付、一代小番

江被入置候、

一亡父屯儀御小納戸御側目付兼務被仰付、一代新番被

入置候、私儀御小納戸御側目付兼務被仰付、代々新

番ニ被入置候、新之助事未勤方無御座候、

一嫡家無御座候、

一幼少亦是極貧者にて名代ヲ以進上物相納候者無御座

候、

一初て之 御目見不相濟内前髮取仕候者無御座候、

一中紙進上此節仕答ニ御座候、

一当年九歳罷成申候、

一奉願置候通未初て之 御目見相濟不申候間、弥以被

仰附被下度奉願候、

右任御問条差出如斯御座候、尤初て之 御目見不被

仰付内病気差合等御座候ハ、其段可申上候、以上、

十月

山田壯右衛門

「御下通御供」〔朱カキ〕

一嘉永五年十月廿五日昨日御側役より切紙、来春 御下国

御供被仰付候段、御供之御家老川上筑後殿御差図、御

側役豎山武兵衛御取次、於御取附之間上之間被仰渡候
事御供奥向一列被仰渡候

後「御昇進御用掛」〔朱カキ〕
一嘉永五年子十二月十七日

山田壯右衛門

右 御官位御昇進被為蒙 仰候ニ付、御用掛被仰付
候条可申渡候、

十二月 筑後

右之通御用人川上龍衛御取次を以被仰渡候事、

但昨十六日

太守齋彬公從四位上中將御官位御昇進被為 在候

事、

前「虎壽丸様御刀番勤」〔朱カキ〕
一嘉永五年子十二月五日

齊彬公御嫡男 虎壽丸様芝神明宮江初て御行列にて、

御宮參被為 在、御刀番之御跡乘相勤候事 同役驚頭才之通

「仕廻料」〔朱カキ〕
一嘉永五年子十二月十八日、金百両、右来年就 御下国

御供為仕廻料御内証より御側役御取次を以被成下候事

同役一列同様

「納経」〔朱カキ〕
一嘉永六年丑正月八日

自筆法華経一部八卷、大天香一把、供養料金三百疋奥
書ニ姓名相記

右堀之内妙法寺江持參、祖師堂江相納候事、

「尾州侯賜物」〔朱カキ〕
一嘉永六年丑正月廿八日

一瀬戸焼陶器 五品

右尾張中納言様より毎々御使者相勤、此節も御書籍御
借用御取次相勤候付、御贈被成候旨彼御方御用人天野
藤十郎御同朋江口半阿彌御取次を以頂戴いたし候事、

「御用掛賜物」〔朱カキ〕
一嘉永六年丑正月廿八日 昨日御用人川上龍衛より切紙到来
御受書差出す

芭蕉布 三反

山田壯右衛門

右は此節 御官位御昇進ニ付御用掛相勤候付、右之

通拝領被仰付候条可申渡候、

正月 筑後

右之通御用人川上龍衛御取次を以拝領被仰付候事、

「一代小番」〔朱カキ〕
一 嘉永六年丑三月十六日 昨十五日御用人喜入主水より近江殿御差
用罷
出候
御受書差出、当日麻袴着

一代小番

山田壯右衛門

右之通被仰付候、

右御格之通可申渡候、

三月 近江末川

右之通於芝御殿御取附之間上之間、喜入主水御取次を
以被仰渡候、席詰御目付柁山直八・迫水孫次郎、依之
明細書御側御用人方江差出候、

覚

一 御小納戸 一 御役料米四拾八俵

一 年四拾考歳 一 居所堀端御屋鋪

右は一代小番被仰付候付、明細帳為御見合、此段申

上候、以上、

丑三月十七日

名

「御番入」〔朱カキ〕
一 嘉永六年丑三月廿一日 前日御用人川上龍衛より明日四時可罷出
御受書
差出

御受書

一代小番

山田壯右衛門

右之通被仰付候付、一代小番被入置候条可申渡候、

三月 近江末川

右之通於芝御殿御取附之間二之間、御用人喜入主水御
取次を以被仰渡候、席詰御目付柁山直八、

但於 御国許は御番入之儀願出候て被仰付候事

之由、於江戸は願出ルニ不及被仰付候由、

「木曾路 御下國御供」〔朱カキ〕
一 嘉永六年丑五月二日、齊彬公江戸御発駕、木曾路御
通行、六月廿二日御着 城、無滞御供相勤、築地御用
邸内御長屋ニ着致し候事、

一 五月十五日、愛知川駅より御用有之、深更出立、同

十七日暁着伏、同廿日兼て被仰付置候付、 近衛様

江御内使者相勤候、從 右府様得淨院御取次を以御

内証より薄板一枚、御紙入御盃等拝領被仰付候事、

「御參勤御供」〔朱カキ〕
一 嘉永六年丑八月十五日、豊後殿御差図御側役勤山口直

記御取次ヲ以、来寅春 御參勤御供被仰付候事、

「向潟」御巡見御供付前以見分差入〔朱カキ〕
一 嘉永六年丑十一月十二日

齊彬公櫻島 御差入にて、向潟并日州方海岸等為 御

巡見寛城 御立、十二月廿五日隅州蒲生より御帰城、御供相勤候事、

但此已前九月二日、御側役勤豎山武兵衛より 御

休泊御道筋等為見分被差越候段致承知、九月十日

日出立、十月十二日致帰府候事、尤拙者外ニ御

趣法方勤御側役格三原藤五郎・御供目付森川孫

太夫・奥御茶道仁禮雪庵、其外御作事方郡奉行

・寺社方取次・御用部屋書役等致同道候、且亦

今般 御巡見之儀は先例ニ不拘極々質素 御休

泊被遊候

尊慮之段、其外 御直書ヲ以細々藤五郎・拙者

江被仰渡候事、

一十二月十五日、再花岡・新城・垂水江差越、十六

日帰府、重留江も御たのみにて再ひ差越候事、

一十二月十四日、加久藤 御巡見にて、御放鷹有

之、御沙汰にて黒鶴一羽自分羽合投飼候事、

〔仕廻料〕〔朱力キ〕
一嘉永六年丑十二月晦日

御金 百両

右は来春就 御参府御供被仰付候間、毎之通御内証よ

り為仕廻料御側役御取次を以拝領被仰付候事、但同役一
列同様

〔右同〕〔朱力キ〕
一嘉永七年寅正月六日

御金 拾両

右同断表向為仕廻料拝領被仰付候事、

〔御合力銀〕〔朱力キ〕
一嘉永七年寅正月八日御家老新納駿河殿御差図、御側御

用人伊木七郎右衛門御取次を以

御参勤御供被仰付置候付、御合力銀被下置候段被仰渡

候、席詰御目付迫水孫次郎・森川孫太夫 但於唐子之

間被仰渡候事、

〔御刀番〕〔朱力キ〕
一嘉永七年寅正月十一日

御参府中御刀番被仰付候段御家老嶋津豊後殿御差図、

御側御用人伊木七郎右衛門御取次を以被仰渡候事、

〔御国元御立御供 近衛家和歌御会席江被召入〕〔朱力キ〕
一嘉永七年寅正月廿一日

齊彬公覺府 御発駕、御供にて出立_{供廻是迄}、三月六日

江戸 御着、無滞御供相勤帰宅、

一御旅中伏見 御滞在中二月廿二日

なひきあいたる御代のはる風

近衛様江 御参殿、御先番御内使者兼相勤候、被進物は御近習加治隼人江引渡候、左候て

右御人数

右府様 大納言様

齊彬公 諸大夫兩人 御用人兩人 拙者 原田才

輔御医師 都て九人

一御旅中宮駅御止宿、二月廿六日尾州様名古屋御城

御側役豎山武兵衛・拙者三人大奥江被為召 右府様 大納言様 君様方御列座 御目見被仰付、尤

内江御内使者被仰付相勤候、彼御方御用人水野惣

太守様ニも御同座、御側ニて御茶・御菓子・御吸物・御銚子・御飯迄頂戴被仰付、御案内ニて御

左衛門屋敷江差越前以、掛合、面会 御口上申述、御品

座向御庭江被召連、御宝物類御手鑑等一同拝見被

引渡無滞相勤候、

仰付、右府様より御直ニ御盃頂戴、且 大納言

一「御下国御供」〔朱カキ〕
一嘉永七年甲寅九月朔日前日切紙到来、御受書差出候、左候て当朝麻上下着用罷出候

様御初 君様方御銘々御酌も被成下、信君様御

山田壯右衛門

自手御人形・御菓子被下之、退出之節從

右来卯年 御下国御供被仰付候条可申渡候、

右府様老女御取次を以御華入台 御紙入 御盃式

九月 豊後

ツ拝領被 仰附候、彼御方御家士諸大夫兩人今大路某

右之通於芝御殿御取附之間上之間御側役豎山武兵衛御

進藤御用人兩人林播磨 松井丹後我々同様相伴被仰付、御

取次を以被仰渡候、列席山口直記、差引御目附平田善

饗応中御当座有之、御探題ニて祝言と申御題之御

太夫、

短冊拙者頂戴、尤跡達て詠出差上候て宜段承知仕、

但悴新之助事も同様御供被仰附候事、

後日差上候、

長閑しな竹も柳もわかみとり

一「御金内藏」〔朱カキ〕
一嘉永七年寅九月九日